

「移民問題を攻究するに当りまして第一に注意を要することがございます。すなわち日露戦役の結果我國の地位は一変し、その經營を行ふべき地域の拡大を見るに至りましたので、我が民族の濫りに遠隔の外国領地に散布することを避け、成るべくこれをこの方面に集中し、その結合一致の力により經營を行うことを必要とするに至りました。我が對外事業中最も重きを置かなければならぬものは對外商工業であります。故に對外商工業の発達を阻害すべきことは努めてこれを避くる必要があります。政府はこれ等の諸点を考慮しまして、カナダ及合衆國への移民に関しては既定の方針を踏襲し、誠実に渡航の制限を実行しつつあります。その他の方面に於ける移民に関しては、その成績未だ判明するに至りませぬから、目下尙ほ攻究中に屬して居ります。」

と述べたが、この所説は當時世に小村の滿韓移民集中論として、また移民非奨励論として伝播せられ、これに対する是非の論は各方面に起つた。併し彼の前掲の所説を目して直ちに滿韓移民集中論と見るは当たらない。小村は當時にあつて曾て滿韓に移民を集中せよと唱えたことはなく、また曾て移民非奨励論を口にしたこともない。これ小村が明治四十四年二月二日衆議院予算第一分科会にて小寺謙吉及び小川平吉の質問に対する答弁中に於て確と解明した所である。小村の真意は、同分科会その他に於て反覆説述した如く、我が日本は日露戦役後は島帝國より進んで半大陸と化し、他の強國と直接領土を相接するに至つた。今後の列國競争に処して國礎の堅実を期するには、人口は極めて重要な位地を占むべく、すなわち大人口を有する大國を極東に樹立して國歩を進めんがためには、年々増加する幾十萬の我が民族を成るべく日本領土の附近、すなわち朝鮮は勿論、滿洲その他の支那地方、西比利、南洋等政府の容易に手の届く方面に充塞せしめ置くに若くはない。というに外ならなかつたのである。故に小村の民族非散漫論を以て、特に滿韓移民集中論と限局して解釈するのは当たらない。また彼の民族非散漫論を唱えたる當時は、一方には我國に於て粗漫なる海外發展論は盛に提唱せられ、他方には米國に於ける排日運動は漸く勃興しつつあつた。そして我が海外發

展論は、一種の國權論と呼応し、やゝもすれば米國の排日運動を擊破せずんば已まざるの語調もあつたので、これがために米國側の危惧を挑発し、彼我感情の阻隔を招來し、遂には日米の國交上に面白からざる現象を誘導せんとするの虞れもあつた。特に當時政府は日米通商條約改正の業を目前に控え、そして新條約に於ては、移民制限に関する従来の條項の如きは國家の体面上條約の文面より是非共除かしめたしとの希望もあり、旁々我が國民をして潮の如くに米國に流入せしむるを奨励するが如き議論は、政府当局者としては甚だ迷惑に感ぜざるを得ない際であつた。故に小村は時の政策上よりしても、特に民族非散漫論を唱うるに利ありと思惟したかも知れないが、彼の方針を以て移民非奨励論と視るの当らざること知るべきである。その当年の論旨は滔々たる世の論客から種々の批評を受けたが、しかも事實に根拠があり論理の徹底的なことは、爾後の局面が着々これを立証した。

第二節 東亞問題の處理

第一款 太平洋に関する日米協商

小村の第二次桂内閣に入つた前年、すなわち明治四十年・一九〇七年我が政府は労働者の渡米に任意制限を加え、曾て在米したもの、その父母妻子、若くは定住の農業者に限り旅券を發給するとの意を声明した。俗にこれを紳士協約と称するも、厳正にいえば日米兩國間にかゝる協約があつたのではなく、事は我が政府の任意の声明に過ぎない。我が政府は爾來この声明を誠実に遵行し、かつ米大陸への渡航に限らず、ハワイへの渡航者に対しても右の趣旨を準

用し、カナダ、メキシコへの渡航をも嚴重に取締ることを怠らなかつた。然るに米国側では、渡米の日本人は依然多数であると称し、我が政府の右の声明は空文に均しと唱え、我が政府に対し渡米者の制限勵行を求めた。政府は詳細な統計を挙げて渡米者は既に前記資格者に限られ来りたること、かつその数の決して米国側に吹聴せらるゝが如き多数にあらざるのみならず、米国よりの帰還者数も決して少くないことを指摘し、殊に移民以外の渡米者に就ては、日米貿易の逐年通増に伴い、商人の往来も年々増加し来れるは已むを得ざる所以なることを釈明し、労働の目的にて密かに留学商事等の他業を装い渡米せんとするものに対しては、嚴重の取締を為し居る事実と手続とを説き、なお将来一層の取締を加うることを怠らざるべき旨を述べてその不安を除くに努めた。しかも当時米国にありては、民主党のデングアー大会では、同年秋大統領選挙の際に標榜すべき政綱を議定し、中に東洋人排斥の一條を加え、ハースト一派の独立党も同一の題目を掲げ、曾ては本邦人の美德を賞揚し、我邦に対して同情的態度を執つていた大統領ローズヴェルトも、ニューボートの海軍協會に於て暗に生活程度の卑い日本人の渡米は米国の繁栄を傷くるものであるとし、この好ましからざる移民の来襲を永遠に防止する目的を達するには、軍備の整頓に俟たねばならぬと論じて大に海軍擴張の要を説くなど、本邦人排斥問題は政党政派の利用によつて次第にその声を高めんとする状態となつた。由來米国に於ける排日問題は、当初は米国の一般識者はこれを不正不法で、米国民の恥辱とし、寧ろその鎮圧に苦心し、殊に東部の諸新聞雑誌は痛くこれを指弾するの風であつたが、前年の学童隔離事件以来、加州の排日熱は一昂一低、加うるに満洲問題等がこれに交錯して、米国人中には日米両国の衝突は早晚避け難いのではないかとの感を抱くものもあり、これに乗じて米国の職業的軍人及び軍備拡張に利益を有する輩は漫然戰爭熱を鼓吹し、これに移民問題を関連せ

しめため、排日運動は漸く地方的範圍を脱して普遍的となり、遂にローズヴェルトの如き人すら前述の如き意見を吐露するようになり、日本移民排斥の声は遂に動かすべからざる勢力となつた。このまゝ推し進まば、日米両国民の反感は移りて太平洋問題に及び、両国の關係うたゞ憂慮に堪えざるに至るなきを保し難い情勢となつた。

西園寺前内閣の外相は林で、駐米大使は第一次桂内閣の晩年に就任した青木であつた。三十八年の末方、伊藤首相は小村に向つて青木のために遣外大使の起用方を依頼し、小村は彼はロンドンには不可、ベルリンには最も不可であるとし、その以外の任地ならば何とか都合を計るべしと答え、其の詮考の下に華府へ出使せしめることとなつたが、彼は着任後日米の将来に就て深く考へた。その觀察は大要左の如くであつた。すなわち前年の桑港学童事件以来日米の關係について種々不穩の横議惑説行われ、両国積年の交情ために漸く疎隔せんとし、殊に日本に対する疑惧不安の念は、たゞに米国の多数民衆の腦裡に潜入せるのみならず、選少有識者の間にすら漸次浸潤しつゝある。これ一は米国諸新聞紙の煽動の主題たりし前年来の桑港事件に近因せるは疑なきも、実はこれたゞその副因たるに止まり、主因は別に存する。蓋し輓近米国は、その國際的地歩に一新紀元を開きたる米西戰役の結果、フヒリツピンをその領有に得たので、ここに彼我の地理的、延いては政治的關係は一段の密接を致すに至り、そしてその後本邦移民の米国太平洋沿岸に渡航するもの逐年多きを加えたので、さらに新なる利害接点を彼我の間に醸生した。殊に日米両国間の經濟通商關係が年々著しく重要な度を加え来りしに連れ、東亜市場に於ける日米の競争も激甚を示さんとし、これに伴い彼我利益の衝突益々顯著となり、日米の国交は旧時の單純なる稗態を存しないで、愈々複雑多端の大勢を呈した。さきの日露戰役の際には、米国民は我國に対して他事を忘れて熱心なる同情を表したるも、この同情は戰役の終結と共に

に自然に冷却したのみならず、寧ろその反動をも生じ、別して我国の勢力の戦後頃に増大せるを想見し、やがては日本はその満韓経営に於て、その対清政策に於て、やゝもすれば、その夙に唱導せる門戸開放、機会均等の主義を確守するの誠意をも捨て、他を排して独り利権を壟断せんとするにあらずやとの論評をも生じた。米国は晩近自国の勢力の発展と共に、その対外關係に至大の注意を払うに至り、同時に同国民中には自然フヒリツピンの将来を思い、或はその対東亞貿易の前途を慮り、日米の利害は早晚衝突を免かれざるべきかと憂惧するもの次第に多きを加えんとする折柄、不幸にして桑港事件の続発するあり、諸新聞はこの機に乗じて盛に両国民の間に疑惧敵愾の念を挑発鼓吹するので、日米衝突を憂慮せる民心は益々以て両国關係の前途を悲觀し、さては日本は戦勝の余威を頼み、米国の利害感情を顧念せず、一に恣意専横の行動を敢てせんとするのであるから、米国は須らく今に於て戒心し、日本をして米国の實力眞価を承認せしむるに努めねばならぬ、というが如き不穩の論議は好んで俚耳に投ぜられ、我が政府及び国民の一挙一動はとかくに彼等猜疑の種となり、米国陸海軍部内に於てハワイ、フヒリツピン等の防備その他太平洋沿岸の要塞に施設を加えんとするを見ては、民衆はこれを以て日本の侵襲に対する準備なりとし、我国の陸海軍の復旧充実の業を見ては日本は異國ある証なりと解し、会々米国の大西洋艦隊を太平洋方面に廻航せしめんと議起るや、米国の諸新聞紙はこれを以て大統領の日本に対する一種の示威運動なりと揣摩し、日米の關係危殆に瀕せるが如くに論評を下し、殊に米国海軍部内の一部に蟠まり來れる米国の将来の擬想敵国は日本なりといえる感想は次第に俗間に洩れ伝わり、米国の輿論は次第に日本に乖離せんとする形勢を呈するに至つたのである。

青木大使は斯く狀勢を觀測し、この際日米両国民の間に蟠まる誤解を見、不安の念を消散せしめなければ、日米両

国の關係は、直ちに衝突するの危機に逼迫せざる迄も、極めて不利不快の狀態を終始持續するのみならず、移民問題の如き懸案の解決上にも少なからざる困難ありと断じ、私に以為らく、若し両国政府間に於て隔意なき意見の交換により、例えば太平洋に於ける両国の領土及び利益に対する相互的尊重、清國に於ける門戸開放、機會均等主義の維持というが如き大局の問題を捉え、世界に対し日米両国の親交及び善隣の關係を鞏固にし及び誤解の原因を除去するに足るべき宣言を為し、若くは協定を締結し得るならば、よく米国民の間に於ける不安の念を消散せしめ、日米両国の昔日の親善關係を回復することが出来るであろう。然る上にて徐に施策行動せば、移民問題の如きも甚しき困難を見ないで自然に解決の途を得べきのみならず、將來最も多量なる日米の經濟通商關係を發達せしむる上に於ても多大の便宜を來すであろうと思ひ、青木はこの所見を以て間接内密に大統領ローズヴェルトの意向を探つたが、大統領にも同感の由聞及んだので、その後青木は大統領との私的会見の折を機とし、本国政府より何等訓令を受けたものでもなく、また本国政府の意向を反映するものでもない、全然一己の私見に過ぎずと表明した上、大要 (一) 日米両国は通商上の國際的公道たる太平洋の現状を維持することの政治上及び商工業上甚大の利益あるを認め、両国の一方は他の一方の領土権を尊重し、及び太平洋の現状を維持すべきを互に約すること、(二) 日米両国は清國の領土保全及び門戸開放の主義を確守するを聲明すること、但しこの協商は移民問題には触れざるものと為すべきこと、この私案を提出して談緒を開いた。そして大統領はこれに同意を表したので、青木はその始末を政府に電稟し、これに対する考量を求めた。

この電稟に接した林外相は大要左の如くに回訓した。我が政府は日米關係に關して海外に存する不安の念を除去せ

んことを切望するも、かかる協約締結の必要を見ない。かつ不安の念は総て移民問題に原因するのであるから、この問題に触れざる協約は世に失望を招くであろう。加之ならずかゝる重要問題に關し予め政府の承認を俟たず、また請訓を経ずして米國政府と意見交換の舉に出たる如きは、その如何に全然一己の資格を以てせるにもせよ、責任ある日本代表者の言説として我が政府を迷惑の立場に陥らしむるものであると。すなわち林はただに青木の提案の内容に於て不同意であるのみならず、先づ本國政府の意向を確めずして先づ任國政府の意向を確めんとしたのは、交渉の順序を顛倒せるは勿論、かゝる提案を予め経伺せずして勝手に持出したのは、如何に一己の資格なりとはいへ、在外使臣としてその権限を逸脱せるもので、米國に對する我が政府の威信を害つた行動と認めたのである。その後青木より重ねて米國の狀勢を述べ、政府の再考を求めて来たところ、林は「米國人一般の感情が貴説の如く變化したること果して事實ならば、自分はその理由を解するに頗る苦まざるを得ない。戦後の我が國が傍若無人の振舞を爲し、米國をしてその威力を示すの必要を感じしむるに至つたとのことは、いわれなきの甚きもので、閣下はかゝる無稽の誤解を打消すに困難なかるべき筈である。米國に於ける排日的感情は、ハースト一派の煽動に基く一時の誤解か、はた一層根柢ある移民問題の結果なるべく、若し前者ならば、これがために協約を取結ぶが如きは極めて不適当で、若し後者ならば根本の問題を解決しないで協商を爲すも何等利益あるを見ない。故に政府は閣下の意見を採納することはできぬ」と。そして青木が更に根本の移民問題を解決せずして協商を爲すも何等利益なしとせば、政府は如何にしてこの根本問題を解決せんとする積りなるや、心得のため回答ありたしとの意を電請するや、林は折返し、この際根本問題の満足なる解決を見るの不可能なることが、これすなわち協約締結の時機にあらずといつた所以であると回訓し、次

で程なく青木に帰朝の電命を下した。

要するに林外相の所見では、移民問題を離れて日米兩國間にその親交を傷くるの虞ある問題を認めず、随つて青木の如き移民問題に觸れざる協商を爲すは、他になお國交を害する問題あるものとの疑念を内外に与うる虞があつて、必要かつ有害の案であるとして排斥した次第で、林の手記によれば「自分は青木の電稟を京城の伊藤統監に送りしに、當時会々京城にありし桂公には、伊藤と共にこれを閲読し、共にこれを排斥し、移民問題の解決に觸れざる以上は百の協商あるも空文のみと論じ、殊に青木が政府の同意を経ないでかゝる提案を試みたのは不都合であると非難したのは、逐一自分及び自分の加われる内閣の意見と一致した所なるが、その桂が程なく代つて内閣を組織するや、青木の提案を大體基礎とせる協商を改めて米國との間にしたので、前内閣（西園寺内閣）の外交を不活動と批評するは当らず」とある（Pooley op. cit., p. 238）。桂の所見は別とし、林と青木とは平素から感情上相好くなかつたようで、現に青木が帰朝して林を外相官邸に訪うた際、賓室に導かれ、待つこと数十分の後、林は急に侍人をして多忙の故を以て今面会出来ず、再来を請う旨を伝えしめたので、青木は憤然として去り、越えて数日、その樞密顧問官に転するや、もはや林を札訪する地位にあらずと人に語り、爾後遂に兩人会晤の機会はなかつたそうで、その相互感情の疎隔を予て知つていたものは、青木の協商案の運命について夙に想像を下して誤らなかつた。その後西園寺内閣倒れて林は野に下り、樞密院入りの説も伝わつたが、遂に成らず。その成らなかつたのは、青木が山県を動かした結果とも伝えられた。或はいう、林排斥の理由は、林が往年ロンドン駐劄中秘密共済組合に加われりとのことにありしと。その真偽はわからない。次で小村が第二次桂内閣の外相たるべくロンドンから帰朝した際、小村に代るべき大使

の候補者として林は牧野、加藤と共に内議に上つたが、伊藤は西園寺内閣の鐵道国有問題で失脚した加藤を救う意があり、小村も加藤の手腕を英京に煩わすの利を認めていたので、小村の後任は加藤に落ちた。これに就て小村と林との間に多少の意思疎隔も生じたが、折から露都より帰朝中なりし本野は、これを聞いて竊に憂え、竊に小村のために林に疏明する所があつて、林は釈然として、死に至る迄小村を徳としたことである。当時林は故ブリンクリーの後を襲つてロンドン・タイムスの東京通信員となる決意をしたことがあつたが、その沙汰止みとなつたのは小村の諫止に因つたようである。

さる程に第二次桂内閣の外相となつた小村は、一方に於ては内外に對して我が政府の労働者渡米制限履行の事実を知悉せしめて排日論の緩和を計ると同時に、他の一方に於ては排日論と相交又して米国内に盛に唱道せられた日米開戦論の誤謬を匡し、進んで日米兩國の親交を増進し、かつこれを鞏固にするの須要なるを認め、この目的の前途に横わる障礙を除去せんがため、太平洋問題に關し適當の時機に於て米國との間に一協商を遂げ、一般米國人をして不安の念より脱せしめ、以て日米永遠の和親を維持するの方針を立てた。小村の胸底に藏した協商案は、大体に於て青木の前年に画策したものと逕底はなかつたが、しかも青木案は時機果して適當であつたか、又協定の成算あつたかの点は、疑問ないではなかつた。外交は画策と同時に、その画策を実行する好機会を捕捉することが肝要である。この点に於て小村と桂は独特の技倆を有した。時恰も米國大統領ローズヴェルトはその大西洋艦隊を太平洋に回航せしめ、これを東洋方面に遊弋せしめることになつた。小村は同艦隊のその際本邦への寄渡を同國政府に促すことに於て、日米協商のために絶好の機会を見出し、かつ巧にこれを利用した。

大統領ローズヴェルトが日米關係の將來、そして日本海軍に對する米國海軍の勢力ということを考慮し始めたのは、日露戦争の末期すなわち彼が日露兩國間に講和の斡旋を為し始めた頃からで、彼が当時英國漫遊中の米國上院外交委員長ロッヂに宛てた一九〇五年六月七日付書簡中の左の追書は、これを証して詳なものである。

「日本人の若干、恐くはその大多数は、外國人を惡感を以て迎ふべしと予は信ずるが、日本人は、加州議會が今日日本人に對して為す以上の非行は演じ得まい。太平洋沿岸の對日感情は、いづれの見地より考へても愚の極である。

「太平洋沿岸の米人は大に日本人に侮辱を与え、日本人は不道德なる、卑下すべき、かつ無価値な人種なりとの理由で、これを排斥せんと欲する。彼等は一方にはかく日本人を排斥しつゝ、または既に支那人をも排斥し、そして他方には東洋市場に於て利益を供与せられんことを期待する。彼等は彼岸の恐しき新國——嫉妬心あり、神經質で、そして好戰的で、激怒すれば制海權を護る限り直ちにフヒリツピン及びハワイを共に我國より奪うことを得る所のその一國を挑発しつゝ、自國の海軍建造には全く無關心であるほどの大馬鹿者である。

「日本の陸海軍人が敵として畏るべきものなることは、最も明白に立証せられた。世界を通じて彼等ほど危険なものには有り得ない。けれども我が米國の海軍は、水雷艇の操縦に於て果して日本ほどの妙伎を有するや疑はしいが、軍艦の對抗に於ては、少なくとも日本海軍だけの能率を有するものと予は信ずる。今日米國は、艦艇に於ては日本の上であり、この優勢は今後暫くは持続せらるべきも、彼にして嚮進すれば位地一変するであらう。

「予は米國民が一方には日本に對し宏量の正義と衷心よりの敬意を以て相接し、他方には我が海軍を充実し、艦艇の數に於て、特にその操縦能率に於て、傑出するものたらしめんことを希望する。この方針を執るに於ては、我國は日本人を怖るゝに及ばない。けれども若しブルックス・アダムスのいえる如く、我國自身にして『富裕なる、侵略的なる、そして武装なき國』たることを示す

に於ては、日本はいつか我國に向つて侵害を試むるなきを保し難い。

「いづれにしても、苟も我國にして武装せる正義の人たるの位歩を占むる限り、すなわち煽動的政客と党議非服従者とが相共に吾等に要望する所と正反対の方針を執つて進むに於ては、日本に対するとドイツに対するとを問はず、はた大西洋に於けると太平洋に於けるとを論せず、我國は将来確固不拔の位地を保持するを得べしと信ずる。

ローズヴェルトの觀察當時既にかくの如くであつたから、爾來彼が日米關係の前途に対する顧念より延いて米國海軍の充實ということに甚大な考慮を払つたのも怪むに足らない。彼が米國大西洋艦隊を太平洋に回航せしむるに至つたのも、その動機は左に掲ぐる一九〇七年・明治四十年七月十三日付にてオイスター・ベイから國務長官ルートに宛てた左の書簡に詳で、これを讀むに頗る興味多いものがある。

「予は日米兩國間の關係に對しては、他の問題以上に心勞する。幸にして我が海軍は整備し、今や世界を巡航すべき好時機である。第一に予は思う、この巡航は米國海軍の爲すあるを示すに於て、平和的良果を著ぐるを得るものである。第二には、予は時局に就て海軍当局者と熟慮を重ねたる末、平時に於て太平洋上に一大艦隊を遊弋せしめて我が海軍の爲すあるを示し、以て戦時の実験を避けしむることは米國に取り絶対必要なりと、余は確信するに至つた。

「青木大使及び山本大將とは昨日此処で午餐を共にした。青木は非凡の冷血、かつ惻愴な老^{オールド}兒^{ボーイ}で、この点に於てその同胞中に傑出せるやうである。前閣臣で重要な人物たる山本は、当方の局面及び今後の趨勢を明かに全然誤解してゐた。余は通訳により彼と長時間の談話を交えたが、彼は米國は歐洲人を排斥せざる限り特に日本人を排斥すべきでない^{と主張した}。余は彼に事實を事實として承認するの要を反覆説明し、若し米國の労働者にして日本に滲入し、日本労働者の賃銀を切り崩すに於ては、日本は即坐にこれを排斥すべく、すなわち米國は經濟上の理由よりして日本労働者を拒絶するの已むを得ざる所以を語り、米國は到底日本労働者を

入るゝ能はずと断言し、日本にても米國労働者は往昔の開港場以外にその入國に制限を加へている法規を指摘し、米日現行条約は明かに日本労働者を拒絶するの権を米國に留保せしめあることを告げた。余はまた憚る所なく我が艦隊の太平洋巡航の計画を語り、その巡航は極めて短時期に終了すべき見込なる旨を述べて置いた。余はまた日本を賞揚し、余がさきに高平及び金子に書き送つた意見を繰返し陳説した。彼が如何なる程度に印象を得たかは、何ともいうを得ない。」

またローズヴェルト伝の著書ビショップは、その艦隊回航の計画について左の如くに叙した。

「加州問題は一九〇七年の夏に及んでその絶頂に達し、米日兩國の熾激なる新聞紙は互に不謹慎の言論を掲げ、西國民間の悪感を挑発して已まない。ここに於てか大統領は、日本人のために遲滞なく行動（加州議會の反省を促し、日本移民問題に對し暴挙に出でざるべきを勧告せること）を執つた。しかも彼は、日本の諸新聞紙の敵抗的論調に鑑み、その後余（著者）に語つた如く、日本人をして己れの行動は日本を怖れての故と思惟せしめざるを必要なりと認め、すなわち戦艦艦隊を太平洋に回航せしめ、及び世界に巡遊せしめ、米國は平和を熱望するも、さりとて毫も戦争を怖るゝものにあらず。このことを示すことに決意した。彼はいつた。余はパナマ運河の決行に就て予め閣員に諮らなかつた如く、この艦隊巡航のことも閣員に諮らないで決行せんと決意した。蓋し國家危急の際に於ける指導者の任務は、進んで國民を指導し、徒に評議會の一般に怯懦なる識慮の袖裏に隠るゝことを為さざるにあるからである。」(Bishop, op. cit., I p. 65)

すなわち大統領の米國艦隊巡航の動機は、一言にしていえば示威にあつた。我國に對する平和的示威にあつた。平和は熱望するも、戦を挑まるれば敢て応ずるを辞せずまた辞せざるだけの實力あり、ということを我が眼前に示すにあつたのである。或はいう。米國艦隊巡航のことは実は元々ドイツ筋の鼓吹に出たのであると。その真偽は詳でない。この巡航計画が一たび発表せらるゝや、ニューヨークの金融界を代表せる有力の二、三新聞紙は大に反対し、議會

に對しその中止を建議せるものもあつて、上院の海軍委員會はこれに動かされ、巡航費の支出を拒絶せんとする態度をも示した。大統領は屈せず「艦隊を大西洋から太平洋に回航せしむるだけの必要経費は現に国庫にある。故に余は是非共これを回航せしめる、議會にして巡航費の支出を拒まば、艦隊を長えに太平洋に繋ぎ置く迄である」と颯言し、その九月四日付にて紐育のアルバート・シヤウに送つた手東には、「余は弾劾を受けるにあらざる限り、尙お十九カ月間は大統領の職にある。その先きは十が九迄は、もはや大統領たらざるべく、多分何等の公職に就かぬであらう。随つてウォール街の群衆のヒステリーの攻撃の如きは、余の痛痒相關する所でない……余は我が海軍または我が國譽に對して加うる無責任者の攻撃を許さない。またウォール街代表議員一派が余の米國元帥としての職責を剝奪せんとするが如き威嚇は、余に於て何かあらん」とあるが如き、その剛毅不屈の性情、依然ローズヴェルトたるを失わない。

かくの如くにして戦艦十六隻、装甲巡洋艦二隻、駆逐艦六隻、運送船八隻より成れる米國の大西洋艦隊は、イヴァンス提督統率の下に四十年十二月十六日を以て大西洋岸ハンプトン・ロープを發し、船艦相俦んで太平洋回航の途に上り、南米のマゲラン海峡を迂回して翌四十一年三月桑港に入り、更に濠洲及びフィリッピンの方に遊弋せんとした。けれども、その航程には本邦寄港のことがなかつた。のみならず、その遊弋の隱然我國に對する一種の示威運動なるは前述の如く、甚しきは戦艦準備を為しつゝ我が近海を巡航すべしと迄報ぜられた。しかも小村はこの際に於て、よく禍を転じて福と為すの機略を運らすことを怠らなかつた。殊に小村は米國艦隊の東航は前述の如くドイツ筋の鼓吹になるとのことも耳にしたから、旁々寧ろこれを善用するの策に出でた。俗語を以て云えば、其の魂胆の裏を搔くのである。小村は米國艦隊の当初の航程に本邦寄港のことがなかつたのを見、すなわち閣議に諮り、その本

邦寄港方を米國政府に極めて懇懇に懇請した。大統領は直ちにこれを諒し、直ちに令を艦隊司令長官に下し、航程を変更して日本を訪問すべきを命じた。當時イヴァンス提督は中途その職を去り、スパリー中将代つて司令長官であつた。大統領が三月三十一日を以て同中将に送つた左の訓令は、その示威的意図の間になおかつ彼が日米親善の要を如何に深く感じ、如何に強くこれを回航艦隊に諭せしかを知るに余りあるものである。

「いづれ迄もなく貴官は、その東洋に出入する前後に於て当然扱はるゝと均しく、その東洋領海に在る間は殊に最慎重の注意を払ふに怠るなきを要する。余は不必要の言とは思へど、我が将卒をしてその日本に繫泊中、毫末も常規を逸するの舉措あらしめざることについて、特に貴官に對し留意を乞わんと欲する。東京その他日本のいづれの地に於てを問はず、兵員に休暇を与うる場合には、その素行の確實と認めらるゝもののみを選択し、我方に於ける不遜若しくは粗野の何等嫌疑を招来せしめざるに注意すること肝要である。

「余は日本政府が我が國民に對する最大の敬意及び好情を表彰するについて全力を尽すべきを確信する。貴官もまた日本に於てのみに限らず、他の地方にありても、その接觸する日本人に對し極度の敬意及び好情を示すについて貴官の為し得る一切の努力を傾注せらるべきは勿論である。」

訓諭懇篤、また一毫の間然する所もない。

かかる間に米國東航艦隊は、四十一年十月十八日を以て横浜に投錨した。我が第一艦隊司令長官伊集院中将は接待委員長となり、官民協力して歓迎の意を尽した。聖上陛下には特に同艦隊司令長官スパリー以下乗組將校に謁を賜ひ、豊明殿にて盛饌を賜わつた。ローズヴェルトはその際を機として米國政府の深厚なる敬意表彰の電報を致し、同司令長官をしてこれを我が陛下に捧呈せしめ、陛下よりはこれに對し優渥なる勅辭があつた。米國艦隊は碇泊一週日

の後横浜を去つたが、我が官民のこれに対する熱誠摯実の欲待は米國に甚大の好感を与え、同艦隊の万里の航程を了えて米國に帰着するや、米國官民はその成功に対し熱心祝福し、さきに大統領の艦隊巡航計画に激烈の反対を試みた諸新聞紙も、矛を倒にして賀意を大統領に致し、特に爾來日米親善の一段の厚きを加えしに對し、彼に頌辭を捧げて吝まなかつた。大統領も初めよりかく迄の偉大なる成功は予期しなかつたらしく、後年（一九〇九年・明治四十二年）大統領の職を退いてアフリカに猛獸狩を試み、帰路ベルリンを過ぎ、獨逸海軍大臣チルビッツ提督と会談の折、チルビッツは「あの時自分は、日本は米國艦隊の遠航中を機として米國に攻撃を加うるだらうと思つていた」と語り、「貴下には爾く予期して居られざりしや」と問うたが、ローズヴェルトは「余はかかる攻撃の来るべしとは思わなかつたが、その可能なることは夙にこれを認め、すなわち十が九迄は攻撃來を信じなかつたけれども、余の一だけはこれなしと限らずと思つた」と答えたのに徴するも、彼が胸中万一の危険を多少慮つていたことは判かる。彼は帰國後、その親友のサー・デヨルデ・オット・トレヴェルヤンに宛てた書簡體にて叙述した当年のアフリカ及び歐洲各都巡航記（此の巡航記はローズヴェルト伝の著者ビショップに於て、主人公の死後トレヴェルヤンに諮りこれを同書中にて公表した）には、ローズヴェルトはチルビッツとの右会晤の始末を敘した末、筆を当年の米國艦隊東航のことに及ぼして左の如く記してある。

「艦隊発程の當時に於ける余の感想は、日本にして若し攻撃を我が艦隊に加へれば、これ日本が予て第一の好機會に於て米國を攻撃せんと企圖しつゝあつたことの一象証に外ならずというにあつた。余は日本に警勸を示すことには予て最善を尽して來たが、遂には太平洋沿岸に起つた事態に關し彼等の文書中に極めて低調子の覆面した兇猛のあるのを不愉快にも感知するに至り、遂には余

は、日本人は余を以て日本を怖るゝものと解して居るとの斷案を下した。余は蘭國の二前閣員を通じ、かつ寧ろ不思議にも在東京英國大使館の二名の書記官により、日本の主戦党は日本は米國を擊破し得るものと固く信じ、かつ彼等はそゝの元老政治家の見る所と異り、余もまた同様に信じていると思つてゐることをも発見した。當時會々「參謀官提要」の著者として余の推服する英國のイアン・ハミルトン將軍は余に書を寄せ、余の平和の維持に眷々たるを賞し、盟つてその方針より離るべからざること。工業主義が日本の軍國的纖維を喰ひ尽す時を見るに至る迄は、如何なる事情あるも米國は日本との開戦に引摺り込まれてはいけなことを切々勧告して來た。余はこの書に接し、我國の友人にして十二分の知識を有するものすらなかつかくの如きの感を抱くに於ては、日本人は無論自ら米國人よりも優者なりと信じ、早晚それを銜せずには居ないであらうとの確定的結論を得た。余は我が艦隊に全幅の信任を有し、海軍の陸上当局者は百事完備と冷静に確信し、海上將校は戰鬪艦長より下は水雷艦長に至る迄、恰も縛索中の獵犬の如くに緊張し、日本との葛藤の流説、艦隊東航の報を聞くや、水兵出願者続出して未曾有の超員を示し、脱艦者の如きは一人もない、余はいづれにしても、我が艦隊にして最完最備の状態に於て太平洋に回航することが出来なければ、寧ろ回航せしめないがよい。日本にして開戦を欲せば、開戦後二三月掛りて艦隊出動準備に着手するよりも、寧ろ太平洋回航に必要な二三月月を事前に算立する方が確に良いと思惟した。

「故に余はフオン・チルビッツの質問に對しては、艦隊にして一たび出航する以上は、ともかくも二、三カ月はかゝること、我が艦隊は何時日本が開戦するとも、これに適應する手筈を為しつゝありしこと。随つて日本にして果して開戦するとも、或は平和的態度を持統するとも、余は和戦兩備の正しき方針を執りて進んだことを明確に立証し得べしと答えた。然るに日本の態度は平和的であつた。日本政府及び日本新聞紙との閱着の分子は、我が艦隊の出航と共に忽ち魔術の如くに消散し、万事好都合に運んだ。余はフオン・チルビッツに語つた。余は日本をして憐れむべきロヂェエスタウエンスキーとは全然別種なる白人種の艦隊が他に存在することを知らしむるを得策と認めたと。これに對し、彼は当年の艦隊回航は東洋の平和に對して他の何事も企及し得ざる所の好成绩を

挙げたといひ、彼帝からもまた同様の言葉があつた。

(Bishop, op. cit., II pp. 249—251)

明治四十一年九月二十九日小村は在米高平公使に対し本邦は政事上に於て米國との親善を必要とするのみならず、同國が我商業上の大華主國である關係上益々親交を増進する要があり、太平洋問題に關し日米兩國間に適當の時機に商議を開くのを必要を訓令した。而して米國艦隊の東航が我が官民の熱誠なる歓迎に會して成功裡に終つた時期を機とし、高平大使に左の訓令を發電した。

該協商ニ關スル商議ヲ開始スルノ時期ハ帝國政府ニ於テ深く考慮ヲ加ヘタル事項ナリ然ルニ今ヤ米國艦隊ノ訪問モ満足ナル結果ヲ以テ其終ヲ告ケ米國大統領及政府ハ同國艦隊ニ對スル我官民ノ熱誠ナル歡迎ヲ聞知シ十分米國ニ對スル我誠意ヲ感得シタルヘキコトヲ信シ此時機ニ於テ本件ノ商議ヲ開始スルヲ適當ト認メタリ

今回帝國政府ノ提議セントスル協商案ハ太平洋問題ヲ主題トシ之ニ清國問題ヲ加味セルモノナリ即チ帝國政府ノ希望ハ本協商ニ於テ(第一)ニ太平洋ニ於ケル通商貿易ノ自由発達ヲ期スルコト(第二)ニ太平洋ニ於ケル所屬島嶼ハ之ヲ侵ササルヘキコト(第三)ニ清國ニ於テ機會均等主義ヲ保持スヘキコトヲ定メントスルニアリ右ノ内第一点ハ日米兩國カ太平洋上ノ霸權ヲ爭フヤノ疑念ヲ打消スル目的トシ又第二点ニ付注意ヲ要スルハ其ノ範圍ヲ太平洋上ニ於ケル兩國所屬ノ島嶼ニ限定スルニアリ即チ第二点ノ約束ハ布哇、非列賓、台灣ノ諸島ニ適用スヘキモノニシテ韓國滿洲等ノ大陸ニ適用セサルモノナリトス第三点ニ關シ清國ノ領土保全ヲ約セサルコトハ特ニ注意ヲ加ヘタルナリ蓋シ清國現在ノ狀勢ハ最早此クノ如キ約束ヲナスヲ必要トセサルノミナラス他國ニ於テ自國領土ノ保全ヲ約スルハ清國ノ甚大憚ハサル所ニシテ曩ニ帝國政府カ他國トノ間ニ締結セル協定ニ對シ抗議ヲ提出セルカ如キ事實アリ目下帝國ニ於テ益々清國トノ友交ヲ敦厚ナラシメントスルニ際シ此種ノ約束ヲ爲スル面白カラサルヲ以テ特ニ領土保全ニ關スル約束ヲ除キタル次第ナリ以上ノ諸点ハ之ヲ具體的ニ記載シ一ノ宣言案トナシ別電ヲ以テ之ヲ電報スヘシ

右訓電に接した高平公使は二十六日大統領を訪問し我が政府の希望を開陳し且つ草案を提示したが、大統領は一読の上該草案の趣旨を讚賞した。其の後十一月七日選挙運動の爲旅行中であつたルート國務長官が帰來したので、高平大使は即日會見し、本案は兩國の親交永続の爲のみならず世界平和の爲にも必要なる理由を説明し、且清國領土保全に關する規定は列強諸國が清國領土に侵入するも其人民を統治する困難を確知した今日全く不必要のみならず、却て同國の自負心を妨害する虞ある事情等を陳弁して同長官の賛成を求めた。ルートは本件に就ては充分同情を表する旨を陳べ、高平大使の這般の協商は「プラクチカル」と思惟するやとの質問に勿論なりと答え、更に本件は外交文書に依る協定の方が便利である旨を述べた。小村は宣言書の形式を用うることを最も適當と認めたが、本件を上院の議に付するは飽くまで回避するを要するに付、外交文書交換の形式と爲すも止むなしとした。但し我より進んでかかる協商を求め米國が之を承諾したというような体裁は面白くないので、高平大使より先づ協商内容を記載した公文を送り、國務長官は該公文記載の各條項を再記し右條項が兩國政府共通の意見を表徴したものであることを確認する旨の回答書を高平大使に送付する様取計わしめた。依て高平大使は前記協商の内容を提出し、十一日に至りルート長官より修正回答があつたが、其の修正中清國の領土保全の維持の他「アドミニストラチブ・エンチチー」の維持を加え來たつたので、小村は十一月十二日發の電訓にて

國務長官修正案第一点中「アドミニストラチブ・エンチチー」ノ維持ハ滿洲ニ於ケル租借地ハ勿論南滿鐵道附屬地ノ行政權ト牴觸シ從テ我滿洲經營ヲ根底ヨリ攪亂スヘキノミナラズ將來ニ向テ誤解ヲ生ズルノ虞アルヲ以テ我政府ハ到底之ニ同意スルコトヲ得ス

と之が削除を求め、又清国の領土保全の保障は今日の形勢にては不必要であり、清国人の自負心を害するの虞があるので、今回の協商中に此の條項の挿入を不得策とするが、米國政府の希望なれば敢て異存なき旨を高平大使に訓令した。依て大使は十四日國務長官に面会し右の趣旨を伝えた結果、ルーツは遂に「アドミニストラティブ・エンチー」の字句の削除に同意した。其の後協商公文の字句に關し多少の交渉があつたが差したる困難もなく十一月三十日に至り高平大使とルーツ國務長官の間に公文交換を了したのである。その要旨は左の如くである。

- 一、太平洋ニ於ケル兩國商業ノ自由平穩ナル發達ヲ奨励スルハ兩國政府ノ希望タリ
- 二、兩國政府ノ政策ハ何等侵略的傾向ニ制セラル、コトナク前記方面ニ於ケル現状維持及清國ニ於ケル商業ノ機會均等主義ノ擁護ヲ目的トス
- 三、從テ兩國政府ハ相互ニ前記方面ニ於テ他ノ一方ノ有スル所領ヲ尊重スルノ強固ナル決意ヲ有ス
- 四、兩國政府ハ又其ノ權内ニ屬スル一切ノ平和手段ニ依リ清國ノ獨立及領土保全並同帝國ニ於ケル列國ノ商業ニ對スル機會均等主義ヲ支持シ以テ清國ニ於ケル列國ノ共通利益ヲ保護スルノ決意ヲ有ス
- 五、前述ノ現状維持又ハ機會均等主義ヲ侵迫スル事件發生スルトキハ兩國政府ハ其ノ有益ト認ムル措置ニ關シ協商ヲ遂ケムカ為互ニ意見ヲ交換スヘシ

本協定は十二月二日發表された。

この協商の將に成らんとするや、小村はその要旨を同盟の關係に鑑みて先づ英國政府に内示し、次で清國に關し日本政府との間に類似の協約を締結せる露仏兩國、並に協約關係なきも特に内報するを適當と認めた獨逸伊の各政府に

予め内報したるに、以上諸政府はいづれも熱誠なる賛意を表した。そしてその愈々交換を了し、次で世に公表せらるるや、各國の新聞紙は挙つてこれを稱賛せざるはなく、特に米國にありては、日米戰爭説の如きいわれもなき風説は自今全く跡を絶つに至るべしとの論が有力になつた。かくしてこの日米協商は、既往而三年来日米兩國間に蟠れる疑惑を幾分かは消散せしめ日英、日仏、日露の諸協約と相俟つて東亞の平和を維持する支柱となつた。すなわち小村が翌四十二年二月二日の衆議院に於て右協商成立の次第に言及し、

「日米の親善は歴史的性質をもつて居るのみならず、その根底の確固なることは、先般米國艦隊の來航に對する我が國民歡迎の誠意と、米國民の我方に對する友好の精神とによつても明瞭なる次第であります。永遠にこの親交を維持することは日米兩國のために欠くべからざる所なるのみならず、兩國間通商の發達はこの親善の關係をして益々鞏固ならしむるの必要があります。東洋及び太平洋に於ける日米兩國の政策は、從來互に相一致して何等拮据する所なきに拘らず、世間或は兩國の交情に對して疑を挟み、その永遠の親交に障害を与ふるの眞がありましたから、兩國政府はその政策を中外に宣示して一切の誤解の原因を除去することを得策と認め、先般兩國政府間に外交文書の交換を見るに至りました次第であります。かくの如く日米兩國政府がその共同の政策を發表致しましたのは、ただに日米間永久の親交に資する所多きのみならず、東洋平和の維持のために貢獻すること甚だ大なるべきは疑ふべからざる所と考へます。」

と述べたのは至當の宣明で、この宣明が好反響を米國に与えたのも亦當然であつた。

けれども加州排日問題は、別にその根幹を有し、一朝にしてこれを芟除するを得るものではなかつた。しかし小村はその排日運動は米國の一部地方の運動に過ぎないで、米國全体に亙る輿論ではないこと、我が政府はこの地方問題に關しては米國政府の誠意と米國民の常識とに信頼し必然満足なる結果を得ることを信じ、明治四十二年二月二日の

衆議院予算委員会、その他二、三の機会に於てそれを言明した。しかも日米條約上の移民制限に関する字句は、我が国家の体面上恕認し得ざる所であるから、小村は四十四年の春、日米通商航海條約の改訂を機とし、條約面上この字句を削除せしむることに成功した次第は別項に述べる。特に小村は、日米の親善は独り両国政府の交渉交驩のみにて得らるべきものでなく、両国の有力なる実業家が互に来往し、隔意なき意見の交換を行い、十二分の意思疏通を計ることが所期の目的に達する上に最良かつ必須の徑梯であるとし、我が実業界の元老渋沢、中野その他二、三の有力者に説き、米国実業団の東遊を促さしめ、また我が実業団の渡米を奨励し、意義あり効果ある国民外交の実行によりて徐に両国間の誤解を解消するの方針に歩一歩進めたのは特筆に値する。小村にしてなお長命で、重ねて朝に立つ機会があつたならば、加州排日問題は、小村の確信したように、或は満足なる解決に歩一歩進め得たかも知れない。勿論小村は「米国に於ける移民排斥論は根底が頗る深いので、一朝一夕にはこれを解決することはできない。拙い小細工は決してしてはならない」と語つた程で、小村も短日月の間にその解決を期し得べしとは信じていなかった。

第二款 満洲に関する日清懸案の解決

明治三十八年・一九〇五年の北京協約は、当時戦後匆々の間に成つたもので多少不備不完全の嫌のあつたことは掩い得ない。殊にその議定したのは専ら満洲關係事項の大体に止り、別に細目に亘つて決定を要するものも少なからず残された。加うるに満洲の事態は日露戦後の新推移に伴い更に幾多の交渉案件を迎え、小村の第二次外相になつた際その解決の未了のものはなお沢山あつた。その重なるものは（第一）法庫門鐵道問題、（第二）大石橋支線問題、

（第三）京奉鐵道延長問題、（第四）撫順煙台炭坑問題、（第六）間島問題である。これ等の主要懸案を未解決の儘に放置するは、日清兩國の親好に顧みて得策にあらざることは論を俟たない。第二次桂内閣の前任者はまた素よりこれを知らぬではなかつた。またその解決に努めぬではなかつたが、遂に妥結に至らなかつた。そこで之等懸案の解決は再び小村の双肩に負わされるに至つたのである。

抑も第一の問題たる法庫門新民屯間の鐵道敷設經營は、いわゆる満洲鐵道併行線に係るもので、清国政府の当初の画を見れば、該鐵道は法庫門新民屯間を連絡するに過ぎないようであつたが、他日進んで北はこれを齊々哈爾に延長して西比利線に聯結せしめ、南は國外線と連絡して溝幫子から一方は營口に、一方は秦皇島に出づべきは明瞭であつた。されば我が政府は四十年八月、清国政府に対し該併行線の北京協約に違反することを指摘して注意を促し、同年十月及び十二月これに關し照会する所があつたが、清国政府は顧みずして法庫門線敷設に関する工事請負契約をボウリング商会と取結び、抗議覆答未解決の間に西園寺内閣は倒れ、第二次桂内閣となつたのである。小村の所見では今や本問題は一面清国政府に対する問題とると同時に、他面英國に対する問題で、随つてただに清国に対する權利問題として考慮するに止まらず、我が盟邦に対する外交問題としてもこれを考究せねばならぬ。小村はこれ等機微の關係を審に考量し、結局清国政府に対してはその背約の点を責め、今後かかる非行を再演せざるの保障を求め、併せて我が満洲鐵道の蒙るべき損害を補償せしむるの方針を執り、すなわち（一）清国をして本鐵道敷設の承諾を我が政府に求めしむること、（二）我が政府の承諾なくして本鐵道を更に法庫門以北または以東に延長せざるべき旨を明約せしむること、（三）吉長鐵道と同一の條件を以て南滿洲鐵道の一駅、例えば四平街より鄭家屯に至る支線を敷設せしむる

こと、の條件を以て本鐵道の敷設を承認するを得策なりと認めた。

第二の大石橋支線すなわち大石橋管口間鐵道は、当初露國が材料運搬用の名義を以て敷設権を得たもので、條約に於て定められたる撤去期限は既に到達したけれども、南滿洲に於て我が鐵道の幹線存在する限りは、右幹線を海口に連絡する必要あるは言を俟たない。そして右海口を描いて他に存しないこともまた論のない所であるから、今さらこれを撤去するが如きは到底実行し得べき限りでない。殊に清國は滿洲還附條約第四條に於て、後日管口に橋梁を架設する計画を為すときは予め露清兩國間に協議すべき旨を定めたのは、以て管口大石橋鐵道の將來永續せらるべきを予期せるものと見得るのである。この事實に鑑み、我が政府は管口線撤去の到底実行すべからざる所以を清國に説示し、右支線の存続を承諾せしめざるべからず、とは彼の意見であつた。

第三に、清國政府は南滿洲鐵道線路を横断し、京奉鐵道を奉天城小西辺門まで延長せんことを希望していたが、當時奉天に於ける京奉鐵道停車場は奉天城を距る約二哩の地点にあつて、旅客貨物の運輸上不便少くないから、清國に於て右の延長を希望するのは必しも理由なきでない、そして我方に於てもこれに不同意を表すべき事由はなかつたので、小村は本問題は當時の奉天停車場と小西辺門との間に京奉及び南滿洲兩鐵道の共同線を敷設し、小西辺門附近に共同停車場を設置し、京奉鐵道をして奉天城に近接するの利益を享有せしむると同時に、南滿洲鐵道もまた均しくその利益を受くるの方法を執つて本件を解決せしめようと欲した。

第四には、さきに日露講和の際我國は南滿洲に於て鐵道、鉞山、及び森林の三大利益を収むるを一目的とし、そしてそのいわゆる鉞山の利益なるものは、撫順及び煙台の炭坑が主要なるものであつた。されば我が政府は、ポーツマ

ス條約に於て露國をしてたゞに鐵道附屬の炭坑に止まらず、鐵道の利益のために經營せる炭坑もこれを讓与すべきことを明約せしめ、次で北京協約に於ても、清國をして明かにこの讓与を承諾せしめた。そしてこの兩炭坑が少くとも鐵道の利益のために經營せられたるの事實は否認すべきでないから、同炭坑に対する我が權利は、露國に対すると同時に清國に対してもまた確乎動かすべからざるものであつたのは論がない。けれども小村は、同炭坑の清國の版図内に存在するの事實に鑑み、我方に於て特に清國の主權を認め、炭坑の利益を清國に分与する方法を執るのが清國官民の好感を買ひ、將來の經營上諸般の便利を収むる所以であるとし、殊に東清鐵道統約に於て露國は清國に対し一定の納金を為すを約したので、我國に於てもこの際清國に対し一定の利益を分与すべきを約し、我が經營上の便宜を計ると同時に、清國をして間接に我が權利を確認せしむるを以て得策なりとした。

第五の安奉線及び南滿洲幹線沿道諸鉞山問題に關しては、我が政府はさきにその採掘を日清人合同事業と為すの案を立て、在奉天總領事をして同地督撫に交渉せしめ、兩者の間に一成案を得たが、清國政府に於て南滿洲鐵道幹線沿道の鉞山もこれを右協商中に加へんことを主張したため、遂に右議定案の調印を見るに至らなかつたのである。されば小村は、奉天省内鐵道附屬鉞山に關してはその既開未開を論せず公平かつ詳細の章程を取極むべきこととなつて居つたのみならず、撫順煙台兩炭坑の問題にして前述の如き解決を見るに至らば、右議定案に基き安奉及び南滿洲幹線に通ずる一般の鉞山章程を取極むるも何等差支なしと認め、この際清國政府と交渉し、大体に於て奉天に於ける成案を基礎として議定を遂げ、以て本件を妥結するに若かずと認めた。

最後の間島問題は、實に懸案中の最難関であつた。この問題は清韓兩國間の多年の懸案に屬するが、これに關する

韓国側の主張は実は根拠薄弱で、康熙定界以来清韓交渉の歴史と清国が韓国に先んじて行政を該地方に施したる事実とに徴するに、豆満江が両国の境界であることは殆んど疑を容るの余地なく、ただ問題となるべきは、主として豆満江の原流すなわち紅土水と石乙水のいづれが同江上流地方の境界を為すやの一点に止まつた。然るに本問題に対する清国の態度は極めて強硬で、その地方の官憲は終始間島に於ける自国の領土権を固執して已まず、殊に前年来渡船、防穀、国旗、巡查殴打、分遣所侵入等の交渉案件日清両国官憲間に続出し、軋轢相加わるの風であつたので、永くこの状態を放任し置かば、遂には彼我の国交上に影響を及ぼす虞ないではなかつた。故に小村は、我が政府にして清国との親好を敦うし、併せて満洲に於ける我が経営を進捗せしめんと欲せば、かく主張の根拠薄弱でしかも両国間の友情に危険を及ぼすが如き問題は成るべく速に解決して誤解を一洗するを必要と為し、清国政府と交渉して、(一) 我国に於て豆満江の清韓両国の境界たることを確認し、同江上流地方の境界については日清両国の共同委員をして調査決定せしむること。(二) 清国をして間島に於ける日韓人の雜居を公認せしむること。(三) 局子街その他枢要の地に日本領事館又は分館を設置し、條約による領事官の権利を行わしむること。(四) 該地方に於て日韓人の既に獲得せる財産及び着手せる事業は清国をして承認せしむること。以上の條件を以て両国の境界を確定し、併せて我が当初の目的たる韓民保護の途を確実ならしめ、以て本件を妥結すべく、吉長鐵道を会寧に延長するの問題は、本件に關聯してこれを清国に要求するよりも須らく他日適當の時機に譲り、追つて別に交渉を開くを便とすとの意見を立てた。

小村は滿洲懸案の六問題に対する解決方針を以上の如くに定め、これを閣議に諮り、同四十一年九月二十五日その決定を得、伊藤山県両元老もこれに同意を表し、同日聖裁をも得た。よつて小村は林公使(權助)に代つて不日新たに

北京に赴任すべき伊集院公使に右閣議決定の趣旨を体し清国政府との間に交渉を開始すべき旨を訓令し、併せて折衝の際に準拠すべき細目を指示する所があつた。小村はまた当時會々渡米の途次本邦に立寄つた唐紹儀を引見し、談の右諸懸案に及びし際、唐に問うていう「間島問題については二箇の要点がある。一は境界の劃定で、他の一は韓民の保護であるが、清国政府はこの二点に対し同一に重きを置くや、またはその間に輕重を設くるや」と。唐答う「清国政府の最も重きを置くは境界の劃定である」と。小村は我が政府の飽く迄韓民保護の目的を貫徹する決心なることを告げ、両国政府の各重きを置く所相異なる以上は、本件の妥協は必しも難事にあらずと思考すと語りたるに、唐は「境界にして劃定する以上は、日本政府は韓民保護のため特別の官吏を派遣する積りなるや。また保護官の職權は如何」と尋ねたので、小村は「境界問題にして確定せば、日本政府が韓民保護のため派遣すべき官吏は無論領事官なるべく、その職務もまた條約によりて領事官に属する権限に外ならず」と答へたるに、唐は「さすれば間島問題の解決は必しも困難ならずと思惟する」といつた。次に談は法庫門鐵道問題に移り、小村は「日本政府は清国をして新民屯法庫門鐵道の敷設を断念せしめ、これに代ゆるに滿鉄の一駅より法庫門に達する鐵道を以てせんことを主張する、これにより清国は法庫門方面開發の目的を達すべく、英國の請負者は右鐵道の工事を担当して利益を収むべく、そして滿鉄もまたその利益を害せらるゝことを免かるべく、すなわち一挙三得ならずや」と語りたるに、唐は「それは初耳なるも、これまた一案なるべし」と答へ、話題は転じて京奉線延長問題に及び、唐は日本政府が京奉線を奉天に延長するを許認めんことを切望する旨を述べたので、小村は「元來本問題は何等外交上の關係あるのではなく、畢竟鐵道経営に關する一の実際問題に過ぎず、随つて南滿新奉兩鐵道の利害を調和するの案を得ば、その解決は甚だ容易なるべし」と述べ、

唐は満足の意を表し、北京に電報して妥協の勸告を為すべき旨を答えた。右の会談中、特に重要な法庫門鉄道問題で、唐は重ねて小村に会見した際小村の提案に賛意を表し、これを北京政府へ上申したる趣を語つたので、小村は伊集院公使に訓令し、本問題については清国政府に対し先づ新民屯法庫門鉄道の敷設を断念し、これに代るに満鉄の一駅より法庫門に達する鉄道を以てすべきを主張せしめた。

小村はこの会談の際に於て、唐の渡米に先だち清国の一般外交について唐を説得せしめ置くを得策と認め、諄々極東の形勢を語りてその諒解を促した。小村は唐に先づ最近世界の状況と極東の形勢とを説明し、

「十五年前アフリカ領有問題の列強間に決定せられてから、列強の活動は専ら清国方面に向い、列強は最近十余年以來清国に於て相續して利権を求め、土地を租借し、勢力範囲を設定し、鉅山鉄道の特許を把握するに腐心し、遂には清国の分割を見ずんば已まざるの勢を致した。然るにこの形勢は更に再転し、列強の清国に対する圧力は漸次減殺し、今日に至りてはその勢殆んど終熄し、清国をして安んじて憲政を布き、力を内治に委ね、諸般の革新を實行するの余裕を得さしむるに至つた。この形勢の再転については固より幾多の理由あらんも、その最大原因として挙ぐべきものが二つある。一は日英同盟の成立で、他の一は日露戦役の結果である。そしてこの二者がいつれも日本を以て直接の当事国と為せる事實は、如何に日本の行動が清国の運命に密接の大關係を有するかを証示して余りある。故に清国にして自国の康寧と隆昌とを計り、併せて東亜大局の平和を維持せんと欲せば、宜しく日本と友好を厚うし、日清両国相携へて共に東亜の事に従ふの決心を為すのが肝要である。日本の希望此に存するは言を俟たぬ所であるから、清国にしてまた右の決心を為すに於ては、東亜のこと憂うるに足るものはない。日清両国の和親を計るには、両国互に虚心坦懷以て事に當り、常に大局の維持を顧念し、徒に小故に拘泥しないことが最も必要である。」

と語りたるに、唐は逐一同感を表し、

「閣下の所説は逐一卑見に符合するのみならず、本国政府もまた特に日本との交誼を厚うせんことを切望し、自分出発に際しては両宮より日清両国親睦のため特に尽力すべしとの聖勅をも拝した次第である。」

と答えたので、小村は更に進んで

「日清両国の親睦を計るに方りては、ただに兩國相親むのみを以て足れりとせず、更に互に相信頼し、他国の離間中傷に耳を傾くことなきを要する。列国中には日清兩國の親交を以て己れに利あらずとし、努めて兩國の間を阻隔せんと企図するものなしとしない。清国にして若しかかる国の離間中傷を輕信し、日本の真意を疑うに至れば、これ彼等の術中に陥るものである。かつ他国にして日本に謀ることなくして密かに清国との間に東亜に関する協商を遂げ、または彼等相互の間に清国に関する協定を為すが如きことあらば、これすなわち日本に対し好意を欠く挙措で、日本の決して是認し能わざる所である。」

と断言した。この時唐は「清国また固より現に他国の中傷に注意するものであるが、今後も益々警戒し離間策に陥ることなきを期する。蓋し今日日清兩國を離間するに最も腐心するものは某国ならん」と述べて、或一国を挙げた。小村は「離間者の何国たるかは自分よりも貴下自身一層よく承知し居らるべし」と告げた。唐は語を転じて今次の使命に関する心組を述ぶる所があつた。

伊集院公使は着任後、皇太后の万寿節、次で両宮の崩御、その他清廷側に於ける種々の故障で数週日を打過ごし、十二月二十八日を以て漸く第一回交渉を開始するを得た。清国側から外務部尙書那桐及び袁世凱の外、外務部左侍郎聯芳、同右侍郎梁敦彥も参席したが、専ら應對の任に當つたのは袁で、伊集院はこれに対し詳に我が政府の趣旨を披陳する所があつた。然るに翌四十二年の一月、袁の革職あり、談判ために一時中絶となつたが、間もなく梁敦彥の署

理外務部尙書となるに及び、彼が主として折衝の局に当り、引続き同公使との間に談判を重ねた。されど清国側の態度常に要領を得ず、遂に三月一日の第七回會議以後、正式の會議は暫く中止の姿となつた。今交渉開始以来当日に至る迄の交渉経過を概述する。

(第二) 法庫門鐵道に關しては小村は、閣議決定案を提出するに先だち、なお一応從來の案によりて交渉を為すを適當と認め、さきの提出案すなわち清国に於て新民屯法庫門間鐵道の敷設を断念し、これに代えて滿鉄の一駅より法庫門に到る鐵道を敷設するの案に對し清国の回答を促すことにし、次に清国にしてこの案に不同意なる場合には、清国に於て新民屯法庫門鐵道を敷設すると同時に、滿鉄をしてその一駅より法庫門を経て鄭家屯に到る鐵道を敷設せしめんことを求めたるに、清国側は右兩案共に応じ難き旨を答えた。(第二) 大石橋支線問題に對しては、我方から清国政府のその存続を承認し、併せてその末端駅を牛家屯より營口市街附近に移すことに同意せんことを要求したが、清国は明答を与えなかつた。(第三) 京奉南滿兩鐵道の共同線を奉天城小西辺門まで延長し、その終端に共同停車場を設置するの件は、清国側に於てこれを好まずと稱して現在兩鐵道停車場より各延長線を敷設するの議を出したが、我方にては地形上小西辺門附近に兩鐵道の停車場を設置すること能わざること、かつ滿鉄延長線の終端停車場を他の地点に求むるの實行困難なることを発見したので、奉天に於ける滿鉄停車場を兩鐵道の共同停車場にし、または我が停車場に接近して彼方の停車場を設けしめ、これに對し我方より充分の便利を与うることにし、同所より奉天城迄は電氣鐵道等により連絡を執るの案を提出したるに、清国側はこれまた明答を与えない。(第四) 撫順煙台炭坑に關しては、我國は條約により獲取した權利は動かし難き旨を言明すると同時に、從來これに關係を有する清国人に對し恩

惠的に若干金を与え、かつ採掘石炭に對し相當の金額を納入するに異議なき旨提言したるも、彼は日清合併と為したき旨を述べたので、我方に於ては前記主張の枉ぐべからざる所以を説明して彼の考量を求めた。(第五) 鐵道沿線鉱山の件については、我方より閣議決定案の趣旨に基き提議したが、交渉は進捗しない。(第六) 間島問題に至りては、清国側に於て最も重きをこれに置き、速にこれを決定したき希望を述べたるも、我方に於ては詳細論議の後公平に決定するの外なしと述べ、次で我方よりは間島に對する清国の領土權を承認すべきを言明すると同時に、本件に關する閣議所定中の若干條件を提出し、かつ他日の素地を作るため吉長鐵道を會寧に延長するの件を要求したるに、清国側にては清国の領土權を認めたるのみで雜居韓人に對する清国の法權を認めざるに於ては有名無実なりとし、間島に於ける二三地方を通商地として開放し、通商地に居住する韓人及び單にその以外の地に歴遊往來する韓人は韓国の法權に服せしむべきも、その以外の雜居韓人は総て清国人と同様に見做し、一切清国の法權に服せしめべき旨を主張したので、我方よりはこれに對し、韓民の保護は間島問題の根本事項たるのみならず、日本政府に於て該地方に於ける清国の領土權を承認する以上は、韓民保護の件は讓歩不可能である、尤も清国側の事情を察し韓人雜居の地域を現に韓人の密集せる区域、すなわち豆満江左岸に於て艾呀河、老爺嶺、老嶺を以て境とする地域に限定し、また本邦人の居住を一定の通商地に限り、該通商地に我が領事館及び分館を設置すべき旨提議したるに、清国側にては尙お我が讓歩を求めて依然決しなかつた。

伊集院は我が提議の趣旨を一層闡明ならしめんがためこれを覺書に認め、これに先だつ二月六日これを梁に手交し、その友好的考量を求めたるに、三月二十二日に至り署理外務部右參議曹汝霖は、これに對する回答を同公使に送

致した。曹はこの回答に於て（第一）法庫門鐵道に關する我が提議を斥け、本線は滿洲鐵道の利益を害する所がないから日本政府に於て再考ありたしと要求し、（第二）大石橋支線は現條約により撤去するか、または北京會議録所載清国全權委員の声明の如く清国自ら敷設すべきものである、日本の要求に応じ難しと述べ、（第三）奉天停車場を共同にするは事端を生ずるの虞あり、そして京奉線を城門に延長するは交通上至便で、かつ滿鉄に損害を及ぼすべきものでないから、日本に於て承諾ありたしと要求し、（第四）撫順炭坑は王承堯の私財で、煙台炭坑もまた露国に譲りたる明文なく、随つていづれも日本に譲与したるものでないことは會議録の声明に照して疑を容れぬから、日本は公道に顧みて互に弁法を商議せられたしと主張し、（第五）撫順及び煙台に關する弁法協定後、奉天總督をしてさきに議定したる安奉沿線欽山規程を基礎として南滿幹線沿道欽山のことを商議せしむるには敢て異議なしといひ、（第六）間島の清国領土たるの確証は屢次声明したる所で、日本は既に清国の領土権を認むるに當りなお韓人の裁判権を留保せんと欲するが、越壑の韓民は從來これを清国人と同一に待遇し、これを清国人と看做し、清国の管轄を受けている。今後同様たるべきである。彼等にして若し韓国の籍に復歸せんと欲せば、一年以内にその耕地を清国に返納して去るべく、清国の法權に服従するを欲せざるものは総べて將來開かるべき通商地に移るべし。通商地は清国自ら定めて一、二カ所を開き、各国商民の居住貿易を許すも、自開商埠の例に倣い警察、衛生、道路等一切の行政權は清国官吏に歸し、各国領事はただ居留民の貿易遊歷事務を管理すべし。現在の日本官吏及び兵員は総て直ちに撤退を要する。吉会鐵道敷設のことは境界問題に關係ないから、商議の問題と爲すに及ばず。日本政府に於て右に同意し、先づ間島問題を解決して和衷商量の実を示さば、爾余の問題は自ら商議弁理し難きにあらざるも、若しなお相争わば終

に結了の期がないから、これ等一切の問題を挙げてハーグの仲裁裁判に附するを請うの外なし、日本政府がこれを希望するや否や予め承知したしと披述した。

この回答に接した伊集院は、小村の訓令の下に四月五日を以て曹署理に對し、「日本政府は妥協の精神を以て能う限り譲歩しつゝあるに拘らず、右の回答には一として誠意の認むべきものがない。日本政府は間島の所屬を清国に譲るを辭せざる好意を表したるに拘らず、清国は單に裁判權の一点に拘泥し、しかも忽ち一切の懸案をハーグ仲裁裁判に附せんことを提議するが如きは、徒に局外者の干渉を招くに過ぎないもので、極東平和のために遺憾とせざるを得ない」と切言し、本懸案はその性質上仲裁裁判に附すべきものにあらざることを説明し、その反省を促した。その後曹は右の仲裁裁判案を撤回し、引続き兩國間に於て商議することに致したき旨を申越したが、しかもそれだけで、何等具體的確答を致さない。翌六月二十三日、在本邦清国公使は小村に對し、裁判權問題は間島問題の重要な核心で、この一事が解決せば間島問題は落着すべきであるから、日本政府が如何なる程度まで裁判權問題を主張するや、かつその解決方法を承知したしとの意を續々照会して來た。小村はこれに對し七月十九日付回答に於て間島問題に對する主張を簡単に闡明し、石井次官は命によりその回答を同公使に手交するに方り、日本政府の間島問題に關し既に声明せる意向、すなわち清国領土権の承認は、他の滿洲懸案の満足なる解決を條件としたもので、他の問題が北京に於て依然中止の姿にある今日、独り間島問題を抽出して交渉を進むるは不可能であるから、右は他の問題と同時に商議するとの説明を与えた。しかも清国政府の態度は依然要領を得なかつた。

抑も我が政府の提案事項はいづれも現に我が把握の下に屬せるものにあらざるはなく談判の継続する限り我方の現

状を維持するに於ては、これがため苦痛を感じるは清国で、我国は何等失う所がない。勿論滿洲一地方に関する問題のため日清兩國の親交を阻害するが如きは、東亜の大局に鑑み我が政府の避けたい所であるから、我が政府が依然懸案の妥結に努力すべきは言を俟たぬが、しかも清国側に於て和衷の誠意を表せざる限りは、暫く現状を維持し、以て先方の反省を俟つことも已むを得ない所であつた。けれどもこれ等懸案の外、清国に対する交渉案件中には現状維持を以て満足すべからざるものが二つある。一は安奉鐵道改築の件で、他の一は吉長鐵道借款細目の件である。安奉鐵道の改築が條約上我が權利に屬することは論なく、そして軍事上並に經濟上より見れば、その実行は一日を緩うすることを許さない。殊に同鐵道は京釜京義兩鐵道を南滿東清兩鐵道に連絡するものであるから、速にこれが改築を完了し、釜山を最南終点とする歐亞交通の大道を開き、以て我國の活動に資するの要があることを言を俟たない。然るに當時清国政府は我が條約上の權利を無視し、或は守備兵、或は警察の問題を提起し、甚しきに至つては軌道を改めて広軌と為すこと、並に技術上必要な線路の更正を為すことにすら異議を挟まんとした程で、徒に言を左右に托して改築の実行を阻止せんとするの色があつた。第二の吉長鐵道の敷設は、これまた軍事上及び商業上我が必須と認めた所なりしのみならず、南滿洲に於ける我が鐵道經營のためにも成るべくこれが急設を要した。然るにこれに関する外交上の交渉は當時既に終了し、その借款細目に關し南滿洲鐵道会社委員と清国委員との間に當時議定中であつたが、同鐵道の収入を我が正金銀行に預け入れる方法が難關となり、ために同鐵道敷設の權利を確實ならしめること能わざる状態にあつた。されば小村はこれより先き六月中、安奉鐵道については、清国政府がなお妥結に意なき場合には、我が政府は條約上の權利に基いて断然自ら改築工事を実行すべく、吉長鐵道については多少の乗除を為すも、速に權利

を確實ならしめる要ありとし、この趣旨を以て閣議に問い同月二十二日その決定を得た。

小村は右閣議の決定を得た上なお隱忍清国政府の反省を俟つたが、安奉線工事改築のことははや猶予すべからざるを認めたので、彼は八月六日を以て伊集院をして清国政府に対し、安奉線改築工事は北京條約の精神とその後の声明とに基き、この上の遷延を許さないで、清国政府が既に誠意を示さざる以上は、日本政府はその協力を俟たず自由行動を執り、直ちに改築工事を開始すべきこと、日本政府の決心は既にかくの如くであるが、この改築工事に支障を与えざる限り安奉線問題に関する談判には日本政府は欣然これに応ずべく、かつその他の懸案に対しても、飽く迄協和の精神を以て清国政府と妥結するを辞せざること、の趣旨で最後通牒を發せしめ、同時に政府は南滿洲鐵道会社總裁に即刻安奉線改築工事に着手すべき旨を命じた。平素口に對外硬を唱え、政府の軟弱を罵つた志士論客も、多くは小村の果斷決行を見てその結果如何を危ぶんだが、その一断は忽ち清国政府を動かした。小村は曾て対清談判の秘訣を語り「向うから談判を持ち掛けさすようにするのが早道だ」といつたことがあるが、今次の小村の態度は正にこの奥の手を出したもののようである。果然清国政府部内の日清親善論者は、小村の一断により甚大の刺激を受け、殊に監国攝政醇親王を中心とする肅親王、良弼、端方、洵貝勒、壽貝勒、毓朗等の一派は力を時局の匡救に尽し、那桐も地方より急速歸京して外務部に復任し、自ら折衝の局に當ることとなり、緊張した局面は漸く緩和の兆を呈した。局面既に緩和せんとす、余は刃を迎えて解くが如しである。清国政府はさきに伊集院公使より提出した解決案に対し、対案を具して速に解決に意を尽さんことを改めて提議して來た。抑も滿洲懸案は、前述の如くその性質上いずれも現状を維持するに於ては我方の失う所はないものであるから、小村は安奉線改築の如き特に急施を要するものを除

き、他の懸案に關しては暫く現状を維持するに一旦決意した次第であるが、現状維持は實は一時已むを得ざる臨機の処置たるに止り、永遠の策ではなく、懸案長く解決を見れば、その事由の如何を問はず既に兩國間の親交を阻害するものあるを免れない。殊に我方が滿洲において有する所の特殊位地を確立せんとするに方つては、事實に於て滿洲に於ける諸般の經營を進めて我が根柢を深からしむることを要し、これがためには一方に於て清国官民の感情を融和し、平穩に經營を進ましめ、他の一方に於ては列国をして我が經營の清国の同意を経たる合意の行爲たることを承認せしむるを要するから、能うべくんば速に懸案を解決して兩國間に於ける不快の種因を絶つに若かざるは勿論である。小村はこの目的を達するには、今次清国の反省を以て逸すべからざる好機會と認めた。殊に小村は清国政府の最重要視する間島問題について、譲るべきは断然譲り大局の乗除を完うするの巨利ありて些損なきを信じた。この問題に關してはさきの廟議の決定に基き、我方に於て間島領土權の主張を固執せず、専ら韓人保護の目的を達するを主旨として清国政府に交渉し、結局その争点は間島雜居韓人に対する管轄問題に集一するに至つた。そして清国政府の主張は、強いてこれ等韓人を清国臣民なりと為すのではなく、右韓人に対する裁判權を自国の手に保有せんとするにあつた。由来これ等韓人は一種特別の歴史を有する移民で、清国側に於てこれを自国臣民なりと主張するに多少の理なきでもない。かつ雜居地住民の七割を占める韓人に対し清国がその裁判權を有せずとあつては、その統治上に少なからざる困難を見るべく、旁々清国をしてこれ等韓人に対する裁判權を拋棄せしむるが如きは、到底同政府の承諾を期し難きこと寧ろ當然とすべきであつた。故に小村は間島問題に關する妥協を遂げ、同時に他の滿洲懸案を悉く解決せんとするには、少なくとも韓人裁判權問題に於て我方が多少の讓歩を為すの覺悟なからざるべからざる所以を認めた。また

元來我方に於て該裁判權の保有を欲したのは、これにより韓人保護の任を完うせんがために外ならぬから、その保護の目的が達し得らるゝならば、必しも裁判權を我方に収めねばらぬ理由もなく、別して清国に於て外國人が治外法權を享有するのはいづれも開港市居住者若くは内地歴遊者に止まり、外國領事官が廣大なる不開地域雜居の自國人民に對し裁判權を保有するが如きは、清国と各國との條約上未だ容認せるものがないから、清韓條約により我方に屬する所の領事裁判權は、これを普遼外國人の享有する權利と同一に認むべく、これを間島雜居地に居住する韓人に及ぶと解するは妥當を欠くの嫌いがある。殊に滿韓交境辺陲の地に於ける韓人の裁判權を余りに重大視し、ために各種懸案の解決に障害を与うるが如きは、大局に顧みて決して得策なりといえない。されば小村は大局に鑑み、雜居地居住韓人に關しては強いて裁判權の保有を主張せず、同時にこれ等韓人保護の目的を達するため一種の會審制を設け、韓人に關する裁判については我方より特に官吏を派して立會はしむることにし、これにより一面清国政府を満足せしめ、一面韓人保護の根本主義を貫徹して間島問題を妥結せしめ、そして他の五問題については既成の方針を執つて進み、清国をして我が要求を容れしむるに努むるを緊要なりとし、この趣旨の下に間島の境界その他の解決に必要な條件案を具して閣議に稟議した處、閣僚もこれに同意を表し、聖裁をも得たので、小村は直ちに必要な訓令を伊集院に下し、右を我が讓歩の極度として折衝に當らしめることとした。

八月十三日、清国側よりは安奉線軌道の修築及び線路の更正を承認し來り、次で十八日には、久しく交渉中なりし吉長鐵道借款細目も妥結した。そして他の懸案六カ條については、爾來伊集院と那桐、梁敦彥との間に数次の會商を遂げ、二旬を出でずして協定が成り、翌九月四日に間島及び滿洲五案件に關する二種の協約としてその調印を了し

た。この両協約に於て我國は、法庫門並行線については清国政府をしてその譲歩を声明せしめ、その代り撫順煙台の煤炭に対し採掘税及び輸出税を清国に納付することを我方に於て承諾し、大石橋管口間鉄道も清国政府がその南滿洲鉄道の支線たること、及び停車場を管口市街附近すなわち南滿洲鐵道会社の希望地点に延長することを承認し、これと交換的に我國は清国の京奉鉄道を奉天城根まで延長することを承認し、そして間島問題については、我國は清国の領土権と併せてその裁判権を承認する代りに、清国政府をして吉長鉄道を延長して会寧に聯結せしむることを承諾せしめた。この外両国政府間に交換せる附帯の公文もあつたが、省略する。要するに滿洲問題の解決は彼我互譲妥協の結果で、その間に処せる小村の苦心努力の大なりしことは察すべく、同時に北京にあつて折衝の局に當つた伊集院の勞苦も多とすべきであつた。右両協約調印の報に接するや、小村は同公使に電謝して曰く、「貴官の久しきに亙りて折衝を重ね、諸般の措置その宜しきを得、今回の好結果を見るに至りたるは満足に堪えず、茲に帝國政府の名に於て貴官の尽力に対し深厚なる謝意を表し、併せて本大臣一己の祝詞を申述べ」と。小村の満足知るべきである。

間島ニ関スル日清協約

(明治四十二年九月四日 調印)
(同年八月八日 發表)

大日本国政府及大清国政府ハ善隣ノ交誼ニ鑑ミ図們江カ清韓兩國ノ國境タルコトヲ互ニ確認シ並妥協ノ精神ヲ以テ一切ノ弁法ヲ商定シ以テ清韓兩國ノ辺民ヲシテ永遠ニ治安ノ慶福ヲ享受セシメムコトヲ欲シ茲ニ左ノ條款ヲ訂立セリ

第一条 日清兩國政府ハ図們江ヲ清韓兩國ノ國境トシ江源地方ニ於テハ定界碑ヲ起点トシ石乙水ヲ以テ兩國ノ境界ト為スコトヲ声明ス

第二条 清国政府ハ本協約調印後成ルヘク速ニ左記ノ各地ヲ他國人ノ居住及貿易ノ為開放スヘク日本国政府ハ此等ノ地ニ領事館若

ハ領事館分館ヲ酌設スヘシ開放ノ期日ハ別ニ之ヲ定ム

龍井村 局子街 頭道溝 百草溝

第三条 清国政府ハ從來ノ通圖們江北ノ墾地ニ於テ韓民ノ居住ヲ承准ス其ノ地域ノ境界ハ別図ヲ以テ之ヲ示ス

第四条 図們江北地方雜居区域内墾地居住ノ韓民ハ清國ノ法權ニ服從シ清國地方官ノ管轄裁判ニ歸ス清國官憲ハ右韓民ヲ清國民ト同様ニ待遇スヘク納税其ノ他一切行政上ノ処分モ清國民ト同様タルヘシ

右韓民ニ關係スル民事刑事一切ノ訴訟事件ハ清國官憲ニ於テ清國ノ法律ヲ按照シ公平ニ裁判スヘク日本國領事館又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏ハ自由ニ法廷ニ立会フコトヲ得但シ人命ニ關スル重案ニ付テハ須ラク先ツ日本國領事館ニ知照スヘキモノトス日本國領事館ニ於テ若法律ヲ按セスシテ判断セル廉アルコトヲ認メタルトキハ公正ノ裁判ヲ期セムカ為別ニ官吏ヲ派シテ覆審スヘキコトヲ清國ニ請求スルヲ得

第五条 図們江北雜居区域内ニ於ケル韓民所有ノ土地家屋ハ清国政府ヨリ清國人民ノ財産同様完全ニ保護スヘシ又該江沿岸ニハ場所ヲ挾ミ渡船ヲ設ケ雙方人民ノ往來ハ自由タルベシ但シ兵器ヲ携帯スルモノハ公文又ハ護照ナクシテ境ヲ越ユルヲ得ス雜居区域内產出ノ米穀ハ韓民ノ販運ヲ許ス尤凶年ニ際シテハ仍禁止スルコトヲ得ヘク柴草ハ旧ニ依リ照弁スヘシ

第六条 清国政府ハ將來吉長鉄道を延吉南境ニ延長シ韓國會寧ニ於テ韓國鐵道ト連絡スヘク其ノ一切ノ弁法ハ吉長鉄道ト一律タルヘシ開弁ノ時期ハ清国政府ニ於テ情形ヲ酌量シ日本國政府ト商議ノ上之ヲ定ム

第七条 本協約ハ調印後直ニ効力ヲ生スヘク統監府派出所並文武ノ各員ハ成ルヘク速ニ撤退ヲ開始シ二箇月ヲ以テ完了スヘシ日本國政府ハ二箇月以内ニ第二条所開ノ通商地ニ領事館ヲ開設スヘシ

右証據トシテ下名ハ各其ノ本國政府ヨリ相當ノ委任ヲ受ケ日本本文及漢文ヲ以テ作成セル各二通ノ本協約ニ記名調印スルモノナリ

明治四十二年九月四日

北京ニ於テ

第二節 東亞問題の處理

宣統元年七月二十日

大日本国特命全權公使 伊 集 院 彦 吉 (官印)
大清国欽命外務部尙書会弁大臣 梁 敦 彥 (花押)

滿洲五案件ニ関スル日清協約

(明治四十二年九月四日 調印)
(同月八月八日 発表)

大日本国政府及大清国政府ハ滿洲ニ於テ雙方共ニ關係ヲ有スル事項ヲ明確ニ議定シ將來ノ誤解ヲ防キ以テ兩國善隣ノ關係ヲ益鞏固ニセムコトヲ希望シ茲ニ左ノ條款ヲ訂立セリ

第一条 清国政府ハ新民屯法庫門間ノ鐵道ヲ敷設セムトスル場合ニハ予メ日本国政府ト商議スルコトニ同意ス

第二条 清国政府ハ大石橋營口支線ヲ南滿洲鐵道支線ト承認シ南滿洲鐵道期限満了ノ際一律清国ニ交還スルコト並該支線ノ末端ヲ營口ニ延長スルコトニ同意ス

第三条 日清兩國政府ハ撫順及煙台兩處ノ炭鉱ニ関シ和平商定スルコト左ノ如シ

甲 清国政府ハ日本国政府ノ上記兩炭鉱採掘權ヲ有スルコトヲ承認ス

乙 日本国政府ハ清国ノ一切ノ主權ヲ尊重シ並上記兩炭鉱ノ採炭ニ對シ清国政府ニ納税スルコトヲ承諾ス右ノ税率ハ清国他處ノ石炭ニ對スル最惠ノ税率ヲ標準トシ別ニ協定スヘシ

丙 清国政府ハ上記兩炭鉱ノ採炭ニ對シ他處ノ石炭ニ對スル最惠ノ輸出税率ヲ適用スルコトヲ承諾ス

丁 炭鉱ノ区域並一切ノ細則ハ別ニ委員ヲ派シテ協定スヘシ

第四条 安奉鐵道沿線及南滿洲鐵道幹線沿線ノ鉱務ハ撫順及煙台ヲ除キ明治四十年即光緒三十三年東三省督撫カ日本国總領事ト議定セル大綱ヲ按照シ日清兩國人ノ合弁ト為スヘク其ノ細則ハ追テ督撫ト日本国總領事トノ間ニ商訂スヘシ

第五条 京奉鐵道ヲ奉天城根ニ延長スルコトハ日本国政府ニ於テ異議ナキコトヲ声明ス其ノ実行ノ弁法ハ地方ニ於ケル兩國官憲並

専門技師ヲシテ妥美商訂セシムヘシ

右証拠トシテ下名ハ各其ノ本国政府ヨリ相当ノ委任ヲ受ケ日本文及漢文ヲ以テ作成セル各二通ノ本協約ニ記名調印スルモノナリ

明治四十二年九月四日

宣統 元年七月二十日

北京ニ於テ

大日本国特命全權公使 伊 集 院 彦 吉 (官印)
大清国欽命外務部尙書会弁大臣 梁 敦 彥 (花押)

此の日清協約の成立した当時、米国政府に於てその新任駐清公使クレインを赴任の途中より急に華府に呼戻して辞職せしめた事件がある。当時同政府が日清協約に關し我が政府へ抗議を提出すべしとの風説は頻々伝えられた。クレインは新任後早々赴任の途に就き、十月五日桑港より乗船する予定で三日同地に着いたが、国務省よりの急電に接し倉惶歸東し、そしてその十日華府に国務長官ノックスを訪うた結果は、遂に彼の辭職を見るに至つた。国務省が同月十二日を以て公表した陳述書によれば、国務省は今次の日清協約は米国の利益に牴觸せるや、はた機會均等主義に反せずやを探知せんがため種々調査中なりしが、この調査は未だ終了せず、随つて未だ何等決定を見るに至らざりに、クレインは国務省に於て一属僚より右調査の進行中なることを聞知し、責任者に計ることなく、またその許可を得ることなくして、新聞記者に向つて米国政府は日清協約中の或條項に關し抗議提出の準備中なりとのことを語り、その談話が新聞紙上に表われ、転じて日本へも電報されたが、国務長官は右はクレインに於てその責に任すべきものと認め、これを赴任の途中より召還し、その説明を要求したるに、彼は該新聞記事は自分の不謹慎な談話に出でたる

ことを公認し、この不謹慎にして國務長官の信任を欠くべき重大事と認めらるゝに於ては、自分は異議なく辭職すべき旨を申出たので、國務長官は遺憾ながら公事の要求せる所に鑑み、その辭職を聴届けべき旨を告げたのであつた。クレインの辭職にはなおこの以外にも二、三の裏面的理由ありしやに噂せられたが、表面の理由は、大体右の如くであつた。その後月余、すなわち十一月十一日、小村は在本邦米國大使を引見した折、日清協約が機会均等主義に矛盾せざる所以を闡明したが、同月十三日に至り同大使は本國政府の訓令として、該協約中特に第三條及び第四條に關し、安奉線及び南滿幹線、欽山の合同經營は米國人を除外せる独占權を意味するものと解釈せらるゝ余地ありとの懸念があるので、日本政府年來の主義方針に鑑み、右に對する保障を得たしとの旨を照會して來た。小村は之に對し同月二十五日を以て回答し、撫順煙台の炭坑はポーツマス條約及び北京協約に於て完全かつ明確に日本に讓渡せられた、欽山中の二坑で、共に實際經營中のものに屬し、今次の協約第三條は該二坑に關し何等新讓与を規定せるものではなくて、單に現存の我が独占的經營權を確認したに過ぎざること、また第四條中のいわゆる大綱なるものは、未だ關係兩國政府より必要な承認を受けざりしため、その間効果を生ぜざりしもので、右は既に發見せられたる欽山に屬し、實際本邦人の選定に係る少數のものにのみ適用せらるべきことを述べ、今次協約の規定は米國人その他いづれの國人をも除外し、滿洲に於ける欽山の發見、開掘、經營の独占權を企圖するものに非ず、また會て企圖したることなしとの保障を与えた。その後米國大使よりは同月二十七日付を以て重ねて補足的照會をして來たが、大体に於て小村の前記の説明保障に満足し、爾後別段の交渉を見ることはなかつた。

第三款 第二回日露協約の締結

明治四十三年・一九一〇年七月の第二回日露協約の締結に係る小村の功績を叙するには、先づ以てそれより三年前に西園寺内閣によつて成れる第一回日露協約及びこれに對する小村の所見を略説し、併せて四十二年末米國政府の滿洲鐵道中立に關する提議の始末を記述せねばならぬ。

抑もポーツマスの講和後なお暫くは、露國政府部内にあつては我國軍備の復旧的充實計画を視、日本は恰も一八七五年にビスマルクが仏國の傷痕全癒せざるに先だち再びその頭上に鉄槌を下そうとした如く、露國の復讐戦を見込んで近く露國に對し攻勢を執り來るべしとの疑懼を抱いたものも少くなかつた。我國は露國に對し毫もかかる態度に出づるの意思のなかつたことは勿論であるのに、露國側にあつて獨り疑懼を抱いたのは解すべからざるところであるが、とにかく露國は我國に對して不安の念に驅られ、何時再戦を見るやも測られずとして、その對極東軍備の擴張に腐心の契と為さんとの考もあつたやうで、彼はその回顧録に「余は講和談判に入るに方り、若し講和條約を補足するに日露同盟の一條約を以てするに於ては露國は一層有利の條件を握るべきを覺つた。余は極めて婉曲にこれに説及したが、小村はこれを避けた。けれども日本は必しも露國との部分的同盟に反對せざるべきは明瞭であつたので、余はラムズドルフ伯に打電し、卑見にては講和談判は日露同盟への方針を以て當るを可とすると申送つた。然るに伯の回答は余の意見に反對の語調であつたので、余は右の腹案を放棄した。随つて談判終つて余の日本全權と相別るゝ時

には互に助け合うべき友としてではなくして、ただ無期限の戦闘中止を約せる敵として相別れた」と記し (Yarminsky, op. cit., p. 176)。また彼は講和條約の調印後、部下の一人に平和は決して永続せず、この講和は太平洋岸の民族争覇の一階梯に過ぎずと語り、ローゼンは更に一步進み、「この條約は一の休戦條約のみ、露国は更に陣容を改め日本に止めを刺さるべからず」と説いたとある。(Korostovetz, op. cit., p. 144) 平和を重んずるウキツテやローゼンの如きすら、かかる見解を抱いてゐたとすれば、露国の軍閥準軍閥の輩が日露の前途を依然陰惡視し、依然戦備に汲々たるの状があつたのは怪むに足らない。特に当時露国にあつて復讐戦を喋々したのは、ニコライエウキツテ大公の主宰した国防會議の面々で、同會議に於ては復讐戦の場合に於ける二、三の作戰計画を立案したこともあつた。後日首相となつたストリピンStrypinの如きも同様の見を持ち、速に黒龍鐵道を露領内に敷設するを安全なりとし、その敷設案を議會に提出するに際し、議會の国防委員會に對し日本との再戦は避け能わざるべく、遅くも一九一二年、明治四十五年迄には破裂すべしと説明し、以て議會の協賛を得た程であつた。当時ウキツテはこの敷設案を以てただに財政上の大負担なるのみならず、日本軍のこれを鹵獲することの容易なるは東支鐵道と拵ぶところなく、かつ黒龍方面の清國の勢力を露國の不利に増大せしむるの虞ありと論じて反對したが、この反對説は容れられず、黒龍鐵道敷設のことは遂に決定せられたのである。

されど他の一方に於て、露國政府部内にも日露提携の須要を認めたものもあつた。ポーツマス講和の翌年、即ち一九〇六年の五月、ラムスドルフに代つて外相となつたイスヴォルスキーIskovskyの如きは、当初よりその最も有力な一人であつた。彼はその回顧録に於て外相就任當時に於ける國際政局の一般形勢を叙し、次にいう。

「露帝國はなお戦傷より癒えず、引続いて革命の騷擾を迎え、内外の難題に逢着して極めて苦境にある。その際に新に入つて外務大臣となる余は、露國の對外政策について確たる一定の方針を立つべき要求に會した。蓋し露國の歐洲に於ける位地は、その既往十五年間仏國と正式の同盟關係にあるの事實によりて既に定まつた所がある。露帝は一時は獨帝の詭計に誤られ、よしんば全然仏國と乖離せざる迄も、少なくともヨリ錯綜かつ不定の位地に露國を永久に陥るゝを免かれざる所の新局面に露國を踏入れんとしたるも (一九〇五年七月のピュルキョ密約をいう) 幸にしてニコラス帝の德義と良性とは、その過失を實行せしむるに至らず、遂にラムスドルフの注意により獨帝の陷穽から身を脱し、仏國との同盟は依然渝る所なきを得た。けれども顧みて既往二年間の歐洲政局を見れば、その間に著しき變遷あるを見逃し得ない。仏英兩國は過去の旧怨を棄て、相互信頼及び善隣復興の新時運を迎えた。露國は英仏協商の存在により、日露戦役中既に許多の恩恵を受けた。けれども恒久かつ完全の利益を得んがためには、なお一層英國に接近するの要あるは明瞭なるが、しかもその接近たる、露國にして仏國の例に倣い、英國との間に横たわる幾多の難問題を解決する方法を見出すにあらずんば到底不可能に属する。殊に露國は英國との握手のみにてはなお不充分で、これに附帶して是非共に日本との誠実なる調和を計るの要がある。この政策はただに仏國の盟邦として我が露國自身の位置を固むるの效果あるのみならず、同時に露仏同盟の全基礎を更に一層堅実ならしむるものである。これに反し露國にして近時の國際的變局に伴う論理的結論を無視し、依然英國及び日本との緊張せる關係を持続するに於ては、露國は早晚該兩國とは勿論、盟邦たる仏國との間にも面白からざる關係を生ずるを免かれざるべく、そして獨國はその機會を利用して再び露仏の離間を試み、露國の精力を東方に傾注せしめ、或は進んで露國を仏國の敵位に引摺り込みしむに於て成功するかも知れない。恰も十八世紀の中葉歐洲に起つたあの同盟の變調が今日再演せらるゝようなことがあれば、露國の將來に取り、また世界の平和に取り、危険これに過ぐるものなく、股鑑は遠からずあの七年戦役にある。露國にして仏英兩國と背馳し、覇を亜細亞に争うに没頭するが如きは、ただに露國の歐洲に於ける歴史的役割のみならず、その獨國に對する經濟上及び無形上の獨立權をも抛棄するの已むなきに至り、遂には事實に於て獨國の一屬邦と化せし

め、ために歐洲全体の災害を招致すべきや必然である。他なし、独国にして一たびその東境に全然心配なしと感ずるに至らば、世界征服の夢想を表現せんがために、機を見て何時仏英兩國に決戦的攻撃を加えるや測られざるからである。

「かゝる難関を目前に控え、その迅速かつ確固不拔の解決を要する際に於て、余は召されて外務大臣の職に就いた。余はさきにロンドン及びパリに往ける折、既にこの問題に関しネリドフ（駐仏大使）、ベンケンドルフ（駐英大使）、ムラヴィエフ（駐仏大使）と意見を交換した。そして吾等は悉く露国の外交政策は依然仏国との動かざる同盟を枢軸とすべく、かつ仏国との同盟は、英、国及び日本との協商によりてこれを鞏固かつ拡充せしめざるべからずというに一致した。余は就職に際し、この腹案を以て陛下に具奏し、陛下の全幅の同意を得ざる限り拜命せざるべきことを夙に決心した。」（Seegar, op. cit, pp. 81—83）。

彼が既に入つて外相となつたのは、疑もなく右の意見が露帝の嘉納を得たものと推測し得べきである。されば彼を外相とした露国政府は、爾來極東將來の平和保障に就て日露の間に何等相約するを得ざるべきかと考え、我が政府の意向を試探したることもあつた。政府に於ても東洋恒久の平和を保障するため、露国との親交を増進するはその切に希望する所であつたので、在露本野大使を通じて同年二三月の交より露国政府との間に内議を進めた。

小村は露国をして一日も速に戦敗の旧怨を去らしめ、日露の交情を恢復し、以て極東將來の平和を固むるの要を認むるに於て人後に落ちなかつた。日露開戦前、廟堂の一角には、戦局はよしんば我が勝利に帰するとするも、露国を永遠に仇敵たらしむるのは我が將來の位地として懸念ならずやとの論も出たが、小村は國に永遠の仇敵なく、戦後は日露が却つて刎頸の友国とならずとも限らず、否、兩國は全力を尽してこの方針に向はざるべからず、そしてその成算必しもこれなきを憂えずと説き、右の懸念を一掃せしめたことがある。されば日露の協商は、小村として主義に

於て異議あるべきでなく、協商の成立は彼が「成算必しもこれなきを憂えず」といつたその予言の適中を証するものである。ただ問題は、協約の内容如何にある。当時駐英大使として右内議の内報に接した小村は、露国をして右の考案を提出するに至らしめた理由は察するに、（一）露国はその現状に照し今後数十年間は到底極東にその力を伸張すること不可能であるから、従来の侵略的方針を抛棄し、我國と親睦を維持するの外他策なきを自覺した結果なること、（二）露国内の当時の擾乱はなお当分継続すべき状態であるから、同国政府は今後或時機に於て人心收攬のため外交的活動の挙に出で、そして歴史上及び宗教上の關係より自然バルカン問題の再起を試むるに至るべきが、その時に方りては彼はその全力を同方面に集中するの必要上、極東に於ける後顧の憂を除去せんがため我國と友誼的關係を保持せんと欲して策ここに出でたことと推断し、極東平和維持のためにはこの際必しも露国と協約を取結ぶの要なかるべきも、若しこの機会を利用してこれを締結するに於ては、我國は將來北滿洲及び黒龍江地方に於て露国の猜忌を受けず、我が利権發展上その根を作るに便宜を得べく、そして同方面に於て我國が根を作るに至らば、將來露国と親睦を維持する場合にも、或は然らざる場合にも、共に多大の利益あるべく、また露国にしてバルカン問題を再起するに至るとせんか、独塊その他歐洲諸国の外交自然繁劇となり、彼等をして他方面を顧みるの迫なきに至らしむべく、随つて我國がその間に処して受くる利益も少しとせず、との見地から協約締結を主義に於て得策なりと断じ、ただその協約は単に大体の趣旨に止め置き、韓國に關しては勿論、滿洲に於ける勢力圏分割等には涉らざる方然るべしと認め、この意見を政府に電稟する所があつた。

その間に露国政府よりは我方に對し協約案の提出があつた。西園寺内閣は小村の意見をも考慮したが、露国が今後

果して永くその極東に於ける活動を絶止すべきや頗る疑わしとし、寧ろこの際韓国に於ける我が地歩を一層明確にし、かつ滿洲に於ける兩國活動の範圍を分画し、以て将来誤解の原因を根絶するを得策なりと認め、その趣旨を以て決定せる対案を露国政府に提出した。そして同政府より更に修正案の提出があつた。この修正案には、日本は露国の蒙古に於ける利益の優越なるを承認し、その利益を害すべき何等行動を執らざること、日本は蒙古に於て鉄道、電信、鉱山等に関する何等の譲与を要求せざるべきこと、かつ日本は蒙古地方に學術探險者、通商視察者、布教師、將校、教官等は一切派遣せざるべきこと等の注文もあつた。小村はこの修正案を聞くに及び、露国の要求は全然片務的なものみならず、我が対案の一カ條として提出せる兩國互に清帝国の独立及び領土保全並に同国に於ける列国商工業の機會均等主義を承認し云々に牴牾すべく、若し我方に於て仮に蒙古に於ける露国の利益の優越を承認するとせば、彼をして滿洲全体に於ける我が利益の優越を承認せしむるの外他に適當の交換條件なしとし、露国をして断然蒙古をその勢力範圍内に置かんとするの企圖を抛棄せしむべしとの意見を重ねて林外相に電稟した。しかも露国は、蒙古を固持してなお容易に譲る色が無かつた。そこで小村は更に政府に対し、蒙古に関する露国の提案は実にその意を得ざるのみならず、元來今回の協商は我方から進んで求めたのではなく、露国の提議に応じたものであるから、若し蒙古に関する規定を設けなければ協商成らずとあらば、一時協商を中止して他日の機會を俟つも遅しとしない電稟した。

政府はこれにつき種々考慮の末、内蒙古を露国の勢力範圍に入れることは彼我の譲歩著しく權衡を失するのみならず、内蒙古は露国に隣接せる地域でなく、却つて支那本部に接觸するものであるから、これを露国の勢力範圍と爲すに於ては支那本土の安全を危うし、東亞全局の均勢を破り、日英同盟の精神とも矛盾する結果となるので、絶対に同

意すること能わす。外蒙古については、その区域を沙漠以北すなわち喀爾喀蒙古と定むべく、そして我方は「露国の外蒙古に於ける特殊利益にして清国の独立及び領土保全並に同国に於ける列国商工業の機會均等主義と兩立する限りに於てこれを承認し、その特殊利益を害すべき措置を執らざるべきを約する」こと、右の「兩立する限りに於て云々」の條件は、露国がこれを協約條文に掲ぐることを好まずとあらば、別に外交文書を以てその意を明かにすること、韓国のことは将来の發展なる文字も曖昧で、他日の韓国併合に對する完全なる保証とも認め難いから、今回の協商には全然除去すること、なお別に問題となつた松花江航行に関する件は、我が權利を留保すること等の廟議を決定し、六月二十日これを本野に電訓し、この趣意の下に露国政府と折衝を重ねしめ、その後紆余曲折を経て七月三十日漸く調印を了した。これすなわち第一回の日露協約である。要するに露国の当年の要望たりし蒙古を挙げてその勢力範圍に置くことを我方に承認せしめんとした片務的條件を打破し、その譲歩を外蒙古に止め、しかもその特殊利益を承認するは清国の独立及び領土保全並に商工業の機會均等主義を擁護支持するの規定に對し敢て例外を設けたるにあらざることを明かにせしめたのは、小村の獻言が与りて大に力があつたのである。小村は右協約成立の報に接して大に喜んだ。巨細の点に就ては、彼に於て別に意見があつたが、大体に於てその成立は日露旧怨を捨て、相提携するの反映として、小村はこれを快事とした。

この際に於て、右第一回日露協約と殆んど時を同うし、詳にいえば四十年六月十日を以て、日仏兩國の東洋に於ける相互の地位及び領土權の保持に関して新に成れる日仏協約について一言する要がある。これより先き三十九年末、仏国の有力なる政治家で東洋に於ける仏国の位地に関し我国との間に一協商を遂げんことを希望したものがあつた。

時の内閣議長クレマンソー、外相ビション、蔵相カイヨウの如きは、我が栗野大使へは勿論、当時公債募集の用務を帯びてパリに滞在せし高橋財務委員（是清）に対してもその所見を述べた。爾來栗野は仏国政府当局者と意見の交換を重ね、その結果同政府は翌四十年三月末に同大使を通じて日仏協約案を我が政府に提議した。その要旨は「日仏兩國は互に清國の独立及び領土保全を尊重するに同意なるにより、かつ兩國が主權または保護權を有する領域に近邇せる清帝國の諸地方に於ける秩序及び平和の確保を顧念するを以て、これ等諸地方に於ける平和及び安寧を確保するの目的に対し互に相支持するを約す」というにあつた。小村は仏國の意見はこれにより仏領印度支那の安全を計らんとするに帰着すべく、そして我方に於てはこの協商により特に利益する所なきが如くなるも、若し我が政府に於てこれを基礎に協約締結に決する場合には、予て仏領印度支那に於て我が官民の既往不満足なる取扱を受け来りし事實に鑑み、この際同地方に於ける我が通商の將來の發展を計り、本邦人の事業を保護せんがため、仏國官憲に於て我が官民に対し欧米人と同様の取扱を与うるの証言を為さしむるを一策なりとし、その意見を政府に電稟した。林外相は仏國提案が特に利益を我方に及ぼすことなしとする点に於て小村と感を同うしたが、日仏兩國の政治的關係について一部仏國の不安を除き、（これより先き我國有力者の南進意見書、特に仏領印度支那侵略策なるものが仏國の二三新聞紙上に記載せられ、甚しき物議を招き、甚しき不安を仏人に与へたこともあつた）、我方に他意なきを示すに於ては、その間接の結果として起債及び外資輸入等經濟的關係について利益少なからずとの論で、すなわち協商の交渉に應ずるに決し、これについて審議を尽した結果、協約案の冒頭に兩國互に清國の独立及び領土保全を尊重することに同意なるによりとあるは、既に兩國間にこの約束が成立しているが如き綱を与うるのみならず、この一句は協約締結の原由

なるが如くにも見えるから、これを修正し、主權または保護權の外、我が遼東租借地を包含せしめんがため占有權なる一句を加え、さらに小村の前記の注意をも酌み、印度支那に於て日本官民に対する最惠國待遇を保障せしむるの意を加え、別に福建省に於ける我が特殊利益を明確ならしめんがため、本協約は同省に対し完全かつ有効に適用せらるべきの意を明かにする文書の交換を行うの趣旨を以て対案を作り、四月下旬栗野をしてこれを仏國政府に提出せしめた。爾來兩國政府間に協約の方式、行文等に関する数次の交渉を重ね、六月に入り協議纏り、同月十日調印が出来た。要するに日仏協約は、仏國政府が印度支那の安全を図るため我國との協商を希望し、我が國政府は日仏親交を堅実なる基礎の上に確立するは直接間接の利益少なからざるべきを思い、相当の條件を加えてこれに應ずることとなり、彼我交渉を重ねて成つたもので、特にその仏領印度支那に関する宣言書に於て「日本官吏及び臣民は仏領印度支那に於て身体と財産保護とに関する一切の事項に付最惠國待遇を受くべく云々」の規定あるに至つたのは、小村の前述の注意が与つて力あつたことを見逃してはならぬ。

明治四十年の日露、日仏協約の成立の次第は大略叙上の如くである。然るにその後一年、小村が第二次桂内閣の第二次外相となつた頃には、日仏の關係には別段の不足なきも、滿洲方面の状況は右の日露協約を以てしては未だ尽せりというべからざるものがあつた。先づ我國の側より觀れば日本は、日露戦役の結果既に實際に於て韓國の主權を掌握し、韓國に於ける我が地歩は既に確立するに至つたが、滿洲に至りては、我國は特殊の關係を有することとなつたに拘らず、その地位は当時なお搖蕩脆弱の觀があつた。日露兩國が南北滿洲に於て特殊利益を有する事實は明白であるが、兩國間には未だ明確に勢力範圍を協定せるものなく、随つて兩國の利害は、將來なお衝突絶無とはいひ難き

状態にあつた。その他の列国にありても、滿洲に於ける我が特殊の地位を認識するに未だ充分でなく、やゝもすればその実勢を輕視し、我が利益と相容れざる挙措に出ることなしと限られなかつたことは、現に後段述ぶる所の米国の滿洲鐵道中立提議によつても窺われる。加うるに清国に於ける政權の中心は常に動搖し、その方針は朝令暮改で、隨つて將來滿洲に關し我国に対して執るべき態度の如きも、容易に測知し難きものありしのみならず、往々滿洲の利權回收を囑言して憚らなかつた。これ等の諸原因は相錯綜し、滿洲に於ける我が地歩は、ために不定不安なるを免かれなかつた。抑も滿洲の事態を改善し、我が將來の發展の地歩を固めしむるは小村の宿志で、また彼を柱石とせる桂内閣の方針であつた。この方針を遂行せんがためには、一面には滿洲に於ける我が諸般の經營を進捗せしめ、我が根柢を深からしむると同時に、他の一面には列国をして我が特殊の地位を確然承認せしむるを最急務とする。然るに列国をしてこの承認を為さしめんとするには、先づ滿洲に於て我国と相並んで最大利害關係を有する露国との間に隔意なき協商を遂げ、日露兩國互に滿洲に於ける各特殊地位を確認し、兩國間に利益衝突の端を拒ぎ、併せて兩國の關する限りに於て滿洲の事態を決定するのが順序である。かゝる協商にして成立するに至らんか、英仏兩國は日露の各盟邦たるの關係に顧み必然これを承認すべく、滿洲に於ける我國の地位はただ鞏固を加うるのみならず、滿洲問題に關する列国の連合を不可能ならしめ、清国もこの新事態に對しこれを自然の趨勢と自覺すべく、以て我が滿洲經營の方針を遂行する上に良果を齎すべきは疑を容れない。さらに翻つて露国の政策を案するに、露国は敗戦後一部の復讐論者は措き、思慮ある輩はまた事を極東に構うるの意なく、加うるに当時近東の形勢は益々その力を東歐に集注するの必要を感じしめ、すなわち一言にしていえば、極東に於て我国と相結ぶに於て巨益あり、相背くに於て大損あること、同国

当局者の漸く識認する所となり、これを識認すると共に自然我国との間に更に一層堅實なる協商を遂げ、滿洲のことは一に我国と相提携してこれに當るの要を感得するに至つた。

この時に方り、滿洲六縣案が日清兩國間に解決されてから数月ならざる明治四十二年・一九〇九年十二月、米國政府は突如として滿洲鐵道に關する重大な一提議を日露及び英独仏諸國政府に試みた。この提議は日露兩國政府をして第二回協約を締結せしむるに至れる、よしんば原因とはいわざる迄も、少なくともその締結を促進せしめた一大動機となつたものであるから、こゝにその始末を敘することゝするが、それには、米國の滿洲鐵道中立案の前驅とも見るべき錦愛鐵道問題について先づ一瞥を下す要がある。

これより先き、北京に於て法庫門鐵道問題の我が故障により一頓挫を見るや、四十二年五月六日の交、倫敦ボウリング商會の在北京代表者フレンチは、その代償として当時清國側に計畫のあつた錦州より斉齊哈爾に到る四百五十哩の鐵道敷設工事請負を企て、これを実現せしむるについて清國政府に運動した。この鐵道計畫は我國に取つて軍事上及び經濟上重大の關係があり、殊に南滿洲に於ける我が經營は直接の影響を受けるから、小村は該鐵道敷設の結果を慎重に攻究し、併せてこれに伴生すべき列國との關係を考慮し、これが対策として該鐵道を以て南滿洲の並行線と看做して北京協約によりその敷設を阻止すべきか、また我國に於てその敷設を是認し、清國がこれに關し外國の助力を仰ぐ場合に我國もこれに加入することゝし、該鐵道に對する我が關係の根柢を作るべきかを慎重熟考し、結局該鐵道は南滿鐵道の並行線なるは論なしとするも、仮にその線路が洮南府を通過するものとせば、南滿鐵道との最近地点たる錦州附近もなお百有餘哩の距離を有するので、錦齊鐵道を以て南滿鐵道の附近にありと為すは当らない、かつその他

種々の見地からも、我國の該鐵道計画を拒否するは面白からざる理由もあるので、寧ろ後策を執るに利ありとし、殊に該鐵道の敷設は滿洲及び蒙古地方の開発を目的とするものであるから、我國に於てこれを是認し、これに相當の助力を与うるは、我國の累次声明したる政策に吻合するのみならず、同地方の開発に依り我國の享受すべき利益は他國のそれに比し一層大なるべきは論を俟たない。かつこの後策によるに於ては、滿洲は鐵道經營の點に於て事實上三大地域に区分せられ、南滿洲は我國の經營區域に屬し、北滿洲は露國の經營區域となり、遼河以西は各國共同の經營區域たるに至るべく、そして我國は南滿洲に於ける自己の經營區域を握有するの外、なお各國共同經營の區域に進入することとなり、我國將來の發展上極めて有利の地歩を占むるに至るべきに鑑み、小村は清國政府に於て法庫門鐵道の敷設を断念し、かつ錦育鐵道敷設のため資本技師等に関し外國の助力を要する場合には、日本もまた他外國と同様に加入すべきことを條件として錦育鐵道の敷設に同意すべしとの案を立て、閣議の賛同を得、この方針の下に小村は駐清伊集院公使に必要な訓令を下した。

フレンチの代表せるボウリング商会側にては、法庫門鐵道の拋棄及び錦愛鐵道に関し日本側との協同には異議がなかつたが、清國政府の意向を慮りてこれを同政府に發案するに躊躇した。その間に於て在奉天米國總領事ストリートは暗中飛躍を試み、錦育線を更に進めて愛琿に達せしむるいわゆる錦愛鐵道の敷設を画策した。そしてストリートと親交あるフレンチは、錦育鐵道に関し日本との協同では到底清國政府の同意を得難く、かつ日本をして該鐵道に参加せしむれば露國も勢い同様の地歩を要求すべく、遂に益々事業の成立難を來すから、寧ろ純乎たる英米協同の企業と爲すに若かずとの意見に傾いた際であつたので、ストリートは活動は更に一段の馬力を加え、遂に錦愛鐵道敷設の仮

契約を東三省總督錫良との間に調印し、資本は米國より供給し、工事はボウリング商会これを請負うの協定をも遂げた。北京政府は多少の思惑よりして右仮契約を裁可せず、ストリートは百方運動もその功を奏しなかつた。そこでその異議の日本側に出づと推測していた彼は、一転して秋波を我國に注ぎ、少くも我國を合同の一員に誘致することによつてその異議を緩和せしむるを得策と感知したらしく、彼はこの趣意を以て本國政府を動かすに努めた。當時米國の滿洲に対する活動は、資本家がこれを發意し政府がこれを援助するのではなく、政府がこれを慫慂し資本家がその勸誘に従うの姿で、しかも華府政府は滿洲の實情實勢に通ぜず、専ら出先のストリート輩の小策に動かさるゝ状がないでもなかつた。同年十二月の米國政府の突飛なる提議の如き、蓋しその一端と見るべきであらう。

初めフレンチの一派は、錦愛鐵道の企画について露國の意向を探つたが、露國はこれに賛せず、かつその西比利線を横断するを理由として清國政府に抗議し、清國政府も応諾するに躊躇したので、その企画は前述の如く一頓挫の姿となつた。がその後米國政府はストレートの獻策に基き、一面欧米資本団の意を迎え、一面米國の勢力を清國に扶植せんと欲し、密かに清國部内にありて袁世凱の余党その他親米派として目せられた那桐、梁敦彥等と相結んで事を謀つた。當時清國にあつては、米國の力を藉りて滿洲に於ける日露の勢力を排斥せんとするの策略は袁世凱の失脚にて水泡に帰し、政府要路の一部には親日の方針を執つて滿洲問題を処理せんとするの趨向を生じて來たけれども、北京内外の排日熱は依然衰えず、親米派の面々はこの氣合に乗じて術策を運らし、遂には江浙全省鐵路總理として中清地方に聲望のあつた江西提學使湯壽潛を説き、米國の經濟的勢力を藉り滿洲問題を解決するを急務なりとする上奏を爲さしめた。清廷はこの上奏を大体に於て嘉納し、重ねて恰も錦愛鐵道に関する米國の要求切なるを利用し、獨り該鉄

道のみならず日露両国の滿洲鐵道をも買収し、以て滿洲問題を根本的に解決することについて米国の援助を得たしとの意を密かに米国筋に通ずる所があつた。そこで米国筋では、米支提携して日露両国の滿洲鐵道を買収し、進んで滿洲問題を列国共同の下に解決せんと画策したものが、これすなわち米国國務長官ノックスによつて提起された滿洲鐵道中立の提議である。

同十二月十八日、在本邦米国公使は我が政府に公文を寄せ、錦愛鐵道の資金調達及び敷設に関する予備協定が清国と英米資本家との間に成立した旨を告げ、本企画は英米兩國の主動により進捗して来たものであるが、米国は日本その他清国に於ける商業上の機会均等主義並に領土保全政策を保持するものとして知られた他の關係諸国をして、適當の程度に本企画に加入せしむることについて清国の同意を得るため何時にても英國と協同尽力すべく、特に日本の参加は米国政府の歓迎する所であると述べ、同時に滿洲に於ける鐵道の将来に関し二種の案を提議した。その大要は、
第一 滿洲に於ける清国の主權及び領土保全の維持並に機会均等の主義を現実にせんがため、同地方に於ける一切の鐵道を清国の所有に歸せしめ、これに要する資金は適當の割合と適當の方法にて加入希望の各国より調達し、各国は右鐵道の敷設經營等に関する權利を有すべきこと、
第二 英米兩國は錦愛鐵道の協定に関し、滿洲の商業的中立に異存なき關係各国を誘致し、各国共同の下に錦愛鐵道その他將來敷設を必要とすべき諸線路の工事及び資金調達に當らしめ、かつ清国をして現在線路中本企画の系統内に編入すべきものを買収せしめ、これに必要な資金を清国に供給し、以てこれ等鐵道の統一を図ること、
というにあつた。米国政府は、右兩案いづれの計画も、その完成は清国政府と銀行業者との間に於ける放縱なる直接交渉により、やゝもすれば生ずることあるべき紛擾を避けしめ、同時

に清国に於ける物質的利益を共通ならしめ、これがため列国の協力を誘致し、以て現今清国政府の熱心に考量中なる外債及び幣制の改革問題を簡單ならしむるに至るであろうと称し、この見地から日本政府の本作の主義に賛同せんことを希望し、なお日本政府は曾て南滿洲鐵道に國際的性質を与えんとの趣旨にて考量する所あつた由なるが、右は當時遂に実行の運に至らなかつたけれども、これに比し更に規模の廣大なる本企画は、日本政府に於てこの際更に證議の余地あるべし、と附言した。

米国政府の提議に対しては、英國政府は單に他の關係列国殊に日露兩國の意見を聴かんと欲すと回答し、仏国政府は日露兩國は滿洲に於けるその權利及び特殊地位に關し會て條約規定の尊重を怠つたことがないので、門戶開放機會均等の諸原則は日露兩國が滿洲に占有する事實的地位のため危うせらるゝものにあらざると信じ、随つて滿洲鐵道に利害關係の最も深い日露兩國が相一致して滿洲に於けるその約定權利を拋棄して米国の提議に賛成するにあらざる限り、仏国政府はこれに同意を表する能わずと覆牒した。独国政府は、米国の提議は要するに門戶開放の点にあつて、大体に於て極東に対する獨国の外交方針と一致するので、同意する旨を声言した。一説には米国の提議は、米独兩國政府の予め協議した結果であるともあつたが、その可否は明確でない。露国はこれより先き同政府の一部には東支鐵道売却論もあつたが、同年秋蔵相コフツエフの極東視察の結果、同鐵道は將來收支相償うこと確實なりとの見込も立ち、随つて今日これを売却するが如きは不利益であり、かつ清国に対し露国の威信を失墜せしむる虞れもあるから益々不可なりとすべく、又滿洲に於て日露再び衝突するが如き懸念はもはや存せず、特に日本を疎んじて清国の野心を買うが如きは策の誤れるもので、露国は今後日本と飽く迄相親むを以て方針とし、この方針の下に滿洲の対策を講じ

なければならぬとの意見は次第に勢を得て来た際で、この意見に全然感を相同うした外相イスヴォルスキーは右の見地に基き、米国の提議に接するや我国と歩調を一にしてその態度を定めようと決意した。

十二月十八日在露落合臨時代理大使は露国外相の請求により往訪したが、同大臣は米國より滿洲鐵道中立案の提議に接した旨を告げ、米國への回答前兩國政府にて打合方を希望した。小村も本件に関し最も利害關係深きは日露兩國にして而も兩國の利害は全然相一致して居る故、互に胸襟を開いて意見を交換し兩國共通の利益を保護する方法を協議するを切望する旨、落合大使を通じて露国外相に申入れさせ、隔意なく打合せを遂ぐることに諒解が成立した。十二月三十日本邦の回答案が出来たので落合臨時代理大使に電訓し露国外相に内示したが、外相は私見として錦愛鐵道の件は露國としては尙考慮を要する旨並日本は既に錦愛鐵道に賛意を表し乍ら、米國提議の第二案に対し第一案同様反對するとすれば、其間を如何に調和するか承知し度い旨を述べたので、第二案は單に錦愛鐵道の一線に止まらず將來必要を生ずべき諸線路を敷設し且清國をして現線路の一部を買収せしめて、滿洲の商工業的中立を計らんとするもので、其の範圍並に主旨に於て全然錦愛鐵道問題と其の性質を異にし、未確定の線路に関し我態度を拘束し又は現在線路を買収して滿洲の事態を動かす如き企画には到底同意を表し得ない次第を露国外相に申入れしめた。翌四十三年一月十二日露国外相は回答案を内示し、一月十八日小村外相は露國回答案に異議なき旨を告げしめた。

小村は米國の提議拒絶を回答するに先だち、その腹案を閣議に提出し、一同の賛成を得、御裁可を得たので、一月二十一日を以て在本邦米國大使に回答を送致した。この回答に於て、錦愛鐵道に関しては米國の懇切なる通牒に対し我が政府の深厚なる謝意を表し、政府は主義に於て本企画關係の他諸國と共にこれに加入するの意向を有するも、本

件は滿洲鐵道中立問題と明に區別し得るから、追つて必要な細目を承知するに至るを俟つて別に考量を加うべしといふ、そして同大使の照会の主題たる滿洲鐵道中立の提議に対しては、理由を明截に述べて断然これを拒絶した。その要は曰う。

『(前略) 熟ラ本件ノ提議ヲ按スルニ其ノ趣旨ニ於テ「ポーツマス條約」ノ規定ト扞格スル所極メテ重大ナルモノアルヲ認メ候是レ實ニ右提議ニ同意スルノ至難ナル所以ニ有之候蓋シ該條約ハ滿洲ニ於テ恒久安固ノ事態ヲ確立スルノ目的ニ出テタルモノニシテ其ノ條項ヲ嚴正忠実ニ遵守スルハ極東永遠ノ平和安寧ヲ維持シ且滿洲ノ秩序の発達ヲ確実ナラシムル最高ノ保障ト思考致候「ポーツマス」ニ於テ終局的ニ解決セラレタル幾多ノ困難、且重要ナル案件中鐵道問題ハ妥結ノ頗ル容易ナラサリシモノ、一ニ有之候該協定ハ其後清國政府ニ於テ熟慮ノ上北京條約ニ依リ之ヲ承諾スルニ至リ現ニ滿洲ニ於ケル鐵道ノ運用ハ清國カ曩ニ均シク熟慮ノ上附与セル原特許ノ條款ニ照シテ何等抵觸スル所無之候且又帝國政府ハ滿洲目下ノ情形ニ徴シ清國ノ他ノ地方ニ於テ其必要ヲ見サル特殊ノ制度ヲ滿洲ニ設クルヲ必要トシ之ヲ得策トスル何等特殊ノ事由ヲ認メ難ク候帝國政府ノ見ル所ヲ以テスレハ滿洲ノ現狀ニ於テ清國カ其ノ政事上ノ權利ヲ完全ニ享有スルヲ特ニ妨礙スルカ如キモノハ更ニ無之ト存候門戸開放ノ問題ニ至テハ滿洲ニ於ケル日本國及露西亞國ノ鐵道ハ「ポーツマス」條約第七條ニ依リ全然商工業ノ目的ニノミ使用セラルヘキモノナルカ故ニ機會均等ノ主義ハ滿洲ニ適用セラルルニ於テ清國內ノ他ノ地方ニ於ケルヨリモ一層広闊ナル意義ヲ有スル次第第二ニ有之候將又鐵道ノ經理ニ關シテハ一國專屬制度ニ代ユルニ列國共同制度ヲ以テスルヲ便益又ハ有利ナリト爲スハ帝國政府ノ首肯シ難キ所ニシテ列國共同制度ニ依ルトキハ自然經濟及効用ノ問題ヨリモ政治上ノ必要ニ重キヲ置クノ傾向ヲ生スルヲ免レス且責任ノ歸一セサル結果何人モ當然ノ責任ヲ負フ者ナキニ至リ為ニ一般公衆ノ甚シキ不利益ト事業ノ弛弛トラ来スヘシト存候

以上ハ帝國政府ニ於テ本件計画ニ賛同シ難キ主要ノ理由ナルモ尙右ノ外點過スヘカラサル他ノ明確ナル事情有之候
滿洲ニ於テ日本國所屬諸鐵道ニ關係アル地方ニハ日本人ノ經營ニ係ル諸般商工業ノ勃興セルモノ多ク斯クノ如キ事業ノ創立セラレ
又現ニ繼續スル所以ハ畢竟帝國政府ニ於テ右鐵道ヲ保有シ該事業及之ニ從事スル人民ヲシテ今仍ホ同地方ニ横行スル馬賊等ノ襲撃
ヲ免レシムヘキ保護防衛ノ途ヲ講スルコトヲ得ルカ為ニ外ナラス惟フニ之等ノ企業ハ滿洲ノ繁榮進歩ニ貢獻スル所極メテ顯著ナル
モノナリ而シテ右經營ノ發達ノ件ニテハ多數ノ日本臣民之ニ関与シ巨額ノ日本資金之ニ供セラル、ノ実況ナルカ故ニ此際帝國政府
ニ於テ前述ノ保護防衛ノ途ヲ講スルコトヲ得ル唯一ノ機關ヲ放棄スルハ信義ト責任トニ顧ミ到底之ニ同意スル能ハサル義ニ有之候
(後略)

露國政府にあつても、外相イスヴォルスキーは前述の如く本問題に対する意見を我国と隔意なく交換し、その態度を
一にせんことに努め、その結果同政府も我が回答と大同小異の趣旨を以て同日米國政府の提議を拒絶した。

こえて数日、在本邦米國大使は小村より右拒絶の回答に接したのと同様に、本國政府より、さきの提議を為すに
至つた理由を披陳せる電報に接したといひ、米國政府の真意を誤解なからしむるためとしてその写を小村に送致し、
併せて本提議は決して非友誼的若くは利己的の考慮に出でたものにあらずとのことを縷々弁明した。その理由とした
所は、「米國政府は自國銀行家の一団より錦愛鐵道敷設契約に關し友誼的援助を求められ、これに對し無形の援助を与
うる意向を有する次第なるが、滿洲に於ける日露兩國の鐵道が本鐵道のため多少影響を受くるに至るの觀あるので、
米國政府は利害衝突の虞なからしめんがため、本件に關し何等歩を進むるに先だち、滿洲現在の諸鐵道を一系統の下
に綜合し、關係諸國に於て所要の資金調達をなすを得ざるや否やを研究することに決し、かつその全部の実行は假に

不可能とするも、その一部は実行するを得べく、少なくとも將來敷設の諸鐵道は關係諸國の積極的援助と協力にて敷設
し得らるべきものと思考し、そして清國が既設諸鐵道をその現所有國より買戻すべき考案は、該鐵道敷設の根柢たる
特許權終了の際清國に於てその買戻を要求する權利あるの事實に基けるものである」というにあつた。小村はこれに
對し、「御通牒にて本件に關する米國政府の措置が全然友好的で、かつ虚心坦懷の動機に出でたるものとの日本政府の
所見を確むるを得たのは自分の満足する所である」旨を慰勸に答えた。

同月二十七日、小村は衆議院に於て前記米國の提議を拒絶した始末を演述し、次で小村と有力なる二三議員との間
にこれに關する質問応答があつた。

米國の提議は何故に失敗したか。一説に「北京に於て米國の外交にかくの如き行違を生じたこと蓋し稀である。米
國政府が重大なる要素を全く計算外に置いて取掛つたのが抑もの誤である。露國の同意なるものは極めて大切な一
要件で、またその同意を得べき成算はなかつたわけではない。露國には、曾てジョン・ヘーがヘンリー・ホワイトに次
での我が最も卓絶せる外交家と評した東洋事情精通のロツクヒル大使が駐在していた。國務長官ノックスは、これ等
を共に忘れた。かつ見逃すべからざる失敗の一理由は、我が各方面の勢力の間に、例えば國務省と銀行團との間に、
協力共助なるものを全然欠いた点にある。國務省は確にコフツエフとハリマン及びネツツリンとの關係が如何にあ
りしかを知らなかつた。またコフツエフが哈爾濱より歸都後、東支鐵道売却説を抱いていた事實をも知らなかつ
た。假にこれを知つていたとするも、錦愛鐵道案に關し支那を援助するその希望について、右の事實を閉却したことは
掩い得ない。随つて米國政府は、その提案を二種に分断した。ロツクヒル大使が本國政府からその二種の提案に接する

や、彼は英國の一記者（タイムズ在北京通信員ブランドのこと）が評した如く、これを外交上の兩投釣と見て取り、すなわち甲魚が引掛からなければ、乙魚を引掛けるの案と解した。詳言すれば、米國は露國に対し現在の鐵道を中立にするか、または支那の計畫案に係る鐵道を國際的にするか、二者その一を択ばしむるの案で、かく二箇の贈与品を一枚の目錄中に収めたが故に、露國なり日本なりにてそのいづれかを受納するを拒む場合には、支那の滿洲商工業の發達を妨害するの事實を肯認することとなり、随つてポーツマス條約の違反者となるを意味するものと取つたのである。そしてロツクヒルは華府より特に反対の訓令を受けなかつたので、その陥穽について己れ自身の裁量を用い、先づ日露の現在鐵道に関する分の案のみを露國政府に提議した。露國側にては米國政府の前目的は如何と質したのに、ロツクヒルよりは別に他に添記すべき訓令がなかつたので、露國政府はその実意を捉うるに惑し、随つて米國の提議はその価値の重さを減じた次第である」と（McCormick, The Menace of Japan, p.119）この説は多少想像に過ぎる嫌があるが、要するに米國が当初より露國の執るべき態度を誤算し、我國のは勿論、他列國のそれをも誤算し、殊に滿洲の實情實勢を審知せず、机上の打算で易々と事の成功するものと誤断したのは事實のようで、この誤算が提議の失敗を抱いた有力な一原因となつたのは否むことが出来ないようである。

滿洲鐵道中立案はかくして消滅に歸した。が他の一方に於て錦愛鐵道の計畫はその歩を進め、北京政府は錫良・ストレートの仮契約をば杜撰として一旦廃棄したけれども、更に蒙古地方開發のため英米兩國資本家との間に借款契約を再訂して錦愛鐵道の敷設を実行すべしと決定し、次で外務部と同資本団との間に仮契約の調印があつた。その要領は、(一) 借款金額は差向き確定せず、ただ本鐵道敷設に必要な金額大約五千万弗を以て限度とすべく、發行価額は九

十五弗、利子は五分とすること。(二) 鐵道總弁は清國政府がこれを任命し、技師長は米國資本団側に於て米國人をこれに選任すること。(三) 借款担保は鐵道所有財産及び内國關稅を以てこれに充てること。(四) 鐵道の起点は錦州とし、愛琿を以て終点とし、沿道は成るべく繁華の地方を経過せしむること。必要なる支線の敷設については隨時協定すること。(五) 鐵道材料は清米兩國より等分にこれを供給すべく、一國の供給分が不足なる場合には他の一國より補給し得るも、第三國よりは購買するを得ざること。(六) 工事はボウリング商会をして請負わしむること。(七) 借款本契約はこの仮契約の趣旨に遵照して更に協定すること。というにあつて、その借款金額は契約文には未確定とあつたが、大約二千万元の見当で、その償還は第十年目より始め、第二十五年目を以て終る諒解なるやに伝えられた。

小村はこの際に於て本鐵道に対する我が加入條件を清國政府に通告するを好時機なりと認め、伊集院公使に訓令して大要 (一) 日本は本鐵道敷設のために必要なる資金の貸与、技師材料の供給、及び工事の請負に加入すること。但し加入の程度及び方法は關係諸國と協議の上之を決定すること。(二) 清國は錦愛南滿兩鐵道を連絡するため、追つて錦愛鐵道の一駅より東南に向い南滿鐵道に達する線路を敷設すべきこと、尤も同線路敷設の方法、及び右連絡線と南滿鐵道との接続点に就ては、日本政府と協議すべきことの二條件を清國政府に申込みしめた。當時我が政府の態度如何について多少憂懼していた清國は、この申込に接して安堵したものゝ如く、米英側に於てもまた満足を表した。露國は右の加入條件を以て、日本の立場としては頗る正当かつ最も有益なるものとして諒したが、自國の軍事上及び經濟上よりみて錦愛鐵道は極めて有害なる計画なりとし、清國政府及び英米資本団に対し錦愛鐵道に代ゆるに他の一線を敷設するの考案を提議した。その一線とは、張家口より庫倫に至り、更に北進して露境に向ふ、恰克圖（克買城）

に達するもので、張家口庫倫間は列国の共同経営とし、庫倫恰克圖間は露国より資本を供給しようというにあつた。

小村は露国の右提案に反対せず、錦愛鉄道に対する我が従来立場を許す限りに於てこれに賛助するを良策と断じた。蓋し錦愛鉄道に代ゆるに張家口恰克圖鉄道を以てする案は、我国より観れば利害両方がある。すなわち一方に於て錦愛鉄道案の廃棄は満洲に於ける列国の勢力を排除する結果となり、我国に取つて有利とすべきであるが、他の一方に於て張恰鉄道の敷設は露国の勢力を北清地方に誘致する端を開くのみならず、同鉄道の南滿鐵道に及ぼすべき影響はこれを錦愛鉄道のそれに比すれば勝るとも劣らない。かく利害相半ばするけれども、元来張恰鉄道敷設の計画は多年の問題で、早晩その実現を見るかも計られないのみならず、我方に於てもその計画を阻止すべき正当の理由もないから、今露国の右提議に賛同し、これにより錦愛鉄道の消滅を見るを得ば、我方に於ては早晩実現すべき事態を承認して列国の勢力を満洲より排除する目的を達するもので、満洲の現状を永遠に維持せんとする我が方針を遂行する上に於て大に利益あるべく、加うるに露国案が成立すれば、我国は列国と共に張家口庫倫間の鉄道経営に参加するを得、同時にこの参加により張恰線の我国に及ぼすべき悪影響を緩和する利益もあるし、しかもこの利益は、今次の機会を逸せばまたこれを捉え難い虞れがある。露国案の成否は予測出来ないが、若し露国が同案を固執し、そして清国及び英米資本団が錦愛案を飽く迄主張する場合には、或は両案共倒れとなるかも知れないが、それは我国に取つて何等痛痒を感じない所であるから、利害を衡量すれば我国としても寧ろ露国の張恰鉄道案に賛成する方が利が多い。小村のこの所見は大体に於て閣僚の同意を得、ただ張恰鉄道案成立する際若くはその以後に於て、我国が南滿鐵道の一地点より張家口庫倫間の一地点に連絡する鉄道を敷設せんとする場合には、露国政府に於てこれに同意すべしとの諒解を

予め求め置きたしとの希望が陸軍側にあつた。それは錦愛線と張恰線と万一両ながら成立する場合には、我国は特殊の利益を得ること少いのみならず、我が南滿線の維持上不利を蒙ることの大なるべきを慮つたが故である。小村はこれに同意し、露国に覆牒するに日本政府は本問題に対する露国の立場を諒とし、ただに張恰案に反対しないのみならず、錦愛鉄道に関する日本政府の従来立場に害なき限りに於て露国案に友誼的援助を与ふるに躊躇せざること、なお日本政府は、将来日本に於て南滿鐵道の一地点より張恰鉄道に到る鉄道の敷設を提議する場合には、露国政府のこれに同意するを希望するの意を以てした。

この間に於てストリート一派は、清国政府に対し荐りに錦愛鉄道敷設契約の確定方を迫り、同政府では部内に異論が起つて在再決しない。その際に露国政府から右張恰線の提議に接したので、清国政府は痛く当惑し、その対策を立てるのに迷つた。ストリートは錦愛鉄道は露国の異議により、この儘では到底成立の見込なきを察し、親しく露国当局者と談合せんがため露国に出かけて、関係方面を遊説したが格別の効なく、特に露国の陸軍部内には錦愛線に対し強硬な反対があつたので、同政府は容易にその意思を翻えさない。かくの如くにして錦愛鉄道敷設案は、遷延日を送つてその実現を期し難い形勢となつた。ここに於てがポウリング商会代表者フレンチは更に齊齊哈爾より墨爾根に至る線と哈爾濱より洮南府を経て北京に到る線の敷設を案出し、四十四年五月自ら露都に往つて露国当局者の意向を叩き、次で同年八月、英国を通じて同鉄道敷設計画に関する我が政府の意向を承知したい旨を申出た。小村はこの新案に関し英露両国筋の所見を質して、我方の態度を決する措置を執りつゝあつた際、桂内閣の更迭と共に彼は退隠し、問題の解決は西園寺内閣に移つたので、その後のことは今説かならう。

扱も米国の満洲鉄道中立案が日露兩國の拒絶で画餅に帰したから、小村は露国政府に対し、同政府の本件に関して表彰せる友好の精神は日本政府の深く認識する所であること、日本政府は日露兩國が今後本件に関し従来の関係を継続し、互に隔意なき意見の交換を行い、兩國成るべく同一の歩調を取るよう希望することの意を通じたるに、露国政府に於ても米国の提議以来益々我國との親交を敦うし、兩國提携して満洲に於けるその共通利益を擁護するの得策なるを深く感じて来た際であつたので、小村のこの懇切なる通告を厚謝し、小村の希望は全然所感を相同うするので、今後この方針にて進むべき覚悟なる旨を回牒した。日露兩國は明治四十年七月の第一回協約に依り、その前々年に克復せられた平和及び善隣の関係を鞏固にし、兩國間に横わる一切の誤解の原因を除去するについて一歩を進めたが、今次米国の提議に対する兩國の協同的態度及びこれに伴える前述の希望交換は、互に因となり果となつて兩國間の固き默契となり、満洲に関する彼我の諒解を重ねて訂立する目的に向つて尙お一歩を進むべき好機会となつた。

小村はこの好潮に乗り、この好機会を捉え四十三年三月、閣議に於て満洲の事態と日露協商の必要とに就て左の如き閣議案を呈出した。

日露協商ニ関スル閣議決定案

日露戦役ノ結果帝國ハ實際ニ於テ韓國ニ對スル主權ヲ掌握シ併セテ滿洲南部ニ於テ特殊ノ關係ヲ有スルニ至リタル処韓國ニ於ケル帝國ノ地歩ハ今ヤ既ニ確立セルニ拘ラス滿洲ニ對スル地位ハ尙未ダ薄弱ナルモノアルヲ免レス日露兩國カ南北滿洲ニ特殊利益ヲ有スルノ事實ハ爭フヘカラスト雖兩國間ニハ未タ明確ニ勢力範圍ヲ協定シタルコトナキヲ以テ兩國ノ利害ハ將來如何ナル衝突ヲ見ルコトアルヤモ之ヲ保シ難キ状態ニ在リ其他ノ列國ニ至リテハ滿洲ニ於ケル我特殊ノ地位ヲ認識スルコト尙未タ充分ナラス動モスレ

該地方ノ現勢ヲ輕視シ我利益ト相容レサルカ如キ事實ヲ惹起スルコトナシトセス加フルニ清國ニ於ケル政權ノ中心ハ確立スル処ナク同國政府ノ方針ハ常ニ朝三暮四ノ嫌ヲ免レス同國政府カ將來滿洲ニ関シ我ニ對シテ取ルヘキ態度ノ如キモ容易ニ之ヲ測知シ難キモノアルノミナラス其政策ノ大体ニ於テ該地方ニ於ケル利權ノ回収ヲ目的トスヘキコトハ疑フヘカサル所ナリ是等ノ諸原因相綜合シテ滿洲ノ事態ヲ不定ナラシメ該地方ニ於ケル帝國將來ノ地歩ヲ薄弱ナラシムルノ傾向ヲ有スルヲ今回ノ状況トス

抑々滿洲ノ現状ヲ永遠ニ持續シ以テ帝國將來ノ發展ノ素地ヲ作ルハ帝國政府既定ノ方針タリ而シテ此方針ヲ遂行セムトスル為ニハ一面實地ニ於ケル經營ヲ進捗シテ我根底ヲ深クスルト同時ニ一面列國ヲシテ我特殊ノ地位ヲ承認セシムルノ策ヲ講スルヲ以テ最急務トス然ルニ列國ヲシテ右ノ承認ヲナサシメントスルニ方リテハ先ツ滿洲ニ於テ最重大ナル利害關係ヲ有スル露國トノ間ニ協商ヲ遂ケ日露兩國カ該地方ニ於ケル特殊ノ地位ヲ相互ニ確認シ兩國間ニ利害ノ衝突ヲ生スルノ端ヲ拒クト同時ニ兩國ノ関スル限ニ於テ滿洲ノ事態ヲ決定スルコトヲ最得策ナリトスヘシ若シ該協商ニシテ成立スルニ至ラムカ英國ハ我同盟國タル理由ニ依リ仏國ハ露國ノ同盟國タル關係ニ基キ必スヤ該協商ニ依リテ生シタル新事態ヲ承認スヘク滿洲ニ於ケル帝國ノ地位ハ之ニ依リ固ニ鞏固ヲ加フルノミナラス一方滿洲問題ニ関スル列國ノ連合ヲ不可能ナラシメ他方列國ヲシテ漸次我特殊ノ地位ヲ承認セシムルノ目的ヲ達スルヲ得ヘク清國モ亦此新事実ニ依リ滿洲ノ事態カ勢ノ自然ニ出ルモノナルヲ自覺スルニ至ルヘク我既定ノ方針ヲ遂行スル上ニ於テ良好ナル結果ヲ生スヘシト思考ス

露國ノ政策ヲ按スルニ同國ハ敗戦ノ後専ラ其国力ヲ西方ニ集注シ亦極東ニ對シ冒險的行動ヲ取ルノ意ナク加フルニ最近東歐ニ於ケル出来事ハ益々其力ヲ該方面ニ集注スルノ必要ヲ生セシメ滿洲鐵道ニ関スル米國ノ提議並ニ錦愛鐵道敷設ノ計画ノ如キハ同國ヲシテ益々帝國トノ親交ヲ敦フシ以テ其共通利益ヲ保護スルノ利益ナルヲ知得セシメ今ヤ同政府ハ帝國政府ト共ニ滿洲ニ関スル事項ヲ協定シ從來ノ關係ニ一歩ヲ進メムトスルノ意向ヲ有シ既ニ其意ヲ我ニ洩スニ至レリ帝國政府ノ滿洲ニ對スル政策上露國政府ト協商ヲ遂クルノ必要ナルハ敍上ノ如ク而シテ露國政府ニ於テモ亦右ノ如キ意向ヲ有スル以上ハ帝國政府ニ於テハ大体左記ノ方針ニ

依り同政府トノ間ニ協商ヲ遂クヘキコトニ決定セラルルヲ適當ナリト思考ス

- 一、日露両国ハ滿洲ニ於ケル現在ノ事態ヲ承認シ且之ヲ尊重維持スルコト
 - 二、日露両国ハ南北滿洲ニ於テ劃然兩國ノ勢力範圍ヲ確定シ各其勢力範圍ニ於テ行動ノ自由ヲ有スヘキコト
 - 三、日露両国ハ世界ノ商業及交通ノ為各其鐵道ヲ改善シ其連絡ヲ完整シ且不正有害ノ競争ヲ避クヘキコト
 - 四、日露両国ハ滿洲ニ於ケル利益擁護ノ為共同ノ措置ヲ取り必要ノ場合ニ於テハ互ニ援助ヲ与フヘキコトヲ約スルコト
- 若シ前記ノ如ク廟議決定シタルトキハ更ニ露国政府ノ意向ヲ確ムル為必要ナル措置ヲ取り同政府ノ意向明ナルニ至リタルトキハ彼上ノ方針ニ依り同政府ト協商ヲ開始シ以テ我目的ヲ達スルヲ期スヘシ

右廟議案は異議なく決定したので、三月十九日小村外相は帰朝中の本野大使の帰任に際し、帰任の上は右の趣旨を体して成る可く速に露国政府と意見を交換すべき旨訓令し、尙露国政府と内話を開始する当つては先方の意気込と其我方に接近し来るべき度合を確むること、又本交渉が相当の程度に達したる時は、我同盟国である英国には本邦より内報する事等に関して注意を与え左の如き協約仮案をも交付した。

協 約 要 領

- 一、日露両国ハ日露協約ノ規定ヲ確認スルコト
- 二、日露両国ハ「ポウツマス」条約並帝國ト清國間ノ諸条約ニ依リ確立セラレタル滿洲ノ事態ヲ承認シ且之ヲ尊重維持スルコト
- 三、日露両国ハ列國商業及交通ノ利便ヲ計ルカ為滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道ヲ改善シ且兩國鐵道ノ連絡業務ノ完整ヲ図ルコト
- 四、日露両国ハ友誼的協力ニ依リ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道ヲ經理シ不正有害ノ競争ヲ避クヘキコト
- 五、前記滿洲ノ事態ヲ侵迫スル事件ノ発生スルトキハ日露両国ハ其有益ト認ムル措置ニ付協定セムカ為相互ニ商議ヲ為スヘキコト

秘 密 条 款 要 項

- 一、日露両国ハ日露協約秘密條款ノ規定ヲ確認シ右附屬約款ニ規定セル南北滿洲ノ分界線ヲ以テ滿洲ニ於ケル兩國特殊利益ノ地域ヲ劃定セルモノト認ムルニ同意スルコト
- 二、日露両国ハ相互ニ前記ノ特殊利益ヲ承認尊重シ且各自カ該利益ヲ擁護防衛スルニ必要ナル一切ノ措置ヲ執ルノ權利ヲ承認スルコト
- 三、日露両国ハ他ノ一方カ將來南北滿洲ニ於ケル各自ノ特殊利益ヲ増進確保スルコトアルモ之ヲ妨礙セサルヘキコト
- 四、日露両国ハ他ノ一方ノ特殊利益地域ニ於テ自國又ハ其臣民等ノ為独占的性質ヲ有スル何等ノ許与又ハ特權ヲ要求セス且他ノ一方カ該地域ニ於テ自國又ハ其臣民等ノ為ニ支持スル独占的性質ノ許与又ハ特權ニ反對セサルヘキコト
- 五、日露両国ハ南北滿洲ニ於ケル各自ノ特殊利益ニ共通ノ關係アル一切ノ事項ニ付隔意ナク商議ヲナスヘキコト
- 六、日露両国ハ前記特殊利益カ危殆ニ迫ルトキハ其侵迫セラレタル利益ヲ擁護スルニ最適當ナル措置ニ付隔意ナク意見ヲ交換シ若シ必要ト認ムル場合ニ於テハ兩國協議ノ上共同ノ措置ヲ執リ又ハ相互ニ必要ナル援助ヲ与フヘキコト

本野大使は露都に帰任し訓令の趣旨に則り四月五日露国外相イスヴォルスキーと、又同七日大蔵大臣ココフツエフと次で、同十日総理大臣ストリピンと会見し協商の件に付談話した。イスヴォルスキー外務大臣は、個人として本件に賛意を表すると共に、本野大使に具体案の有無を尋ねたので、本野は日本政府にては一層密接なる協商の成立を歓迎するものだが、先づ露国政府と意見を交換し露国政府大体の意嚮を承知した上で訓令を発することゝ為してゐると回答し同時に同大臣の協商に関する意向を質した。外相は今回の協商も一九〇七年と同様公表秘密兩條款の二本立とし、前者に滿洲鐵道問題を規定すべき旨を述べたが、秘密條款に記載すべき事項に関しては何等意見を述べず反つて

本野大使の意見を求めた。大使は清国の形勢に鑑み前協商を一層正確になし、多少将来のことを予想し前協商の確定したる兩國の勢力範囲内に於て、各其の権利利益を防護するに足る條項を挿入したいと回答した。之に對し同外相は之に異議なきも清国全体の問題に關する協同の政策に付何等か條項を挿入する必要の有無を尋ねたので、本野大使は清国全般の問題に付いては今急ぐ必要はないと陳弁したが、外相は大使の意見を基礎として協商を結ぶに異存ない旨を述べた。次で露国外相は、日本が韓国に於ける現状を変更する措置をとる場合には、露国内に日本に對する非常な敵愾心を挑発すると予想せられるので憂慮に堪えず、此点日本政府の注意を喚起して置くのを必要と認める旨を述べたので、本野大使は一己の意見として、韓国のことは先年の戦争及一九〇七年の協約に依つて解決せられた問題で、同協約に所謂「将来ノ發展」なる語は日本が韓国併合を行うことを指し、又日本政府は何人が局に當るにせよ之を早晩行わざるを得ず、而して之に反する解決方法は日本国民の決して容認し得ない所であり此事實は協商を締結する上に於て秘し置き得ない旨を述べ、貴大臣は本件を新協商の妨と考えるか或は之を先決問題となすかと質したに對し、同大臣は右様には考えないが露国輿論の激昂の結果、自分が外相の地位を去り從來の親日政策に重大な影響を及ぼすが如き事態に立到るのを恐れる旨を答え、尙三週間旅行の後開談すべく、又此会見の次第は皇帝にも奏上する旨を語つて本野・イスヴォルスキー會談は終つた。大蔵大臣コフツエフは本野大使に錦愛鐵道に關しては露国は絶対反對であり、又東清鐵道は如何なる代価にても決して手離さない旨を語り、又滿洲の将来に關しては他日若し此土地が他國に屬するものとすれば、夫は当然日露兩國に屬すべきものであるから、兩國は将来の交還を考慮して前協約を一層明確且つ鞏固ならしむべき新協商を締結する必要があると述べ、更に尙清國に對しては何等かの方法を以て威圧を加

うるに至るであろうと外務大臣と同様の意見を吐いた。ストリピン総理大臣も外務大蔵両相同様新協商の締結は希望する所であり、此際時機を失せず成る可く速に実行し度き旨を述べ、同時に露国政府は韓国問題に付大に苦慮している次第であると云つたので、本野大使は外相に述べたる如く将来併合の必要已むべからざる所以を説明したが、同大臣は右実行の時機如何に付て日本政府の考慮を煩わしたく、不意打にせざる様希望する旨を述べた。尙四月十一日露帝は午餐会の後本野大使に對し、大蔵大臣より貴大使と会見の次第上奏があつたが、今日の場合日露兩國間に新協商を結ぶことは極めて必要なるを認め其成立を切望する旨語つた。右の如き露国政府当局者の意見に依り露国の意思は明瞭となつたが、小村は露国外相の意見が尙留保されてゐるので其意嚮と、外務大蔵兩相の云う清國に威圧を加うるという意味を確認すること及韓国併合は将来機を見て断行せざるを得ない旨を日本政府の意見として言明し置くことを本野大使に訓令した。依て本野大使は五月七日帰任したイスヴォルスキー外相との意見の交換を為したが、其と併行して東京に於ても在本邦露国大使マレヴスキー・マレヴィチは小村と内議を行い、其結果四月中旬露国大使は左記要領の覺書を提出した。

「一九〇七年ノ政治的協約ノ将来ノ發展ニ関シ日本外務大臣ト在京露国公使トノ間ニ於テ最近數次内談ノ次第アリタル処右兩者ハ幸ニ其各政府カ孰レモ同協約ヲ補足スヘキ新協約ニ付予メ意見ノ交換ヲ試ムルノ意嚮ヲ有スルコトヲ確メタリ、而シテ兩國政府ニ於テハ滿洲ニ於ケル現状ヲ維持シ且之ヲ鞏固ニスルコト、同地方ニ於ケル兩國ノ特別利益ノ範圍ヲ完全ニ劃定スルコト及他各國ノ不当ナル干渉ニ對シ該利益ヲ相互ニ防衛スルコトヲ以テ斯ノ如キ協約ノ要素トナスニ一致セルコト明トナレリ

小村伯ハ右ノ前提ヲ敷衍スル為大體ニ於テ日本政府ノ意見ニ合致スヘキ數個ノ希望ヲ開示セラレ、殊ニ滿洲鐵道ノ現状維持、他各國

トノ關係ニ於ケル同鐵道地帯内ノ協同措置、領土上ノ權利及兩國勢力範圍ノ完全ヲ防衛スル為ノ相互的支持並東清及南滿洲鐵道ノ業務ノ擴張ヲ指摘セリ

露國政府ニ於テモ亦其希望ヲ表彰シ得ンカ為先以テ右原則ノ精確ナル價值ヲ知悉セムコトヲ欲シ、而シテ右原則ハ左ノ如ク了解スヘキモノナリト信ス

現状維持トハ滿洲ニ現存スル兩國鐵道ニ損害ヲ及ボスヘキ一切ノ鐵道ノ敷設ニ共同シテ反對シ且滿洲ニ於テ兩國ノ有スル商業上ノ權利ヲ盡力擁護スル相互的ノ義務ヲ謂フ

協同措置トハ一ノ暫定章程ヲ協定シ清國及其他關係各國ニ對シ兩國ニ於テ相互ニ之ヲ維持スルヲ謂フ

領土上ノ權利及勢力範圍ノ防衛トハ極東ニ於ケル兩國領土ノ完全並兩國カ清國トノ條約ニ依リ許可セラレタル權利ヲ擁護スル相互的義務ヲ謂フ

東清及南滿洲鐵道間ノ業務ノ擴張ニ至テハ既ニ露都ニ於テ講究中ニテ日本專門委員モ同地ニ赴カントスル次第ナルヲ以テ特ニ説明ヲ要セサルヘシ

露國政府ハ日本政府ニ於テ右ノ解釈ニ同意セラルルヤ否ヤヲ承知シタシ

右覺書に關しては露國外務大臣も本野大使と会見の際言及したので、四月十九日小村は本野大使へ含として且先方へ説明の必要ある場合の爲、右覺書所載事項の誤れる点及び其説明の不当な点を左の如く電報した。

一、現状維持トハ單ニ兩國ノ鐵道ヲ保護スルノ意義ニアラスシテ「ボーツマス」條約ニ依リ確立セラレテ日露協約及清國ト兩國トノ諸條約ニ依リ確認セラレタル滿洲ノ事態ヲ永遠ニ持續スルヲ謂フモノナリ、商業上ノ權利ニ至リテハ是等諸條約ニ依リ特ニ保障セラレタルモノヲ除クハ外國政府ハ常ニ機會均等ノ主義ニ遵拠センコトヲ希望スル次第ナリ

二、協同措置ナルモノニ付テハ大臣ハ特ニ之ヲ掲出シタルコトナシ、然レトモ日露兩國ハ南北滿洲ニ於ケル鐵道ニ關シ常ニ同一ノ利害ヲ有スルヲ以テ鐵道地帯ニ關スル事項ニ付テハ隨時兩國協議スルコトナルヘク場合ニ依リ他國ニ對シ共同措置ヲ執ルコトアルヘキモ未タ之ニ關シ特ニ暫定章程ヲ設クルカ如キ意志ヲ有セス

三、領土權及勢力範圍ノ防衛ニ關シテハ極東ニ於ケル兩國領土ノ完全ハ日露協約ニ依リ既ニ明確ニ保障セラレ居ルヲ以テ之ヲ今回ノ協商中ニ加フルヲ要セス、勢力範圍ノ防衛ハ固ヨリ之ヲ必要トスルモ右ハ大臣ニ於テ現状維持ノ事例トシテ之ヲ指摘セル次第ナリ

四、東清及南滿洲鐵道間ノ業務ノ擴張トハ長春、哈爾濱間鐵道ノ利用方法ヲモ包含スル義ニシテ船車連絡ノ如キ專門的事項ヲ意味スル次第ニアラス

右訓令は本野大使より詳細に露国外相に説明され、先方は異存なく大体双方の意見一致を見たのである。そこで小村は在露本野大使に対し我提案を提出し露國側と協議を遂ぐべき旨電訓した。露國外相は本邦政府希望の要点及説明を基礎として協約草案を作り、露帝の裁可を得て五月十八日本野大使に提示したが、大使は其不足の点を修正して同大臣に示したので、外相は字句上の修正を加え、二十五日再び本野大使に送付し來つた。此露國草案に対し本邦政府は其公開協約案前文中の「政治的」協約なる語と秘密條款第四條中の「或ハ經濟的」なる語の削除を提議し、露國は後者に付多少の異議があつたが結局同意するに至つた。而して本邦は本協約の調印前に同盟國である英仏兩國へ通告し其承認を求め置くことが必要で、且つ之が爲に秘密條款第四條を修正することを露國政府に交渉したが、露國側では大蔵大臣の要求で (一) 公開協約第二條の相互に交換すべき條約中に東清鐵道に關する清國政府との契約を含むことを明にすること、(二) 秘密條款第四、五條の修正を申出たが、我方は右(一)を認め(二)は我方より修正して六月十六日双方

の話が纏まつた。依つて本邦は六月十八日の閣議で右協約案を可決し同日御裁可を経て同盟條約の規定に遵拠し同協約案を六月二十八・九日に夫々英仏兩國へ内報したが、兩國政府とも異存なく満足の意を表したので、明治四十三年七月四日露都に於て露国外務大臣イスヴォルスキと本野大使との間に調印を了り、十三日公開協約が發表されたのである。本協約は公開協約三カ條、秘密協約六カ條より成り其の本文は左の如くである。

公 開 協 約

日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ一九〇七年七月三十日即露曆十七日ヲ以テ締結シタル協定ノ定ムル主義ヲ誠実ニ保持シ且極東ニ於ケル平和ノ確保ノ為該協約ノ効果ヲ拡張セムコトヲ希望シ左ノ條款ヲ以テ該協約ヲ補成スルコトヲ協定セリ。

第一条 兩締約國ハ列國ノ交通ヲ便易ナラシメ其ノ商業ヲ發達セシムル目的ニ依リ滿洲ニ於ケル各自鐵道ノ改善及該鐵道ノ連絡業務整備ノ為相互ニ友好的協力ヲ与フルコト並此目的ノ遂行ニ有害ナル一切ノ競争ヲ為ササルコトヲ約ス

第二条 兩締約國ハ孰レモ今日ニ至ル迄日本國ト露西亞國トノ間又ハ兩國ト滿國トノ間ニ締結セラレタル一切ノ條約又ハ其他ノ約定ニ基ク滿洲ノ現状ヲ維持尊重スルコトヲ約ス

前記諸約定ノ謄本ハ日本國ト露西亞國トノ間ニ交換ヲ了セリ

第三条 前記現状ヲ侵迫スヘキ性質ノ何等事件發生スルコトアルトキハ兩締約國ハ該現状ヲ維持スルニ必要ト認ムル措置ニ付協定セムカ為相互ニ隨時商議ヲ為スヘシ

秘 密 協 約

日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ一九〇七年七月三十日即露曆十七日聖彼得堡ニ於テ調印シタル秘密協約ノ條款ヲ確實ニシ且之ヲ拡張セムコトヲ希望シ左ノ諸條ヲ協定セリ

第一条 日本國及露西亞國ハ一九〇七年ノ秘密協約追加條款ニ定メタル分界線ヲ以テ滿洲ニ於ケル兩國特殊利益ノ各地域ヲ劃定セラルモノト承認ス

第二条 兩締約國ハ前記地域内ニ於ケル其特殊利益ヲ相互ニ尊重スルコトヲ約ス從テ兩締約國ハ各自カ其地域内ニ於テ該利益ヲ擁護防衛スルニ必要ナル一切ノ措置ヲ自由ニ執ルノ權利ヲ相互ニ承認ス

第三条 兩締約國ハ孰レモ前記地域ノ限界内ニ於テ他ノ一方ノ特殊利益カ將來益々確保増進セラルル場合ニ何等之ヲ妨礙セサルコトヲ約ス

第四条 兩締約國ハ孰レモ滿洲ニ於ケル一方ノ特殊利益ノ地域内ニ於テ何等政治上ノ活動ヲ為ササルコトヲ約ス且日本國ハ露西亞地域内ニ於テ又露西亞國ハ日本地域内ニ於テ孰レモ他ノ一方ノ特殊利益ヲ害スヘキ性質ノ何等特權又ハ許与ヲ求メサルヘク又日本國政府及露西亞國政府ハ孰レモ他ノ一方カ其地域内ニ於テ本日調印ノ公表協約第二条ニ掲クル條約又ハ其他ノ約定ニ依リ獲得セル一切ノ權利ヲ尊重スヘキモノトス

第五条 兩締約國ハ其相互的約定ノ円滿ナル実行ヲ期セムカ為滿洲ニ於ケル各自ノ特殊利益ニ關係アル一切ノ事項ニ付留意ナク且誠実ニ隨時商議ヲ為スヘシ

前記特殊利益カ侵迫セラルルコトアルトキハ兩締約國ハ該利益ノ擁護防衛ノ為共同ノ行動ヲ為シ又ハ相互ニ援助ヲ与フルノ目的ヲ以テ孰ルヘキ措置ニ付協議スヘシ

第六条 本協約ハ兩締約國ニ於テ嚴ニ秘密ニ附スヘシ

この協約の調印に先だち、日露兩國政府は各同盟の關係上、いづれもその内容を英仏兩國政府に内告し、その諒解を得た。本協約の眼目は日露兩國が滿洲の一定地域に於て相手方の特殊利益を確認し、自ら抑制して該地域内に活動

を試みざるべきことを相約したことにあつて、英仏両国政府の既に承認せる第一回日露協約の論理的結果に属するのみならず、日露両国が新協約により将来の紛争原因を根絶するは東洋平和の維持に最有力なる保障を与うるもので、英仏両国政府に於てその趣旨を賛するに異存ないであらうことは小村の初めから確信した所である。殊に我国が日英同盟を以てその外交の骨髄と為す精神は、新協約締結のため毫も動搖することなく、却つて同盟の大目的を補翼するものであること勿論である。されば小村はこの趣意を駐英加藤大使に伝えて新協約の由来及び性質、並に英國政府に於て新協約が国際の恒久平和及び静寧を更に保障するものたるを承認すべきを疑わずとの旨を通ぜしめ、仏国政府に対しても同様の説明を与えたが、英仏両国政府よりはいづれも新協約の成立を喜び、日露両国のため慶賀する旨の挨拶があつた。爾余各国への通告に対する回答はいづれも大同小異で、一々披露するにも及ばない。清国政府にあつては、外務部署理尙書鄒嘉来は我が伊集院公使より、十一月十一日協商成立の通告に接するや、協約中の現状なる文字の意義について質問し、日清両国間にありては既に日清協約取極の際、清国は滿洲に於て善政を確立し、外国人の生命財産を保護するの目的を以て施政改善に着手すべき旨を声明し、近き将来に於て必ずその目的を達する覚悟なるが、その場合に於ける現状なるものに対しては、本協約取極当時の現状と対比して如何に解釈すべきか、また「現状を侵迫すべき性質の何等事件」とは何を意味するかを尋ねたので、伊集院はこれ等の意義を説明してその惑を解かしめた。その他清国の一部にては、日露新協商は清国の領土に関するものであるから、その主権者たる清国の承認を経べきものであるとか、或は日露両国を以て滿洲を分割するものなりとか、種々の論評もあつたが彼は諄々新協約の趣旨を官辺の内外に説明した。

第四款 韓国併合の決行

抑も明治三十八年十一月の日韓協約の結果として、我国は在韓の日本公使館及び領事館を撤廃して新たに統監府及び理事庁を設置し、伊藤首相出でて初代の統監となり、韓廷を指導して内政の改革を行い、鋭意韓国の安固及び進歩を計るに努め、百事次第に旧態を改め、日韓の關係また次第に面目を一新するに至つたが、しかも内にあつては韓廷内外に反日的風潮が瀰漫し、日本の保護指導に懐たらず、やゝその事情を弁知するものは、統監政治に帰順すれば韓帝の御覺え芽出度からず、宮室政治を謳歌すれば日本官憲の猜疑を招く虞ありとし、両頭統御の間に立つて去就向背に惑うの状であつた。そして外を視れば、東亞形勢の推移は長えに統監政治の現状維持を許さざるものがある。こゝに至つて保護政治は、早晚併合に一進転を為すべきは自然の数であつた。保護協約成りて後一年有半、明治四十年の六月、第二回平和會議のハーグに開催せられた際、韓帝の全權委任状を有すと称せる前議政府参贊李相禹、前判事李俊、及び前在露韓國公使館書記官で露人を妻とする李璋鐘の三名は潜にハーグに往き、日本の横暴虐政を訴え、日本の保護離脱に力を藉らんとする目的で同會議に参列を要求した。蘭国外務大臣は日本公使の紹介あるにあらざれば、引見せずとて面会を謝絶し、同會議の議長は、各国代表者を招集するは蘭国政府であるから、同政府よりの通牒なき限り韓国委員として接遇する能わずとて跳付け、他の各国代表者もまた斥けて顧みなかつた。しかも彼等はハーグにあつて、恰も前後して同地に着いた強烈の排日家として恰く知られた米人ハルバートと相提携して新聞に、演説に、過激の語調を以て我が對韓關係を盛に攻撃した。

この報一たび我国に伝わるや、韓帝の措置は我国に対する背信であるとして非難の声一斉に高まり、相当の手段を

執るべしとの論は期せずして一致し、中には急激なる韓国処分論を力説するものもあつた。伊藤統監は、事は明かに日韓協約を無視し、明かに日本に対し公然敵意を發表したもので、その責任一に韓帝にありと認むる旨を首相李を通じて奏陳せしめたところ、韓帝は朕の与り知る所にあらずと弁疏したので、伊藤は更に、もはや虚言を弄して取消すべきにあらず、ハーグに於て陛下の派遣委員は委任状を所持することを公言し、かつ新聞紙上に日本の對韓關係を誹謗したる以上は、彼等の陛下より派遣せられたることは世界の熟知する所であると明確に言上せしめた。宮中俄に狼狽し、廷臣を伊藤の許に派してかつ慰め、かつ詢わしめた。伊藤は答えなかつた。我が政府にありては伊藤の稟議に基き、元老閣臣慎重熟議の末、大体の方針を決定して七月十二日聖裁を得、十五日林外務大臣は急速帝都を發して京城に到り、直ちに伊藤と密議に入つた。韓帝我が国論の激昂と林の渡韓を聞いて驚愕為す所を知らず、閣員また鳩首連日に亘つて善後の策を討議した。農商工大臣宋秉畯率先して曰く、事茲に到る、社稷を全うするの道は独り皇帝の讓位あるのみ、我方自ら進んで之を執行せずんば、災禍の來ること測る可らずと。議遂にこれに決し、十六日首相李は閣下に伏してこの意を諫奏した。韓帝これを斥け、却つて李等の不臣を責めた。翌夜各大臣一同参内し、一同力諫したが、帝激怒して裁納せず、別に侍從院卿李道華を統監邸に遣わし、伊藤の参内を求めた。伊藤は応じなかつた。十八日勅使輿を繼いで相迎うるに及び、伊藤は枉げて参内したるに、韓帝は密使事件を一応弁疏し、讓位の奏請に關し意見を求めた。伊藤は勵声答えて曰く、かゝることは貴皇室に係る件である。陛下の臣僚にあらざる自分の是非を奉答し若くは干与すべき筋合でないと。直ちに辭して退闕した。韓帝は愈々感うた。諸大臣交々参内し、日本外務大臣既に着韓し時局頗る切迫して、瞬時を緩うせば宗廟の祭祀また明日を期すべからずと奏し、短兵急にその処決を促した。韓帝遂に意を決し、讓位の詔勅を發し、二十日儲君李坻に對する皇位授与の礼を行つた。民衆は讓位を強圧の結果と信

じて激昂し、韓兵またこれに加わりて暴動を惹起し、李総理の邸宅は焼打に遭う等の騒動をみた。

實をいえば韓帝の讓位は、前述の密使事件なしとしても韓廷高官の陰謀により、早晩行ゆるべき手筈であつた。すなわち多年韓帝に懐らなかつた国内の有志者中には、密かにその氣運を促成せんと欲し、同四十年の初めこれを時の参政朴齊純に諷説する所があつたが、朴は躊躇して決しなかつた。同年四月に小政變あり、朴が退いて学部大臣李完用が新たに内閣首班となつたのは、一はその辺の事情もあつたので、李内閣の成立にて、讓位の問題は早晩擡頭しないとも限らぬ趨勢となつた所、測らずも密使事件が突如として起り、ためにその機會は予期よりも早く來たのである。ともあれ右の密使事件により、讓位のことは遂に断行を見、局面はそれにて一段落を告げたが、しかもこの際韓国の政治を根本より改め、韓国内政の実権を我手に収めて宿弊の根絶を計るのは必須の要件であつた、ここに於てか伊藤は二十四日を以て李総理に對し、これに關する我が政府の要求條件を含んだ協約案を提出した。其の照會文の要に云う。

日本帝國は去明治三十八年十一月の日韓協約締結以來益々兩國の交誼を尊重し、誠実に條約上の義務を遂行するに拘らず韓国屢々背信の行為を敢てし、之がため頗る帝國の人心を激昂せしめ、且つまた韓国の施政改善を阻礙すること甚しきを以て、將來斯かる行動の再演を確実に阻止すると共に韓国の富強を図り、韓國民の幸福を増進せんとするの目的より、茲に韓國政府に對して別紙協約書の通り約定を要求す云々

伊藤はこの協約案を李に交付すると同時にその趣旨を詳細に説明し、これに對する迅速の応諾を求めたので、李は閣僚と審議し、多少の異論もあつたが結局これに同意せざるを得ず、同夜直ちに記名調印を了した。これが第三次の日韓協約である。我が政府は在外使臣に對しこの新協約を各任国政府に公然通告するよう訓令を發したが、當時駐英大使たりし小村よりは、本協約は單に我が保護權の実行に過ぎないので、韓国と列国との關係に對し何等影響を及

ぼすものでないから、公然これを列国に通告することはその必要なのみならず、却つて将来のために不利なるべく随つて単に参考としてその全文を内示し置く方然るべしとの意見であつたが、林外相は本協約を以て三十八年十一月の日韓協約の追加的性質を有するものとし、随つて前協約の例を追い本協約を通告するに決した次第であると回訓し、公然これを任国政府に通告せしめた。列国はいづれもこれを以て韓帝の自業自得とし、本協約を我が保護權の当然の結果と予期していたようで、その内容に對し是非の論評を加えるものとは幾くもなかつた。

韓国政府はこの新協約により、施政改善に關して一に統監の指導を受くべく、立法及び重要な行政上の処分は予め統監の承認を経べく、また統監の推薦する日本人を韓国官吏に任用することとしたので、韓国の政治は名実共に統監の權掌に歸するに至つた。伊藤は日韓關係のこの一進転ありし後、なお暫くは韓国の政務を指導したが、翌々四十二年六月統監の職を退いて樞密院議長に転じ、副統監曾禰荒助が陞つてこれに代つた。程なく伊藤は、韓帝への退職挨拶旁々一時渡韓し、その際新任の曾禰統監を輔け、韓国の司法及び監獄事務を日本政府に委任せしむる取極を韓廷との間に協定せしめた。これは他日韓国に於ける領事裁判制を撤去せしむる必須準備として、小村と伊藤とその所見を一にした結果で、また一は伊藤の對韓事業としてその末尾を飾らしめたものである。しかも一葉落ちて天下の秋を知るで、韓国問題の最終の解決期が一步は一步より近づいて來たことは察するに難からずである。

これより先き曾禰の統監陞任の内議ありし頃、小村はもはや予め韓国問題に關する今後の大方針を確立し置くの要ありと認め、私に倉知政務局長に要旨を授けて意見書を起草せしめ、その成案に更に自ら加筆の上、對韓大方針及び施政大綱の二編として同四十二年三月三十日を以て之を首相桂に提出した。

其の要旨は、先づ對韓方針に於て

帝国の韓国に對する政策の我が実力を同半島に確立し之が把握を嚴密ならしむるに在るは言を俟たず、日露戰役開始以來韓国に對する我が權力は漸次其の大を加え、殊に一昨年日韓協約の締結と共に同国に於ける施政は大に其の面目を改めたりと雖も、同国に於ける我が勢力は尙ほ未だ充分に充実するに至らず、同国官民の我れに對する關係も亦未だ全く満足すべからざるものあるを以て、帝国は今後益々同国に於ける実力を増進し、其の根底を深くし内外に對し争うべからざる勢力を樹立するに努むることを要す。而して此の目的を達するには、此の際帝國政府に於て左の大方針を確定し、之に基き諸般の計画を實行することを必要とす

第一 適當の時機に於て韓国の併合を斷行すること

第二 併合の時機到來する迄は併合の方針に基き充分に保護の実權を収め努めて実力の扶植を図るべきこと

次に對韓施設大綱として

韓国に對する帝國政府の大方針決定せられたる上は同国に對する施設は併合の時機到來する迄大要左の項目に依り之を實行することを必要なりと認む

第一 帝國政府は既定の方針に依り韓国の防禦及び秩序の維持を担任し之が爲めに必要な軍隊を同国に駐屯せしめ、且出來得る限り多数の憲兵及び警察官を同国に増派し充分に秩序維持の目的を達すること

第二 韓国に於ける外国交渉事務は既定の方針に依り之を我手に把持すること

第三 韓国鐵道を帝國鐵道院の管轄に移し同院監督の下に南滿洲鐵道との間に密接なる連絡を結び我が大陸鐵道の統一と發展を図ること

第四 成るべく多数の本邦人を韓国内に移植し我が実力の根底を深くすると同時に日韓間の經濟關係を密接ならしむること

第五 韓國中央政府及び地方官庁に在住する本邦人官吏の權限を擴張し一層敏活にして統一的の施政を行ふを期すること

長文の意見書なるも、その眼目は適當の時機に於て韓国の併合を断行することの一句にあつた。これを断行すべきい
わゆる適當の時機なるものは、小村の最も苦慮した所であつた。その第一は列国の思惑である。小村は往年ポーツマ
スを引揚げて後、病を冒して大統領ローズヴェルトを訪ひ、韓国の将来に就てその諒解を得た。けれども他の關係列
国の態度は當時なお不明で、よしんばポーツマス條約、對韓保護權の設定、ハーグ密使事件に伴える第三回日韓協約
は次第に韓国の命脈を締め、その終局の運命の帰着する所は列国風にこれを諒解しないではなかつたけれども、愈々
併合を断行するとなつては、これに關する外交の運用にはよほど慎重を要するものがあつた。殊に列国中には、当時
我が滿洲經營を以て、會て声明した門戸開放の主義に反するものとする声も高く、旁々我が極東政策上併合決行のこ
とには格段の留意を払わざるべからざるは論を俟たない。第二には日清戰役以來我が政府が韓国に關して為した累次
の宣明である。我が政府は韓国の獨立扶翼、獨立維持等を幾たびか宣明した。よしんばこれ等の宣明は、各その時代
に於ける当該事態に應ぜしめたもので、時勢の変遷は政策の変遷を要すること論なしとするも、我方より進んで併合
を決行することは聊か面白からざる關係もあるので、小村は主義としては併合断行の決意は疾く四十二年の初めに於
て既に牢乎として抜くべからざるものがあつたが、これ等機微の關係に鑑み、寧ろ満を持して適當の時機の到来を俟
つの方針であつた。

小村の對韓案については、桂は公然同意を表したので、小村と桂とは追つてこれを閣議に諮るに先だち、當時なお
統監の職にあつた伊藤と予め熟議を遂げ置かんと欲し、四十二年四月十日相携えて伊藤を訪ひ、交々意見を述べた。
その際伊藤から多少異議が出るであらうと予想していた小村と桂は、伊藤が即座に同意を表したにはやゝ意外の感

に打たれた。勿論当日は極めて大体の意見交換に過ぎなかつたが、伊藤が大体に於て併合の早晚已むべからざること
を當日容認したのは事實である。世には伊藤の併合論に賛したのを遙に晩年のことと推断せる説者もあるが、伊藤の
胸中には存外早く併合の已むなきを感じていたと見るべき理由もある。伊藤の三十九年末初めて統監職に就いた
頃、その特に選叙した幕僚中には、疾く併合の急進論を伊藤に獻策したものもあつたが、伊藤は自己の意中を語らな
かつた。勿論統監政治創業の當時、伊藤の胸中既に併合論を抱けるものと見るのは早計で、そのこれに傾くに至れる
迄には相應の時期も順序もあつた。伊藤は初め埃及に於けるクロマーを師として韓国に莅み、飽く迄指導、保護、
監理の範圍内にあつて統監政治の実を擧げる方針であつたが、躬その局に当り親しく韓国の事態を究むるに連れ、二
頭政治の半殺半活的制度の到底永續すべからざるを感知するに至つた。谷干城の四十一年九月二十日の日誌にも「二
十日午前八時、伊藤侯を帝国ホテルに訪う。快談一時間計、緻密なる韓国談を聴く。侯の前途の定見は覺支なきが如
し」とありて、伊藤はその頃には、既に統監政治の現状を長えに固執すべしとは考えていなかつたようである。翌四
十二年の春、伊藤が大磯の別墅で山県と会晤し、談韓国の将来に及びし折、山県の日韓一帝論に対し伊藤はその決行
の容易ならざるを弁する所あつた。この消息の外間に洩れた當時、山県の併合論に対する伊藤の非併合論として政界
の一角に伝えられたが、伊藤の考慮したのは主義上の非併合論でなくして、ただこれを決行するの難易について深く
慮る所があつた。山県との論難も、若し論難があつたとすれば、専らこの点に外ならざりしは想像するに難くない。
されば同四十二年四月、伊藤は東洋協會に於けるその演説中に於て

「今は日韓兩國互に利害を同うし、共に同一目的に進み、更に進んで一家とならんとするの境遇にある。しかもこの理を解しない

で徒に種々の流言を放ち、両国の人心を阻碍せんとするものもある。殊に韓人の多数は世界の情勢に通ぜず、否な遠き世界のみならず、近接の日本の事情をも判じない。願くは韓人も日本の情勢を視察し、両国利害共通の理を会得し、以て一家の如く相親和するに努めよ。列国の大勢は合するものは強く、離るゝものは弱い。如何なる大国とても、各同盟の力を借りつゝある現状ではないか。韓国民たるもの深く慮る所なければならぬ。」

といった。日韓一家の語は婉曲なるも言外に味うべきものがある。勿論その前年すなわち四十一年の七月、前述のハグ密使事件に伴える第三回日韓協約の成立後、伊藤は韓廷諸高官の前で

「韓国の独立自主は一に日本の主張に係るものである。過去数百年間、韓国には未だ曾て一人の独立を唱えたものはない。しかも今回の日韓協約を以て、或は韓国の独立を破壊蹂躪せんとするものゝ如く思うが如きは何の心であるか。独立は僅に三十年以来、日本が韓国に与えた空名である。けれども日本は敢て韓国を併呑せんとするのではない。併呑は日本に取りて寧ろ迷惑である。日本は既に確実に韓国を保護している、何を苦んで併呑を為さんや。」

と演述したこともあつたが、時は恰も新協約締結早々の際であつたが故に、併呑に意なきをいうのは時節柄当然の辞令と認むべく、しかも韓国の独立自由は日本の賦与せしもの、剩さへ、それは空名同様のものと言明したのは、伊藤によりて初めて千鈞の重きを成せるもので、同時に伊藤の既に独立万能論者でないことを反面に暗示せるものと見得るのである。現に明治四十年の第一回日露協約交渉の際、その内容について伊藤は統監として京城から種々意見を或は西園寺首相、或は林外相に電致し、中に於て我が政府の韓国問題の将来の發展に対し露国のこれを妨害せざるべきを約さしめんとしたる一條に關し、本野大使の「露国若し協約の明文として挿入するに異議あらばこれを秘密の文書交換に譲るべく、秘密の文書と為す以上は、他日の誤解を防かんがため、将来の發展なる文字は判然アネキゼーションに及ぶ意義なることを明かにして置くを要す」との意見を林から伊藤に転電した際、伊藤は林に対し「本野の稟議

の如く文書の交換に於て将来の發展なる語はアネキゼーション迄をも包含する旨を明かにして置くのは最も得策である。韓国の形勢今日の如くにして推移せば、年を経るに従いアネキゼーションは益々困難となるから、今日に於て我が意思の存する所を明かにし、予め露国の承諾を得置くに若かず」との意見を回電した。これは四十年四月十三日のことである。この後同年七月三十日日露協約の調印を見るに至れる間に於て、如何に伊藤が韓国の将来に關しこの際を機として少くも露国との間に完全な諒解を遂げ置くの必要を切々当局者に縷説したかは、当年の記録がこれを証して居る。知るべし伊藤は四十年の春、既に併合の実行上に横わる難関を予め排除するについて切偲措かざるものがあつたことを。事実四十一、二年の交には、伊藤の對韓思想は統監就職當時に比し著しく進境を呈し、胸中既に併合の已むべからざるを固く信じていたと見るべく、現に四十二年の初夏まさに韓京を辞さんとする際、有力な一部下に「併合は日露戦役後直ちに断行し置くべかりしに」と語り、これを聴いた部下は「列国關係が面倒ならざりしや」と質問したるに、伊藤は「否な格別のこともあらざりしならん」と答えたという実話もある。次で京城より仁川に下り、同地官民の催せる送別会上、伊藤はその離別の辞に於て「韓国民の生活状態を察するに、この三年有半の間に於て改良進歩するを得たりと信ずるの程度に達しない。これ自分の力及ばざるがためか、或は韓人自ら勉めず、自ら励ますやゝもすれば他国の保護の下に居るを甘んぜざるの徒往々にあるがために然るか。自分は今日まで韓国政府を指導啓発して韓国民の幸福を増進せんと欲し、これがため自分の心力を尽して韓国皇室及び政府または地方官に警告した。自分は固よりその方針に誤なしと確信するも、その功績未だ相伴わざるもの往々あるのは頗る遺憾とする所である」

と述べたが、これは一面に於て、伊藤がその對韓保護政治に対する絶望の情を言外に吐露したものと解せられた。程なく伊藤は統監の職を辞して枢密院議長に転じた。伊藤は前年の秋既に辞意を申立てたが、山県、桂、山本等交々切に留任を求めたので一時京城に帰任したが、四十二年二月韓帝の南北巡幸のことを終えて上京した際には、辞意既に固かつた。何故に辞意が爾く固かつたか、又何故に山県、桂の巨頭が遂にこれを認諾したかの消息は、今に至つても揣摩臆測なお充分に解知し得ない。伊藤からいへば、多少は山県、桂に対する反撥的感情もあつたであらう。桂の意中として当時皮肉に解釈したもの、説では、伊藤は既に桂と韓国の将来に就て意見を交換し、既に併合論に傾いていたが、伊藤のこととていつこれを実行する積りなるや予測し難く、また桂再日月を送るの間、これを伊藤に督促する訳にもゆかず、さりとて桂内閣の一大勲績として実行したい併合を伊藤にやらして、その功を奪わるゝのも面白からず、これ表面伊藤の留任を慫慂しつゝ裏面その辞職を欣諾した所以なりとあつたが、それは余りに穿つた一説かもしれない。伊藤の後任曾禰に対しては、桂はことさら終局の併合胸算を語らず、却つて伊藤前統監の方針を体してその遺業を大成すべき旨を伊藤列坐の所で訓示した。曾禰は之を以て政府の方針は現状維持にありと額面通りに解し、後日一進会の合邦運動起るや努めてこれを抑止し、次で統監職を寺内に譲つた。

去程に曾禰は六月十四日を以て統監の任を拜し、直ちに東京を發して同月下旬京城に着し、現状維持の方針の下に殖産政策を以て悠々韓国開發の業を挙げんとしつゝあつたが、他の一方に於て首相桂はその翌七月七日、前に述べた小村の對韓案を閣議に附してこれを決定し、同日参内伏奏して聖裁を得た。そこで小村は、併合実行の時機如何は予測し難きも、何時好時機の到るやも知れざるに鑑み、これに応ずる手筈を定め置くの要ありとし、併合断行の順序方

法等の細目に就て更に推敲を重ね、すなわち韓国併合の宣布、韓国皇室の処分、韓国将来の統治、對外關係等に亘る諸項を詳に具した意見書を七月下旬桂の手許に提出した。併合の文字は立案の命を受けた倉知政務局長に於て、韓国の処分は二国對等の合邦でなくして、韓国を我が領土の一部とする意を明かにすると同時に、語調の成るべく激しくないものを採択せんと苦心の末、当時まで世人の多く用いなかつた併合の文字を考案した次第で、爾後公用語となつたものである。

該意見書は左の如くである。

韓半島ニ於ケル我カ実力ヲ確立シ併セテ韓國ト諸外国トノ條約關係ヲ消滅セシムル為メ適當ノ時機ニ於テ韓國ノ併合ヲ断行スヘキコトハ曩ニ廟議ニ於テ決定セラレタル所ナリ

併合実行ノ時機如何ハ内外ノ狀勢ニ依リテ決スヘキ問題ニ屬シ今ニ於テ之ヲ測知スルヲ得ザルハ勿論ナリト雖モ内外ノ狀勢ハ日々推移シテ止マザルヲ以テ今後予見スベカラザル新事実ノ發生スルアリテ何時併合実行ノ機會到来スルヤモ料リ難ク從ツテ右実行ノ場合ニ於テ我が取ルベキ方針及ビ措置ハ今ヨリ之カ講究ヲ遂ゲ以テ万一ノ違算ナキヲ期スルヲ必要ナリトス依ツテ左ノ四項ニ基キ別紙ニ之カ細目ヲ掲記シテ講究ノ資ニ供ス

第一 併合ノ宣布

(一) 併合実行ノ際ニハ特ニ詔勅ヲ發シ併合ノ事實ヲ内外ニ宣布セラレ併セテ左ノ事項ヲ宣明セラル、コト

(二) 併合ヲ実行スルノ已ムヲ得ザルニ至リタル事由

(三) 東洋永遠ノ平和ヲ維持シ帝國ノ安固ヲ確保シ併セテ韓民並ニ韓半島ニ於ケル外国人ノ康寧ヲ増進スル為メ併合ノ必要ナルコト

第十章 第二次外務大臣時代

- (A) 半島ニ於ケル外国ノ權利ハ併合ニ依リテ生ジタル新事態ト而立スベカラザルモノヲ除クノ外帝國政府ニ於テ充分之ヲ保証スヘキコト
- (B) 右詔勅ニ於テハ尙ホ韓半島ノ統治ノ全然天皇大權ノ行動ニ屬スル旨ヲ示サレ以テ半島ノ統治ガ帝國憲法ノ条章ニ遵拠スルヲ要セザルコトヲ明ニシ後日ノ爭議ヲ予防スルコト

第二 韓国皇室ノ処分

- (一) 韓国ノ併合ト同時ニ同皇室ヲシテ名実共ニ全然政權ニ關係セザラシメ以テ韓人異國ノ根本ヲ絶ツコト
- (二) 韓国皇帝ハ全然之ヲ廃位トシ現皇帝ヲ大公殿下ト称スルコト
- (三) 太皇帝、現皇太子及ビ義親王ハ之ヲ公殿下ト称スルコト
- (四) 大公殿下、公殿下、及ビ其ノ一門ハ之ヲ東京ニ移居セシムルコト
- (五) 大公殿下、公殿下、及ビ其ノ一門ニ對シテハ我が皇室及ビ華族ノ例ヲ參酌シ特別ノ礼遇及ビ特典ヲ与フルコト
- (六) 大公家及ビ公家ニ對シテハ經費トシテ國庫ヨリ一定ノ年額ヲ支給スルコト、但シ大公家及ビ公家ニ關スル一切ノ事務ハ宮内大臣ニ於テ之ヲ管理スルコト
- (七) 併合実行ノ際韓国皇室ニ屬スル財産ニシテ皇室私有ノ性質ヲ有スルモノハ、之ヲ大公家又ハ公家ノ所有ト爲シ、私有ノ性質ヲ有セザルモノハ之ヲ帝國政府ノ所有ニ移スコト

第三 韓半島ノ統治

- (一) 中央官庁ノコト
 - (二) 地方官庁ノコト
 - (三) 裁判所ノコト
- 略ス

第四 對外關係

- (一) 韓国ト諸外國トノ條約ハ併合ト同時ニ消滅ニ歸シ法權及ビ稅權ハ全ク我レニ歸スルニ至ルベキニ依リ詔勅ヲ以テ併合ヲ宣布セラル、ト同時ニ帝國政府ヨリ關係諸國ニ併合ノ趣ヲ通告シ且左ノ事項ヲ宣言スルコト
- (イ) 帝國ト諸外國トノ條約ハ韓半島ニ適用シ得ル限リ其ノ効力ヲ同半島ニ及ボスコト
- (ロ) 外國人ニ關スル司法事務ハ在韓日本裁判所ニ於テ之ヲ取扱フコト
- (ハ) 輸出稅ハ併合ト同時ニ之ヲ全廢シ輸入稅ハ當分ノ間現行韓國稅率ト同一ノ率ニ依リ之ヲ徵收スルコト
- (ニ) 外國人ノ既得權ハ併合ニ依リテ生ジタル新事態ト而立スベカラザルモノヲ除クノ外、充分之ヲ保護スヘキコト
- (ホ) 半島内地ヲ外國人ニ開放シ居住及ビ營業ヲ爲スノ自由ヲ享有セシムベキコト
- (ヘ) 半島ニ於ケル土地ノ所有權ハ之ヲ外國人ニ附与スルコト
- (ト) 日本ト韓國間及ビ韓國各港間ノ沿岸貿易ハ當分ノ間從前通り之ヲ外國船舶ニ許スコト
- (ニ) 清國ニ於テハ我レニ對シ内地雜居ト土地所有權トヲ許サザルヲ以テ同國人ニ對シテハ右ニ關シ相當ノ制限ヲ設クルコトトシ其ノ趣旨ニ依リ前項ノ宣言ヲ發スルコト

桂は次で小村の意見書を閣議に附し、閣僚一同これに賛し、なお別に併合の條約締結の形式によつて行われない場合の措置をも攻究する所があつた。

間もなく同年十月二十六日、伊藤は哈爾賓駅頭で韓人安重根の狙撃に遭ひ遂に薨去した。この椿事の飛報京城に達するや、一進会の如きは國人の自暴自棄を痛惜し、李家五百年の命数は茲に尽きたりと論じたものもあつた。されど我が内地にあつては、此の偉人の喪失に對し朝野挙つて深く哀悼の意を表したのは勿論であつたが、それ以上には少

くも政府は冷静の態度を持し、進んで何等の行動を試むるの風もなかつた。然しながら、この事件の痛く我が国民全般の対韓感情を刺激したのは掩い得ない。桂は機を見て韓国併合の宿志を実現しようと思いつゝあつた際、伊藤の遭難突如として起り、そして内に於ては、我が對韓政策上に最後の解決を与うべき時機到れりと信する有志者は、對韓同志会を組織して徐に国論を喚起し、外にありては、これと声息を通ぜる一進会の領袖李容九、宋秉畯等日韓合邦を主唱して、陳情書を韓帝、当局有司、及び我が統監に提出した。桂は、その宿論実行の機会が漸く到来するのを認め、たが、必しもこれ等内外の運動に動かされたのではない。桂は別に当時我が極東の将来及び對列国關係を顧念し、寧ろ宿論を断行して國際上に於ける我が旗色を鮮明ならしむるに若かずと考へたのである。されど韓国に於ける合邦運動は、機運なお熟しなかつたのみならず、曾禰は韓国有志者との間に意思の疏通を欠き、独り併合の機運を利導せざりしのみか、却つてこの運動に与られる韓人を抑圧するの方針を執り、管下の新聞紙を通じて「日本の對韓方針は今日に於て何等の変更を来さず。韓人の合邦賛否論は或程度まで言論の自由に属するので敢て制止しない。一進会の上奏は国民一部の意見として聞き置くも、進んで国内の治安を妨害し、日韓の關係に阻礙を与うるの虞ありと認めれば、その何会たるを問はず断然たる処置を加うべきは勿論で、韓国内閣に對してこの意を以てそれぞれ戒飭を加えていゝ」との意を声明した如き、以てその意向を察すべく、一進会の如きは、これがために一時四面楚歌の窮地に陥つた。蓋し曾禰は日韓の併合を不要不急としたのみならず、寧ろ至苦至難の業と信じ、殆んど念頭に置かず、偶々人の併合の要を説き、またはその方法を献策する者があれば、彼は答うるに我が財政の負担加重を以てし、到底これに耳を傾くるの意思を有しなかつた。ただに韓国に於てのみならず、我が内地の言論界にありても、併合決行論は未だ充

分に熟せず、一進会の合邦運動を聞くも真面目にこれを迎へたものとは殆んどなく、曰く列国は到底合邦を承認せざるべし、曰く合邦は徒らに我が負担を嵩加するのみ、曰く名を捨て実を取り、事實に於て韓国の政治を我が掌裡に収むれば足る、曰く合邦の企図は韓国十三道の大騒擾を伴うを免かれずと。平素口に對外硬を唱え、筆に政府の柔懦を罵つた在野の政客すら、所論率ねこの類で、韓国併合の如きは到底一朝にして行われ得べきものにあらざるを見るの状であつた。況して曾禰の如きは、いわゆる捨名取実にて満足するの方針を得々人に語つて憚らざりしに於てをやである。

我が国論の歸嚮に迷つたことかくの如くであつたので、桂は暫くは局面の推移を熟視していた。その間に翌四十三年の春となり、機運は漸く熟し、併合の準備及び善後方案悉く成り、諸元老の一致をも得、一進会の態度行動も次第に粗より細に入り、次第に具体化して来たのみならず、小村は同年四月露国政府との間に第二回日露協定の商議を行つた際、駐露本野大使をして密かに、かつ最も明確に韓国併合の已むを得ざるを告げしめたるに、同政府に於ても何等異存なき旨を言明し、ただその実行に際し多少の予告を得たしとの希望ありしに過ぎなかつたことは前に叙した如くである。そしてこの意見交換は英国政府にも伝わり、五月中旬在本邦同国大使より併合に関する我が政府の意向を小村に尋ねる所があつたので、小村は併合の免かるべからざる運命なることを語り、ただその時期如何は今予言し能わざるも愈々機会到来せば予めこれを英国政府へ内報すべき手筈なる旨を告げ、同政府もこれを諒した。情勢既にかくの如くであつたから、政府は五月三十日統監の更迭を行い、曾禰を罷めて寺内陸相を統監に兼任せしめた。翌六月三日、閣議は併合後韓国に對する施政方針を定め、七月八日更に併合條約案、詔勅案、宣言案等の閣議が決定した。

そして政府は韓国に關する外交關係その他の諸問題について万遺算なからしめんがため、別に柴田内閣書記官長、安広法制局長官、倉知外務省政務局長を委員としてこれが調査に当らしめ、その結果同委員は国称、朝鮮人の国法上の位地、朝鮮に於ける司法上の諸事項、外国居留地の処分、居留民団、外国人の土地所有権及び借地の将来、外国船舶及び輸出入貨物、朝鮮の債權債務、韓国勳章、官吏の任命、韓国皇室及び功臣の処分等に関する諸事項、その他朝鮮總督府の設置、旧韓国軍人の処分、旧韓国財政の処理、朝鮮に於ける法令の効力、関税等に関する法令案を具して内閣に復命し閣議は若干の修正を加えてこれを可決した。その国称に就ては、時の通相後藤は、韓人の歴史的的心理を顧念して高麗と稱するの議を出したが、桂、寺内等の賛同を得ず、議は遂にこれを「朝鮮」と為すに決したものである。

他の一方に於て我が政府は、時局の發展に処すべき先決問題として、韓国政府の警察機關を統監府に移すの要を認め、新任寺内統監は上京中の明石憲兵隊司令官をして案文を齎らして急速京城に帰任せしめ、統監府總務長官事務取扱の石塚参与官は旨を承けてこれを韓国政府に交渉し、六月二十四日韓国政府との間に警察事務委託に關する覚書を交換した。同月三十日、同政府は韓国警察官々制を廢止し、同時に我が政府は統監府警察官署官制及び韓国駐劄憲兵條例の改正に關する勅令を發し、明石憲兵隊司令官を以て統監府警務總長を兼ねしめ、全国の警察事務を挙げて憲兵の手に移した。

程なく寺内は重要な訓令を帶び、最後解決の籌算を胸底に藏して赴任の途に上り、七月二十三日着任した。新統監は寡言沈黙、態度端嚴、韓廷内外自ら畏懼した。寺内は從容迫らざること二旬。その間に於て彼は韓国上下の狀態を觀測したが、いづれも大勢の進運に鑑み、難局救済のためには到底根本的改革の避くべからざるを覚悟したものゝ如

く、ただ韓廷当局者は皇室の待遇と首官有司の処分とに關し多少疑懼の念を抱き、或は時局解決の責任を相互に推諉せんとするの狀であつた。寺内は裏面の徑路により、天皇陛下の寛仁にして日本政府の公明なる、韓皇室以下百官有司は勿論、韓民全般の生活狀態をも一層安全にし、幸福の増進を弥が上に期すればとて、決して現状以下の苦境に陥らしむるが如きことなき理由と、韓国の現閣員にしてその職を去るとも日本政府の決意を實行するには何等の支障なく、しかもその退避は却つて韓国及び当路者自身に不利益の結果を来すに過ぎざる所以とを了解せしむるに努めたので、總理大臣李完用は自ら時局解決の衝に當るの決心を示した。或はいう、李の炯眼なる、当時本邦にありて風雲を窺える宋秉峻の既に馬関に來りて韓山を睥睨しているを看、逡巡すれば局面急転、何時宋内閣の出現を見ずとも保し難く、時局拾収の功は遂に宋に奪わるゝの懸念もあつたから、寧ろ挺身その局に當り、乗るか反るかの大芝居を打つ決意をしたのであると。そはとにかく、寺内は機まさに熟したと認め、八月十三日を以て小村に電照して曰く、「愈々來邇より着手せんとす、格別の故障なく進行せば週末には完了すべし、貴省に於て執るべき手続は一切整い居ると信するも、念のため御都合を問う」と。小村答電して曰く「準備総て整い居れり」と。こゝに於てか寺内は同月十六日李總理を統監邸に招き、「日本政府は韓国を擁護せんがため既に二回の大戦を賭し、數万の生靈と幾億の財帑を犠牲に供し、爾後誠意を傾けて韓国の扶翼に努めたが、しかも現在の制度の下にありては到底施政改善の目的を全うすること能わざるに鑑み、将来韓国皇室の安全を保障し韓民全般の福利を増進せんがためには、須らく兩國相合して一体となり、以て政治機關の統一を図るの外ない」と述べて詳にその理由を語り、更に皇室の優遇及び功勞ある韓人への恩典、並に將來の施政方針を伝え「国家併合のことたる古今その例少くないが、その多くは威圧を以て断行し、また一

片の宣言を以て任意決定したものである。然るに日本政府は日韓従来の關係に鑑み、かつ今後兩國國民の輯睦を図る上に於てかゝる手段を執るは甚だ好しからざる所なるを思い、和衷協同以て時局の解決に當り、その間に秋毫の隔意を挟むことなからんがため、合意的條約を以て相互の意思を表示するの適當なるを認めたのである」と告げ、この趣旨を記した大要左の覺書を李に与えてその考量に供した。

「日韓兩國は境土相接し、人文相同じく古來吉凶利害を俱にし、終に分離すべからざる關係を有して來た。これ日本が敢て前後二回の大戦を賭し、數万の生靈と幾億の財帛とを犠牲に供し、以て韓國を擁護した所以である。爾來日本政府は孜孜として韓國の扶掖に尽瘁したが、現在の如き複雑なる制度にては、到底韓國皇室の安固を恒久に確保し、かつ韓民全般の福利を完全に保護することができないので、茲に兩國相合して一と成り、彼我の間に差別を撤去し、以て韓國の統治機關を統一するを相互の便益と認めた。故に日韓の併合は、かの戦争又は敵対の結果より生ずるが如き事態と同視すべからざるは勿論、寧ろ和氣瀾々の間に協定を遂ぐべきもので、韓皇陛下は時運の趨勢に鑑み、自ら進んでその統治權を我が天皇陛下に譲与せられ、その位を去つて將來万全の位地に就かるべく、なお現皇帝陛下、太皇帝陛下皇太子殿下、その他各皇族の康寧と韓民上下の福利とを保障せんがため、一條約を締結せらるゝことゝなるべく、その条約中には大略 (一) 現皇帝、太皇帝兩陛下及び皇太子殿下、並にその后妃及び後裔は相當なる尊稱、威嚴、及び名譽と、これを保持するに充分なる歳費とを受けらるゝこと、(二) その他の皇族にも現在以上の優遇を賜わること、(三) 勳功ある韓人には榮爵を授け、これに相當する恩賜金を与りること、(四) 日本政府は全然韓國の統治を担任し、法規を遵守する韓人の身体及び財産に充分の保護を与え、かつその福利の増進を図ること、(五) 誠実に新制度を尊重する韓人はこれを朝鮮に於ける日本の官吏に任用せらるゝこと等が規定せられる。

「茲に貴大臣の參考に供するため、条約締結より生ずる結果の概要を述べ置くこととする。先づ現皇帝陛下は統治權を讓らるゝと

同時に太公殿下の尊稱を授けらるべく、皇太子殿下はその世嗣として公殿下の稱を賜い、相統の上は太公となられ、子々孫々世襲すべきもので、太公家は永久に存続することゝなるべし。太皇帝陛下は現今とても退隱の御身で、別に一家を立てらるゝ恩召なきは勿論なれども、特に恩典を以てその一代は現皇帝陛下と同じく太公殿下の尊稱を授けられ、三方とも日本皇族たる礼遇を賜わべし。前述の尊稱は現今よりはやゝ降れるが如きも、史を案するに、韓國歴代の王朝は終始正朔を隣國に奉じ、近く日清戦役前後迄は王殿下と称せられ、その後日本の庇護により獨立を宣布し、始めて皇帝陛下と称せられたるに過ぎざれば、今太公殿下として日本皇族の礼遇を受けらるゝは、これを十數年以前の地位に比し決して劣れりとはいえない。これを以て數百年來の尊嚴を激変するものと認むるが如きは、無稽の甚しきものである。殊に從來現皇帝、太皇帝兩陛下及び皇太子殿下の受けて居らるゝ宮廷費は毫釐も減少することなく、その全額を右三方に供給せらるべき我が天皇陛下の聖旨なので、今後とても現在と同様に富裕なる生計を営まらるゝのみならず、太公として日本皇族たる礼遇を受けらるゝに於ては、爾後何等の變改に遭うの思なくして、永久に安全かつ鞏固なる地位が得られる。また既に現今と同額の歳費の給与を受けらるゝのであるから、從來の宮内府、承寧府、その他皇室附各官は、その職名には變更を來すべきも、依然その地位にありて、従前と同じき俸祿を受くることを得べきである。

「養親王以下の各皇族は、その從來の格式に應じ公侯伯等の榮爵を授けられ、その歳費はいづれも現在の定額よりも増加せらるゝ筈なれば、今日よりも一層豊富なる歳入を我が天皇陛下より賜わりて、充分にその体面を維持し得らるゝことゝなるう。

「現内閣大臣にしてその有終の職責を尽し、円満に時局の解決を遂行するに於ては、他に擢んでゝ特別の恩賞を賜はり、榮爵を授けられた上、終生幸福の生活を為すに足るべき賜金を与えらるゝのみならず、皆中樞院の顧問に任ぜられ、將來の施政上諮問を受けるの名譽を担うであらう。その他現在の親、勅、奏、判任官、元老、前大臣等に対しても、各その等差に應じてそれぞれ恩典を賜うべきは勿論、一般士民に対してもまた各その生業を得せしめんがため、授産基本金を頒賜せられよう。

「条約締結の順序として、貴大臣は先づ閣議を纏めた上、韓皇陛下に如上の趣旨を言上し、条約締結のため全權委員の任命を奏請

せらるべく、そして貴大臣と本官とはその職責上、条約締結の大任に當るべきは勿論である。抑もこの条約たるや、日韓親善の極致に成り、その進運に貢献するものであるから、その局に當るものは互に丹誠を披瀝し、和衷協同以てその職責を全うするを要する。惟うに韓皇陛下は天資雅熙、よく大局に順応するの盛徳を具えられ、また貴大臣を首相とする現内閣の各員は、いづれも識度高邁、濟時の略あり。必ずや我が 天皇陛下の宏謨に信頼してその出處を誤ることなかるべきは、本官の確信して疑わざる所である。」

李総理は寺内統監の説明を聞き、又右覚書を一読し「韓國の現状が百事頽廢に帰し、自ら刷新を行う力なく、いづれの国にか倚らざるを得ざるも、その扶掖の任に當るべきものは日本を描いて他になきは列国の均しく認むる所で、さきに併合問題の世に伝わるや、自分等はその果して如何なる形式に於て決行せらるべきやを揣摩するに惑うたが、今始めてその詳細を確知するを得て安堵した」と述べ「ただ一般人民の感情に影響する所少からざるべきに顧み、国号及び韓帝の尊称に關し考慮を煩わしたい」とて国号は依然韓國の名を存し、皇帝には王の尊称を与えられたしとの希望を陳した。寺内はこれに對し、併合実行後に於て韓國の称号及び王位を存続するの理由なく、またその必要を認むる能わざる所以を説きたるに、李は篤と熟考すべき旨を答え、なお條約締結の手続等に関する統監の注意を諒として退出した。程なく農商工部大臣趙重應は李総理の旨を承けて統監邸に到り、国号及び王称に關し李の希望を反覆したが、寺内は国号は日本政府に於てこれを朝鮮と称する筈なれば、この点に關しては彼我の間に懸隔あるを見ずと説き、王称は皇帝を李王殿下、太皇帝を太王殿下、皇太子を王世子殿下と称することゝ為すについて政府に稟議すべしと告げ、寺内はその趣を電稟し、十八日御裁可を得たのでこれを李に伝えた。

この間に於て李総理は併合條約締結に關し閣議を纏むるため、趙農相をして内部大臣朴齊純、度支部大臣高永喜に懇説せしめ、その同意を得たが学部大臣李容植は頑として応ぜず、ために御前會議に於て更にその決意を促すことゝなつたが、李学部は次で病に臥し、遂に御前會議に列しなかつた。李総理はまた別に宮内府大臣閔丙奭、侍從院卿尹徳榮、承寧府総管趙民熙、親衛府長官李秉武、中樞院議長金允植、興王李熹等に時局解決の大要を説いてその同意を求め、御前會議に於ける準備を遺漏なく尽し、併合條約案の通過に成算が立つたので、彼は二十日を以てこれを寺内に内告し、茲に確定案は成つた。寺内は直ちに裁可を電奏し、二十二日樞密院會議は天皇親臨の下に全員一致御諮詢に応え、即日御裁可があつた。特に寺内が調印前に裁可を仰いだのは、併合條約は公布の日より効力を生ぜしむるを外交上必要なりとし、そして調印後公布に至るの間これを秘密に附するは韓國に於て困難なるに顧み、條約の調印に次でその公布を可成迅速に行わしむるの趣旨に出たのである。かくて寺内は同二十二日閔宮相、尹侍從院卿を招き、時局解決問題の総て円滑に進行し來りたる次第を語り、條約調印の期迫りたるを告げ、右調印に關し韓帝の執るべき順序形式についてその執奏方を求めたるに、兩人は直ちに入閣伏奏した。韓帝は大勢の既に定まりたる以上は速に実行するに若かずと認められ、次で閣員は勿論、皇族代表者として興王李熹、元老代表として金中樞院議長、外に若干の大官を御前に召し、先づ統治權讓与の要旨を宣示し、さきに寺内より李、尹に交付して置いた勅書案により作製せる金權委任狀に親しく署名し、国璽を鈐せしめ、これを李総理に下附せられた。李は次で携え來つた條約案を上覽に供し、逐條説明を加えたるに、列席者異議を唱えず、皇帝またこれを嘉納せられた。

そこで李は退閣して統監邸に馳せ、右の経過を述べ、金權委任の勅書を提示した。寺内はこれを査閲し、その完全

にして妥当なるを認め、李に對し時局解決がかく静粛かつ円満に実行せられたのは雙方の幸福で、真に慶賀すべき所なる旨を告げ、李と共に日韓兩文の條約各二通に記名調印した。

青柳南冥著「朝鮮統治論」には合併當時の朝鮮民衆の動向を語つて「當時を回顧すれば、併合反對の鮮人は悲憤極度に達し、慷慨激越暗雲全鮮を蔽ふて容易ならざる現象を呈し、暴徒乱民各地に蜂起して盛んに不服の氣勢を挙げ、表面平靜にして傍觀せし者、決して之れ併合に無關心の者に非ず、勢の不可なるを以て沈黙せしのみ、當時前韓の虐政に懲り、併合後の新政に活きんことを期せし者無きに非ざるべきも、祖国を葬つて帝国の新政下に遊ばんことを悦ぶ者は、純然たる朝鮮民族中幾何人をも発見し能はざるべし」とあるが、蓋し一進会等一部を除き民衆感情の眞實を伝えているものである。

併合條約の公布は、恰も韓帝即位式日が八月二十七日であつたので、その以後にしたいとの帝の希望を斟酌し、同月二十九日を以て両国同時にこれを行つた。東京では首相桂はこの日閣僚以下關係諸員を午餐に招き、積日の勞を慰した。席上小村は慨然として語つていう「恰も今より五年の前今日、ポーツマスにて日露講和條約の成立を見、そして五年後の今日、これと關係最も深き日韓併合條約の發表を見るのは奇縁である」と。平素表情に寂しき小村も、今や五年前のことに想到して一種の感慨に打たれたものゝ如く、顔面称々緊張を示した。列座の人々これを視、これを聴き、一層痛切なる感慨と小村に對する一倍の同情とを禁じ得なかつた。

小村は併合條約の公布と同時に、從來韓国との間に條約を有しまたは韓国に於て最惠國待遇を受くる英、米、独、仏、伊、露、澳、白、丁、清の諸國に對しこれに關する一宣言を發し、日本政府の方針を詳に説明した。要は併合條

約の結果として韓国と諸外國との條約は全然消滅に歸し、日本と諸外國との條約はこれに代つて行われ、諸外國人は爾來日本本土に於けると均しく朝鮮内地に於て居住營業するの自由と各種の權利特典を享有するに至れる事由の説明である。しかも旧韓国關稅率を消滅せしめ、はた從來外國人の旧韓国に於て有した治外法權を一朝にして撤廃せしむるが如きは、談容易に似て實は容易でない。先づ以て關稅問題よりいへば、英國は我が併合の拳には異議なきも、朝鮮との通商の利害の關係上、旧稅則の卒然の廢滅は當業者の物議を醸す虞ありとし、これが若干期間の存続方について隔意なき希望を予め我が政府に内牒する所があつた。小村はこれに對し、併合實行の上は韓国は全くその存在を失ふ、純然たる日本領土の一部となり、その結果韓国と列國との條約は当然消滅に歸すべきこと論を俟たぬけれども、日本政府は特に列國經濟上の利害を重要視し、經濟關係に於ては能う限り現状を保持するの便なるを念ひ、條約の消滅に拘らず日本政府は外國貨物並に船舶に對し当分の間日本關稅法を適用しないで現在の輸出入稅率及び順稅を据置くべきことを自發的に列國に宣言する積りであると答えてその了解を得、そしていわゆる當分の間については、その後證議を尽した上之を十カ年と決定した。蓋し十年間を限り併合前の旧稅則を適用することは、フィリッピンに關する米西條約にもその先例があるから、期間をこれに定めたのは大体に於て當を得たものである。この十カ年の決定は何等外國からの強要の結果でなく、一に我が政府の任意の行動に属したること、小村が四十四年一月二十六日衆議院予算委員會に於て、言明した通りである。殊に當時外國政府中には、我方に對し右十年間は日本に於ける朝鮮と外國貿易との間にも區別を設けざるの希望を内陳したのもあつたが、小村は日本政府が韓国現存の關稅を据置かんとするは全く朝鮮に於ける各國の經濟的利害を攪亂せしめざらんとするの好意的考量の結果に外ならないが、しかも日本に於

て朝鮮の貨物に対し他国の貨物に対すると相異なる待遇を与うるや否やは事全然日本の問題に属し、併合のため日本自体の関税制度にかゝる縛束を受くべき理なく、日本政府は目下朝鮮との貿易上外国との貿易との間に何等差別的待遇を為すの意を有しないけれども、この点に關する日本政府の自由は充分これを維持せんと欲すと答えた。

次には治外法権の問題である。朝鮮に於ける治外法権に付ては、その保護政治時代に於て我が在韓当局者が屢次甚大の不便を實驗した。初代の統監伊藤の如きはこれを早晩撤廃せしむるの須要を痛切に感じ、一再これを昵近者に語つたことがある。彼はその在職中特に鋭意韓国の司法制度を刷新し、法廷監獄の改善を計つたが、その目的が那邊に存せしかは察するに難くなかつた。ただ他列国の多年韓國に於て享有し來つた治外法権の撤廃は、これを關係國との協定によつて行うこと容易でないのに、況して日韓間の併合條約の結果として当然これを撤廃せしめることは、果して他列国の唯々として納得すべきものなるか。これ我が当局多数者の疑問とし、苦慮した所であつた。されど小村は結局これを納得せしむるに成功した。そのことに至れる迄の迂余曲折は大要左の如くであつた。

先づ英國に於ては、我が駐英大使が併合條約成立後小村の訓令により、英國外相に會見してその條文及び宣言書を披露するや、談は朝鮮の治外法権問題に及び、同外相は英國人を日本法官の裁判の下に置くには異存なきも、鮮人法官をして裁判せしむるには同意し難く、また朝鮮の監獄は日本のそれと異り頗る旧式のものなる由に聞けば、英人をこれに投収せしむることに、やはり同意し難く、これ等については追つて照會する所あるべしと述べた。當時會々獨國政府は、京城駐在總領事の具申に基き、併合後直ちに領事裁判權の撤廃を見るに於ては種々の不都合生ずべしとし、日本政府に対し領事裁判權を一九一二年・明治四十五年迄存続せしむるの共同提議を為さんことを英國政府に

勧誘した。が、英國政府はこれに対し、日本に於て一八九九年・明治三十二年領事裁判權の撤廃を見たる以来、英國政府の關する限り司法上の誤審若くは不公平の裁判ありしことを聞かないから、日本が朝鮮に於て司法制度を設定するに於て特に反對すべき理由を見ずと答へ、その勧誘を拒絶したことがある。程なく獨國政府は重ねて同總領事の具申に基き、再び英國政府に対し、日本政府は各國居留地に於ける警察權を即時實行せんとする由なるが、右は各種の不便を起すべきに付、居留地各般の事項に關し日本政府と一協定を遂ぐるに至る迄これを延期せしむべく共同協議せんと申込んだが、英國政府は他國と聯合して日本政府に何等共同的提議を為すを好まず、英國政府に於て必要と認むるものに關しては、單獨にて日本との間に友好的協議を遂ぐべしと称し、また右の申込を謝絶した。獨國政府はこれがため聯合運動の拳に出づる能わざりしのみならず、その提議も畢竟京城駐在自國總領事の具申に基いて一応取計つた迄であつたようで、爾來同國政府は格別本件に重きを置かず、その將來の行動を留保かつ質問せる点に對しては、小村は他列國に對すると同様に獨國政府に答へ、結局同國政府はこれを承認した。他方英國外相は同四十三年末我が駐英大使に向い在朝鮮外國居留地に領事裁判權、監獄、その他類似の問題については英國政府は何等故障を挾まず、その處理はこれを所在日本官憲の公正善意に信頼一任する旨を聲明し（但し同國政府は別に朝鮮に於ける土地所有權、鉦山採掘權、及び煙草專賣法に關し我が政府に交渉する所があつたが、これは略する）、次で同國政府は翌四十四年一月二十三日の樞密院令を以て、朝鮮に於ける英國の領事裁判規則を日韓併合條約実施の日より廢止した旨を公布した。

米國政府は併合實施後、在本邦同國大使を経て我が政府に對し、(一) 進歩せる司法制度が朝鮮に實施せらるゝ範圍

如何、また領事裁判権撤廃の場合に米国人及びその財産上の利益を審理する法典及び手続如何、(イ) 併合に関する宣言第一項に朝鮮在留諸外国人は「事情の許す限り」内地に於けると同一の権利及び特典を享有する旨の語があるが、日本の法典が朝鮮に適用に適用せらるゝとせば、右の「事情の許す限り」とあるは如何なる点に關し重要な変更を加うる筈なるや、(ロ) 朝鮮に於ける監獄の状態は如何、若し米国人にして留置または收監せらるゝ場合には、適當かつ新式の留置場または監獄にこれを拘禁することに關し如何なる設備を為す計画なるや、(ハ) 現在の各国居留地及び一九〇六年十月三十一日發布の法規（土地家屋証明規則）により現に外国人の保有する不動産は如何に処分せらるゝや、(ニ) 朝鮮に於ける外国人の利益が適當の保護を受けることを確實ならしむるため、前記以外に何等一般的措置を執らるべき考案ありやの五項目を質問し、併せて米国内務省の意見によれば、日本内地に現存すると大体同一の法律及び裁判所が朝鮮に於て日本統治の下に実施設備せられ、全然朝鮮在来の司法制度に代るに至る迄、当分領事裁判制を継続するを望ましと思考し、いづれにするも日本法律により米国人を審問する裁判所は日本政府が良好なる状態に維持すべきことを約する裁判所に限るべきを予期し、すなわちただ重要な都市に設置せらるべき裁判所に於てのみ米国人の審問を為すこととし、以て被拘禁者をして弁護士を雇ひまた領事の助言勸告を受けるの機会を有せしむることを希望すとの旨を附言した。

これに対する小村の回答の要に曰く、(一) 外国人關係の事件を取扱う裁判所の構成及び裁判権の任用資格は、日本内地に於けると大体異なるなく、日本近時の司法制度はこの点に於て既に朝鮮に施行せらるゝに至りたる次第なること。またその裁判には、日本内地に施行せらるゝ民刑法律は、不動産に關する規定を除く外、事実上何等の制限また

は重要な變更なくして適用せらるべく、而して不動産に關しては、当分朝鮮従来の法規及び慣例による筈で、訴訟手続もまた日本内地に於ける現行法規をその儘朝鮮に適用するを原則とし、ただ細目に至りては、地方の状況に適應せしむべき必要なる若干の例外あるに過ぎざること、(二) 「事情の許す限り」との留保は、特に一定の権利または特典を考察せるものではなく、全く予想し難き場合の生ずべきことを顧念し、これに備えんとする充分の愼慮に出でしに外ならざること、尤も外国人が日本内地に於て享有する権利及び特權にして、その性質上少くも当分は朝鮮在留外国人に許与すること能わざるものもある。現に不動産の如きはその一例で、すなわち外国人が日本内地に於て不動産の登記に際し享有する権利が朝鮮在留外国人に及ぼすを得ざるは已むを得ざること、(三) 朝鮮に於ける八カ所の地方裁判所及び十二カ所の同支部所在地の監獄は、今やいづれも概して衛生その他の設備に欠くる所なきこと、日本政府は前年七月朝鮮の司法及び監獄事務の委託を受けて以来深く監獄の改善に留意し、実行に着手し来れること、既決囚は、その監獄にして不適當なるに於ては、所轄官憲の命令に依り隨時これを他の適當なる監獄に移送するを妨げず、また未決囚についても、当該被告事件に対する管轄權を他の裁判所に移してその留置所を変更するを得べく、これに關し不日特別令の公布あるべきこと、(四) 各国居留地については、警察事項を除く外、一切の地方行政に關し当分現狀を維持するに決し、既にその趣旨の訓令を公布したること、(五) 日本国内いづれの地方に於けるを問わす、一切内外人の有する正当の利益に對し充分の保護及び安固を図るは日本政府の常に誠實顧念する所たること等を列挙し、要するに朝鮮に於ける司法事務は、少くも外国人の關する限り、日本内地に於けると大体同一の法律及び裁判所が既に施設せられ、その實施を確保するに至れる次第で、この状況に顧み、かつ領事裁判制度が全然朝鮮に於ける新事態に適應

せざるを認め、またこの現状に際して該制度を存続するが如きは一般の成例に反するものと思考する旨を明答した。その後本件に關しなお一再文書の往復があつたが、結局米國政府は我が誠意を諒得して交渉を了えた。

仏國にありては、同国外務長官は併合後程なく一覚書を我が駐仏大使に送致し、仏國政府は最も友誼的な精神と、日本政府に向つて何等難問を生ぜざらしめんと希望とを以て綿密に併合條約及び宣言書を査閲した結果、併合が仏國民の物質的利益に及ぼす結果に關して彼等の憂慮を鎮靜せんがため、日本政府の見解を承知したとして二三の疑点を挙げ、その末尾に於て仏國政府は主義に於て、甘諾する所の領事裁判權の廢止は今日如何なる程度に於てこれを実行し得るかを詳にするがため、朝鮮司法制度の改良は如何なる点まで進捗せしかを知らんことを希望すと述べた。これに對し小村は、大要前記在本邦米國大使への回答中の(三)に述べた所を以て答え、併せて領事裁判權の撤廢は朝鮮施政の統一と緊切なる關係を有するので、我が政府は極めてこれを重要視すること、朝鮮に於ては少くも日本人及び外國人の關する限り、既に日本内地に於けると大体同一の法律及び裁判所に依り司法事務の施行を見るに至り、かつ不日、朝鮮裁判所令中に「朝鮮總督は特別の必要ありと認むるときは、一の區裁判所または地方裁判所に屬する刑事訴訟事件をその裁判所と同等なる他の裁判所をして取扱わしむることを得」との一條項を追加する手筈で、事實例えは僻遠の地にあつて適當の弁護士通訳等を得難く、特に未決囚を留置する監獄の設備不完全なるが如き場合には、右規定の適用によりこれ等の不便を除去するの道もある。旁々外國人が日本内地に於て有せざる治外法權を特に朝鮮に於て存続せんことを要求すべき理由なき旨を説明した。翌四十四年四月、仏國は更に朝鮮に於ける不動産權外三点に關し自國政府とその見解を一にする聲明を日本政府より得んことを要求し、その第三点に於て、仏國人が朝鮮内地所在

の日本裁判所に起訴せられたる場合に、被告より請求あるときは仮にその事件を京城に移して裁判し、必要とあらば京城に於て受刑せしむることの保証を得たき旨を照會した。小村はこの保証を与うるを辭せざる旨を回答したので、仏國政府は満足し、直ちに領事裁判權撤去承認の旨を我が政府に通牒した。

英獨米仏諸國政府の本問題に對する態度大略叙上の如くであつた。この外伊國政府も我が駐伊大使宛公文に於て、併合條約及び宣言書の通告を諒知する旨回答すると同時に、領事裁判權撤廢については、伊國政府は日本の法令が朝鮮に於て全然從來の法令に代るに至る迄多少の留保を為し置くべきものと思惟する旨を聲明して來たが、朝鮮に於ける利益の比較的大なる他列國が既にこれに關し友好的態度を示したのであるから、その比較的小なる伊國の敢て右聲明を固執するに理由なかりしは論なく、随つて爾後これについて同國政府との間に格別交渉の反覆を見ることなくして落着した。

實をいへば、小村は併合断行の時機については当初桂と多少所見を異にする所もあつた。蓋し当時日露協約成りて日なお淺く、日露兩國の親善漸くその曙光を見るに至りし際でもあり、はた條約改正の事業を目睫に控え、列國との關係にも注意に注意を要する折であつたので、併合の断行は今少しく時の経過を俟つに利あるべし、というのが小村の当初の意見であつた。けれども桂は別に見る所あり、日韓の當時の關係に鑑み、これが断行を一日緩うせば一日の難きを増すのみならず、前述の如く寧ろ速にこれを断行して國際上に於ける我が位地を鮮明ならしむるに若かずと認めたので、桂はこれを以て小村と熟議を凝した。その結果小村は、外交上多少不利なる時期と氣遣ひしに拘らず、國運の大局に顧みて桂の所見に賛したのである。

米國加州スタンフォード大学の極東近世史教授トリートの如き、日露戦役以後に我ける我が日本の対満鮮政策に対して忌憚なき、寧ろ苛烈なる批評を加えて仮藉せず、特に韓国併合に關しては「併合の順序は外交的に観れば逐一正しく、併合の最後手段も宣言に依らないで一の條約で成されたが、しかもその結果に於ては既往累次の誓言に正反對のものであつた」といえるも、更に一転して「されど善かれ悪しかれ先例を重んずる世界にありては、日本は幾多の類例を援用してその行動を弁護し得るに苦まない。英國のエジプト占領も、同地撤退の誓言の違反であつた。埃匈國のボスニア併呑も、儼たる條約を引き破つたものである。韓国必しも外國の羈絆に落つるを免かれなかつた唯一の弱國ではない。殊に日本の國家的利害より打算すれば、英國のインドに對する、仏國のインド支那に對する、和蘭の東インドに對する、はた米國のフィリピンに對する等に比し、日本は韓国に對し遙により大なる要求權を有する。日本は韓国に就て、米國の一政治家の「理論でなくて狀勢がこれを然らしめしのみ」との言をその儘適用することができる。またマツギンレーがフィリピンに併合を正当視せしむるについて「事態の推移は人間の行動を支配し及び左右する」といえる言も、移してこれを韓国に論ずることができる。日本を批判するには、その韓国を掌握した方法に於てせず、宜しく日本の韓國民に對するその大責任の遂行という見地よりせねばならぬ。」(P. J. Treat, Japan and the United States, pp. 200~201)と説いたのもまた以て大勢の已むべからざりしを裏書したものである。

明治四十四年四月二十一日、日韓併合の功に依り桂首相は公爵に、宮内大臣渡辺千秋、陸軍大臣寺内正毅は伯爵に陞叙されたが、同時に小村も伯爵より侯爵に陞つたのである。此の陞爵は、國の内外を通じて異論の多かつた幸徳事件の処刑後何くも経なかつた頃なので、輿論は之に對し非常な不満の念を抱いた。四月二十二日の東京日々新聞は「閔

族榮爵を私す」と題した論説を發表した。其の要旨は韓国併合は我が國の一大事には相違ないが、要するに既定事實の形式的變更に過ぎない。人心の帰向漸く交調を帯びんとし危險分子の胚胎しつゝあるのは、種々の原因があるが就中一部の者が富貴權勢を壟斷し專恣妄行、勳爵權勢を独占して國民の休戚を念としないが故である。「桂首相公爵となり……小村外相侯爵となり……我が國民の反唇せざるもの幾何かある。これ猶可、閔族者流の榮爵を私する其極此に至りて、國民的大反動の来る豈に遠しとせんや」と結んであるが、以て國民思潮の趨勢を察知すべきである。

第五款 日英同盟協約の再改訂

小村は條約改正談判の傍、別に明治三十八年の第二回日英同盟協約を更に改訂し、その期限を延長し、東西局面の推移に順応せしめつゝ以て極東永遠の平和を確保する方針の下に、四十四年・一九一一年八月第三回日英協約の締結を遂げた。これを有史以来破天荒たりし明治三十五年の同盟の創作、三十八年の同盟の範圍性質の擴張に比すれば四十四年の協約再改訂は小村としては寧ろ平凡の一事業に過ぎなかつた。けれども、その條項の取捨伸縮また多少の努力を要したこと論なく、殊に當時英國にありては、政府当局者は別とし、民間の一部には我國に對する往年の熱情漸く減冷し、やゝもすれば同盟不要論をさえ聞くに至つた際であつたので、よくその継続を成就せしめたことはこれを小村の掉尾の一功績に算するも妨げない。

英國民の一部の我國に對する好感が第二回同盟協約締結當時に比し爾く冷却するに至つた理由は、日露戦役の際に於ける極度の親日的感情の反動もあり、清國殊に滿洲方面に於ける我が商工業の活動に對する嫉視もあり、一九〇七

年・明治四十年の英露協約成立以来、露国を対象とする同盟をもはや不要と為せる外交思想の変遷もあり、次節にて記述する日英關稅問題に伴つた悪感もあり、特に英国は米国とは如何なる場合に於ても絶対に開戦せざるべき信條が漸く強烈となり来れる際、日英同盟あるがため英国が万一の日米衝突の渦中に捲込まるゝが如きは心外千万なりとの憂惧もあり、これ等諸原因は互に相交又し、ロンドン諸新聞紙中にはこれを敷衍して公然同盟非繼續論を唱えたものさえもあつた。されど政府当局者、殊に外相グレーの如きは、依然日英同盟を重要視し、その繼續を摯実に希望する有力者であつた。そのこれを希望する動機は専ら東亜の現状維持にあつたが、はた寧ろ海軍問題を中心とする對韓關係にあつたかは問はず、とにかく熱心なる同盟繼續論者であつたことは疑うの余地がなかつた。我国にあつても、日英同盟を以て我が外交の枢軸と為したことは當時も既往も異ならない。されば小村は将来に於ても日英同盟の東洋平和の維持と我が利權の擁護とに貢獻することの極めて夥多なるべきを確信し、これを依然將來に繼續し、かつ益々鞏固ならしむるの方針を執つたのは勿論である。

偶々四十三年の初夏、米国の發意から英米兩國間に總括的仲裁裁判條約を締結せんとする計画があつた。英国政府ではその場合に於ける仲裁裁判條約と日英同盟協約との關係如何を予め充分に考慮し置くの要ありと認め、同年九月外相グレーは加藤駐英大使を経、若し米国より公然仲裁裁判條約の提議に接する場合には、第一案として該條約中に現行日英同盟協約に抵触せざる限りとの條件を附し、將來同盟協約の期満ち更にこれを繼續する際に、仲裁裁判條約に何等抵触する所なきよう同盟協約を更正するか、または第二案としてこの際米国に対し日本をも仲裁裁判條約に加盟せしめては如何と提議するか、これ等の關係に就て日本政府の内意を承知したい旨を通ずる所があつた。小村は右の

第二案については、國家の興廢に關する重大事項迄をも總括的に仲裁裁判に附すべきことを締結するが如きはき妥當ならず、仮にこれを締結するとしても、實際に臨んでその効力が嚴に保たるべきかは疑なき能わず、かつ仲裁裁判官の多数は無論歐米人なるべく、随つて我國の如きは文化の相異、人種宗教上の僻見等のため、多くは不利の地位に立つの危険を免かれぬから、充分考究を要する余地があるが、第一案に至つては、英国はその經濟上の必要、カナダとの關係等に顧み、如何なる場合に於ても極力米国との開戦を避くるに苦慮すべきは明瞭で、随つて英国は、日米間に万一衝突の起る場合に於ても、日英同盟協約の明文如何に拘らず飽く迄身をその渦中に投ぜざるに努むべく、すなわち同盟協約は我國にして米国を對手とする限り、事實英国に向つてその適用を要求する能わざること必然の数なるべしと断じた。そこで小村は翌四十四年一月、加藤をして英国外相に対し日本政府は右の第二案は採らず、第一案には異議なき旨を回答せしめた。

爾來英米間には、總括的仲裁裁判條約に關する開談の氣運熟し、何時商議の進行を見るやも測られない形勢となつたが、しかも万一その成立に故障の起る場合には、日英同盟協約がその障礙を為すものとの感を英人の間に与え、たゞに將來の同盟繼續を危くせしめ、東洋平和の確保に顧みて甚だ面白からざる結果を生ずる虞なしとしない。故を以て小村は、右仲裁裁判條約の商議を機とし、寧ろ進んで同盟協約を更正し、以て、(一) 米国を對手とする限り同盟協約不適用の意を明瞭にし、英国側の日米衝突の場合にその渦中に捲込むことなきやの憂惧を除去せしめ、併せて、(二) 韓国の併合その他局面の推移に順応せしむべき必要の改竄を加え、なお同時に、(三) 新同盟協約の有効期を更に十年と為さしむることを得れば、我國の外交方針は更に確立すると共に、東洋平和の基礎も確保するを得べしと見、こ

の意を加藤大使に訓令して英國政府の内意を叩かしめたるところ、同国外相も小村とその感を一にし、日英兩國当局者の意思は全然合致することを知り得た。

加藤大使は英國外相の意向に關して、「同大臣は同盟條約の重大な変更を予期していないから新たに重要な事項を加えるのは不得策である」旨を具稟したが、小村は之に對し全然同意を表した後改訂條約をして東亞の新局面に適応する様に相當の修正を加えるのも亦已むを得ない義と思考する旨回電した。加藤大使は右を以て政府が或は滿洲に於ける我が特別利益擁護等に關する規定を設けるの内意ではないかと察し、三月三十一日 (イ) 英國政府は海軍關係以外には日英同盟に對し適切な利害を感じていない。(ロ) 英國國民の同盟に對する熱心は冷却し同盟は日本にのみ利用せられ甚しきは全然同盟の精神に反し滿洲の利益を壟断せんとするものであるとの攻撃さえあり、更に幸徳事件を以て日本を野蛮なる專制國に誤認しているものも鮮くなく、旁々同盟を継続するのみならず滿洲に關する規定を設けたなら英國の輿論は必ず之に反對するであろう。(ハ) 且又他に滿洲開發に熱中しつゝある米國人の感情を害するは勿論清國の日英同盟に對する悪感を深くし英國の利害に影響すること極めて鮮くないとの理由から、滿洲のことは現地の解決に委し、改訂協約中には之に關する規定を省いた方がよいと意見を小村に上申し來つた。

一方小村は日英双方の意思が既にかく合致せる以上は、この機を逸せず同盟協約更正の開談に着手するを最も必要なりと認め、前述の趣旨に基き四月五日同盟協約更正方針を閣議に提出した。

一、新同盟協約ノ期限ヲ調印ノ日ヨリ十ヶ年トナスコト

今回協約改訂ノ大目的ハ期限ノ延長ニ在ルヲ以テ新協約ノ期限ハ調印ノ日ヨリ起算シ改メテ十ヶ年トナスコトヲ必要トス

二、同盟協約カ締盟國ノ一方トノ間ニ一般仲裁裁判條約ヲ有スル國ニ對シ適用ナキ旨ノ規定ヲ追加スルコト

本條項ノ目的ハ米國ヲ協約適用範圍外ニ置クノ主旨ナルコト勿論ナリト雖協約文中ニ於テ特ニ米國ヲ指定スルハ形式上穩ナラサルノミナラス同盟協約ノ改訂ハ或ハ英米仲裁裁判條約ノ成立ヲ予期シ其締結前ニ之ヲ行フコトナルヤモ料リ難キヲ以テ行文上一般ノ規定トナシ置クコトヲ得策トス

三、現行協約第三條及第六條ヲ削除スルコト

現行協約第三條ハ韓國ニ關スル規定ニシテ併合終了ノ今日ニ於テ最早其必要ナク第六條ハ日露戰爭ニ關スル規定ニシテ是亦必要ナキニ付之ヲ削除スルヲ當然トス

四、英國ニ於テ帝國カ其國境附近ニ於テ有スル特別利益ヲ承認スル旨ノ規定ヲ追加スルコト

現行協約第四條ニ掲ケタル印度國境附近ノ特殊利益ニ關スル規定ハ本来英國カ帝國ノ韓國ニ於ケル特殊ノ地位ヲ承認スルノ代價トシテ設ケラレタルモノナル処韓國併合ノ為最早韓國ニ關スル規定ヲ要セサルコト同時ニ併合ノ結果帝國ハ亜細亞大陸ニ於テ領土ヲ有シ英國ノ印度ニ於テ有スル地位ニ酷似スル關係ヲ生シタル次第ナルヲ以テ印度國境ニ關スル規定ノ對照トシテ出來得ル限リ英國ヲシテ我國境地方ニ於ケル特殊利益ヲ承認セシムルヲ努ムルコトヲ適當トス然レトモ本件ハ英國政府ニ於テ或ハ之ヲ困難トスル事情アルヤモ計リ難キノミナラズ今回同盟協約ヲ改訂セントスル大目的ノ期限ノ延長ニアルコト前記ノ如クナルヲ以テ英國政府ニ於テ到底本件ニ同意スルコト能ハサルコト明白ナルニ至ルトキハ我ニ於テ之ヲ固執セザルコト得策ナリ

そして閣議の賛同を得たので、小村は以上の方針の下に新協約案を起草し、適當の折を以て英國政府へ提出して交渉を開始すべく加藤大使に訓電した。

然るに加藤よりは、この新協約案に對し若干の意見稟申があつたので、小村は更に考究を尽し、二、三の照覆を経

た末、原案に多少の修正を加え、確定案として五月十六日再びこれを閣議に諮り、その決定を得た。この確定案に於ける重要な條項は、前文外第一條及び第二條は現行の第二回日英協約通り、第四條及び第六條は現行第五條及び第七條と同じで、第七條も大要第八條と異らないが、ただ第三條に於て前段は大要現行第四條に同じとし、その第二項として

「之と均しく日本は其の国境の安全に繋る一切の事項に關し特殊利益を有するを以て、英國は前記国境の附近に於て日本が其の領土を擁護せんが爲め必要と認むる措置を執るの權利を承認する。」

又第五條として

「締約国の一方が第三国と總括的仲裁裁判条約を締結したる場合には、本協約は該仲裁裁判条約の有効に存続する限り、右第三国と交戦するの義務を前記締約国に負はしむることとなるべし。但し右第三国が締約国の一方と別国との交戦に加はり、又は別国が締約国の他の一方と右第三国との交戦に加はる場合は此の限にあらず。」

をいづれも新設せんとするにあつた。

小村はこの確立案を加藤に電報し、改訂談判に着手方を訓令した。同大使は五月十七日英國外相に面会してこの訓令を執行し、爾後翌六月末迄に数次の会見があつた。この間に於て英國政府は当時ロンドンに開会中であつた英帝國會議に於て、予て我方との間に大要打合済の條件の下に同盟期限延長のことを諮問したところ、列席の各植民地代表者は一同これに賛した。ただその際濠洲及び新西蘭の代表者より日本移民の将来に關し懸念の論が出たが、外相グレイはその杞憂なるべきを語り、かつ日英同盟の東洋、延いては世界の平和に寄与すること大なるを説き、進んで日本

を信義を重んずる国として称揚し、カナダ代表者も己れの実験上より移民に關して日本政府の信頼すべき所以を述ぶる所があつたので、格別の異論なく一同の賛成を得た。

六月二十六日、英國外相は我が提案に対する同政府の意見を加藤に披陳した。その意見によれば、我が提案の第三條第二項は一般に滿洲を意味するものと解釈せられ、現行協約は既に韓国を日本に与え、今また新協約は更に滿洲まで進ましむるものと人をして疑わしめ、甚だ妙でない。インドのことは英露の關係が一変した今日、さきに該規定を設けた理由は既に薄弱となつたが、なおネパール、ブータン等の対清關係上英國に取り必要なきにあらずるが、しかもこの儀は協約の前文中に於て既に尽せりともいえるので、本條は寧ろ全然削除するを可とすべく、また新案第五條の但書は、これは或場合にはなお米國と戦ふことのあるべきことを予想した規定と思われるから、遺憾ながら同意し難いというにあつた。加藤は英國外相の右意見は篤と閣議を経たもので、我方に於て如何に議論を繰返すも到底彼をして第三條及び第五條但書の存置に同意せしめるの望なきものと断じ、小村に對し削除に同意するの外なかるべしと稟申した。

小村は英國政府にしてインド国境に關する第三條の規定を廢止するも差支なしとする以上は、我方に於て強いて同條第二項の新設を固執するにも及ばずと認め、英國外相の意見を容れて同條全部の削除に同意すべく、また第五條但書に關する同外相の否定に對しては、その説明を商量し、若し日英兩國政府間に於て

一、締盟国の一方たる甲國と總括的仲裁裁判条約の關係を有せざる別國が該条約の關係を有する第三國と連合して締盟国の他の一方たる乙國に對する交戦に加わらんとするときは、甲國は右連合を防止するに就て尽力するの義務を有すること。

二、締盟国の一方たる甲国と総括的仲裁裁判条約の關係を有する第三国が別国と連合して締盟国の他の一方たる乙国に対する交戦に加わる場合に、其の戦争にして甲国が乙国を援助すべき義務あるものなるときは、右第三国の行動は締盟国双方に対する攻撃と看做すべく、随つて右第三国は斯かる行動に伴う必然の結果に就て自ら責に任すべきこと。

の二点に關しその意見相互に疏通し、前述の但書を設けなくとも實際問題の發生する場合に能く之に処するに充分なるべしと英國政府に於て言明すれば、我が政府は該但書の削除に同意するに躊躇せざること、そしてこの諒解は文書を交換してそれに留め置きたきことと思惟した。加藤は小村の訓令によりこの趣旨を英國外相に通じた。けれども同外相は、かゝる文書を交換すれば無論これを發表せざるを得ないが、これを發表するに於ては英國は或場合になお例えば米國と開戦することあるべき意を表示するもので、英國民の感情に一致せず、かつ前記擬想の第三国が交戦に加わらんとする場合には、英國は無論これを防止するに努力すべく、また第三国がこれに加わるが如きは實際あるべしとも思えぬから、旁々文書は交換せず、單に但書を削除することに同意ありたしと答え、はた或は疑惑を避けんがため本文に多少の修正を加うるも可なりといい、若干の修正字句を試提し、殊に米國を明指してその條文を「本協約は英國または日本に対し米國と交戦するの義務を生ぜしむることなし」と双務的に為さば極めて簡單で、日本に取つても最良案なるべしと述べた。その意は、英國は他國その他とも追つては總括的仲裁裁判條約を締結することもあるべく、その都度日本は同盟適用の範圍縮小せらるゝが如くに感ぜんが、今これを以上の如くにし、米國のみを除外して置くことにすれば、日本に於て右様の感なくして済むべしというにあつた。加藤は第三国を明指せざる一般的规定は後日却つて事態を錯雜ならしむるの懸念があるが、右の案は最簡明でその懸念なく、かつ我國に対する米國の氣受も

宜しからんとの意見で、右英國外相の所見を報告した際、併せてこれが採用方を小村に慈憑した。憲政会總裁として加藤が大正十年七月七日、東京より西下の汽車中、一記者への談話として報道せられた記事に

日英同盟更新の議論が八釜しいが、事情に通じて居るものから見れば解し難いことが幾らもある。最近英國の大法官が該同盟の効力について新しい発見でもした様に伝えられるが、別に珍らしい解釈でも何でもない。日英同盟改訂については当時予が責任者であるから、誰よりも一番よく知つてゐる。……當時英國外相グレーは、英米の國際的關係から一般的となる所を明記しようかといつたから、予は個人として賛成の旨を述べ、本國政府に訓令を仰いだ所、この案が通らないで現行協約の如くになつたのである。當時日本の輿論は仲裁裁判條約の規定を一般的にしたことについて、同盟の効力を薄弱ならしむるものであるといつて騒いだが、その時から英國が米國を顧慮してゐた点は解るので、日本も決して米國相手に戦争をする考はないといふことは、昔も今も変りはない。グレーの意見通り米國の名前を明示して置けば、今日になつて幣原大使がステートメントを發する必要もなかつたであらう。グレーにはこの点に就て先見の明があつたと申しても宜い。(大正十年七月八日「東京朝日」)

とあつたが、責任者の言述として参考に資すべきものであらう。

小村はこの電稟に對し慎重な考慮を加えた末、第五條但書の要旨に關する英國外相の累次の説明に信賴して叙上文書の交換を見合せ、また米國を明指せんとする同條本文の前記新案は採択せず、單に我が原案第五條からその但書を削除するに止めて協議を纏むべき旨七月十日を以て加藤に訓令し、同大使はこれを英國外相に申入れた結果、兩國政府の合意成り、同月十三日、英國外相と加藤大使とは新協約に調印し、兩國政府は成規の手續を経て翌々十五日これを公表した。

要するに明治三十八年の第二回日英同盟協約以来世界の形勢に著しい変化を呈し、一方には我国に於て韓国併合のことあり、他方には英米両国間に総括的仲裁裁判條約の商議があり、英国はこの仲裁裁判條約により米國との開戦を絶対に避けんとする意図であつたので、この意図と抵触する第二回日英協約が当然再改訂を見るべきは必然であつた。故に小村はこの点を商量し、英国外相より意見の内承方照合があつたのを機とし、一面には極東に於ける局面の發展に順応せしめ、他の一面には協約期限の延長によりて同盟堅実の意を内外に明かにせんがため、茲に協約再改訂の開談訓令となり、商議となり、そして加藤大使の遺算なき折衝により、その目的を達し得たのである。この新協約は日露戦争の終局、韓国併合の實行、及び英露協約の成立の結果もはや不要となつた條項を削除したのはその新生面なるも（但し第三回日英協約も依然その前文に東亞及びインドの区域に於ける全局の平和を確保云々の一句を留存してあるので、インドが同盟適用の範圍に属することは第二回協約と異らない）、これ等の削除は、言はゞ局面の推移に伴つた当然の結果に過ぎない。新協約の眼目は實に総括的仲裁裁判に關する新規定の挿入により、日米間の万が一の開戦に際し英國をして日本援助の義務より免かれしむる点にある。米國がこの新協約締結に關する日英兩國政府よりの通告に接し、新規定たる第四條（我原案第五條）に對して特に甚大の満足を表したのは、素より怪むに足りない。されど日英新協約を生むに至らしめた懸案の英米総括的仲裁裁判條約は、新協約成立の翌月、すなわち四十四年八月三日、華府にて調印済となつたが、米國上院の批准を得なかつたので、その効力を發するに至らず、随つて改訂日英協約第四條は、爾來單に假想の規定たるに止まつた。

第三節 条約改正の完成

第一款 概要

陸奥改正條約は明治二十七年七月十六日より明治三十年十二月五日迄の間に於て英、米、伊、秘、露、丁、独、瑞諸、白、仏、蘭、瑞西、西、葡、澳、洪十五ヶ國との間に締結せられ、仏、澳以外の條約は何れも明治三十二年七月十七日より仏、澳との條約は八月四日より實施された。而して右の中露西亜との條約は明治三十七年日露開戦と共に効力を失い其の結果、明治四十年七月二十八日日露新條約調印せられ、秘露との條約は有効期限を七ヶ年とし既に期間満了せしも其の規定は完全なる相互的のものなりしが故に小村外相時代に條約廢棄を為すの必要なかつた。残りの十三ヶ國中英、伊、丁、独、瑞諸、白、蘭、瑞西、西、葡の十ヶ國との條約は何れも有効期限を十二ヶ年としたるが故に、明治四十四年七月十六日を以て満期日到来し、仏、澳二ヶ國との條約は同年八月三日を以て満期となり、又米國との條約は我が政府の解釈によれば明治三十二年七月十七日以後一ヶ年の予告を以て何時たりとも廢棄し得べきものであつた。結局小村條約改正に於て廢棄の必要ありしものは以上十三ヶ國との陸奥條約であつた。

上記明治三十二年七月又は八月より實施の陸奥改正條約に於ては本邦が安政五ヶ國條約以来片務的に束縛を受けて居た法權、稅權を回復するに在つたが、陸奥改正條約に於ても明治十五年井上外相時代以来の沿革に鑑み主力を前者の回復に置き、後者に付ては之が全部の回復は他日に歸することとした。即ち陸奥條約に於ては英、独、仏三主要國